

# 決算特別委員会会議録

平成28年10月31日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 19:11

## ○委員長

ただいまから平成27年度決算特別委員会を開会いたします。

審査に入る前に、執行部の皆さんにお願いをいたします。本日初めて委員会に出席される方もおられると思いますので、繰り返しとなりますが、事業内容の確認や概要等の質疑に時間をとられると、限られた時間の中で最後まで進めることができません。委員の皆さんには先日からお願いをしておりますので、執行部におかれても質疑の内容を的確に把握され、簡潔な答弁に努めていただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

また、本日最終日となりましたが、当初、委員の皆さん方にご了承いただいた会議の日程や会議の時間を超えてまで職員の方々の時間を拘束すべきではないというふうに考えておりますので、本日の委員会運営に関しましても、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

「認定第1号 平成27年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。第5款 労働費から第7款 商工費について、206ページから226ページまでの質疑を許します。206ページ、労働諸費、労働者支援事業費について、川上委員の質疑を許します。

## ○川上委員

この運営による成果をお尋ねします。

## ○商工観光課長

ワンストップサービスのことでよろしゅうございましょうか。ワンストップサービスセンターe-ZUKAにつきましてですが、平成27年度は目標値であります若者の就業者数40人に対し、44人であったことから、一定の成果があったと認識をいたしております。

## ○川上委員

わかりました。

## ○委員長

次に、206ページ、労働諸費、緊急雇用創出事業費について、川上委員の質疑を許します。

## ○川上委員

主に4つの事業が行われているのですが、その委託先、委託方法と成果をどのように捉えておるのか、お尋ねします。

## ○教育総務課長

教育総務課のほうで担当しております事業についてご説明します。まず、特色ある教育活動支援事業委託料でございますけれども、委託先は福岡ソフトウェアセンターでございます。続きましては、測量士等新規就労支援事業委託料につきましては、登記実務者であります、登記実務者育成ネットワーク飯塚と契約をしております。それぞれの成果でございますけれども、特色ある教育活動支援事業につきましては、高齢者等の就労、社会参加を促進として学校等に派遣して就労機会をつくっているわけでございますけれども、再就職とかいった、そういうことはございませんけれども、学校での特色ある教育活動の支援として、十分に活動していただいたと思っております。それから、測量士等新規就労支援事業委託につきましては、学校敷地内に残っております、個人所有地とか、そういったところの測量等を実施していただいておりますので、十分に成果が上がったというふうに思っております。

## ○商工観光課長

残り2つの事業ですけれども、1つは、地域活性化コーディネーター人材育成事業でございまして、こちらのほうを実施したのは、まちづくり推進課でございまして、委託先はアイデアパートナーズ株式会社になっております。こちらにつきましては、筑穂地区のまちづくり協議会が運営している、コミュニティカフェの運営に必要な人材を育成することを目的といたしまして、成果といたしましては、1名の雇用実績があつているところでございます。もう1つは、地域企業魅力発見事業でございまして、実施課は産学振興課になっております。これは、企業と就職希望者との間でミスマッチが生まれており、結果として新規雇用につながっていない状況にあるため、これらの解消を図ることを目的とするものでございまして、これにつきましては、雇用者数14名ということで、一定の成果が上がっているところでございます。

○川上委員

今回決算に係る事業の中では、比較的少ない予算で若い人たちも含めて、サポートするという点で、非常に大事な事業ではなかったかというふうに思っております。

○委員長

次に、208ページ、農業総務費、久保白ダム土地改良区補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

この土地改良区、発足して相当な年限があると思うんですけども、この先の見通しについてお尋ねをします。

○農林振興課長

久保白ダム土地改良区につきましては、昭和41年に久保白ダム建設に伴いまして設立をした団体でございます。受益地1166ヘクタールの農業用水を供給をしている施設でございしますが、築50年近くの建設になりますので、老朽化が進んでおります。今後、大規模な改修等がいずれ訪れるというふうになっておりますので、近い将来、大規模改修等が訪れてくることになると予想されますが、県営等の事業等を活用して対応していくということが、今後考えます。

○委員長

次に、210ページ、農業振興費、農業後継者育成対策事業費補助金関連について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料78ページに資料をいただいておりますけれども、本市は本来、農業を基幹産業の重要分野と位置づけていなければならないのですけれども、その中では、この農業後継者育成というのは決定的だと思います。それで、この事業の補助金関連で、この期、どういう成果があり、今後どういう課題が残ったかという点について、お伺いいたします。

○農林振興課長

後継者育成に対する支援ということでございますが、国庫事業によります青年就農給付金、それから市の単独で事業展開しております研修事業補助事業、それから農業の営農に関します支援事業ということで、展開をしております。担い手の農家の確保のためには、認定農業者や集落営農組織とあわせまして、この新規就農者の育成、確保というのが非常に大事な取り組みとなっております。資料にお示ししておりますとおり、年々新規就農者が増加しておりますことから、さらにこの新規就農者の拡大に努めていきたいというふうに考えておりますが、課題といたしましては、従前、水稻を中心といたします農業形態から、近年では野菜等多様な農業経営へと移行しておりますので、さまざまな指導助言ができるような体制づくり、現在では、JAや普及センター等で構成しております頑張る農業応援協議会を機能させまして、その支援等を行っておりますので、そういった機能を充実しながらきめ細やかな農業支援を行っていく

ということが、今後の課題というふうに捉えております。

○川上委員

今後の課題の中に、なかなか難しいかもしれませんが、市長、農家戸数の拡大目標というのを、飯塚市としてイメージして臨む必要があるのではないかとというふうに、申し上げておきたいと思います。質問を終わります。

○委員長

次に、210ページ、農業振興費、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金について、梶原委員の質疑を許します。

○梶原委員

活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金から次ページの4段目の農地耕作条件改善事業費補助金についてまでは12月の一般質問で取り上げてみたいと思っておりますので、取り下げさせていただきます。

○委員長

それでは続きまして、210ページ、畜産業費、畜産業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

畜産業費が本市発足以来、この程度でずっと推移しております。それで、地元の畜産業はどういう展望があるのか、非常に不安に思っております。こうした中で、枝肉の共進会負担金8万円ということなのですが、どういうことに役立っておるのか、近年の筑穂牛のコンテストで優秀成績を収めるというようなこともありますので、そうしたことも含めて、お尋ねしたいと思います。また、豚、鳥等についてはどういう考え方が、お尋ねしておきたいと思ます。

○農林振興課長

畜産業につきましては、現在、牛肉、乳牛、豚、採卵鶏、ニワトリの卵ですけども、合わせまして30件の畜産農家が現在、営農をされております。その餌となります飼料の高騰あるいは輸入農産物との価格差等で、非常に厳しい経営状況になっているという状況でございます。また、あわせまして、TPP問題によります影響も今後、予想されるということが考えられてきております。その中で、品質のいい安全な農産物を今後つくっていくということで、海外にそのようなPR、メリットを訴えながら、輸出にも向けていくというふうなことで、現在取り組まれているところでございます。本市といたしましても、そのような経営の転換等が図られるよう、全国的な取り組み、国の支援も受けながら、今後、支援を行っていたというふうにご考えております。

○川上委員

わかりました。終わります。

○委員長

次に、農業施設費、農業施設管理費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

水門管理関係なんですけれども、謝礼金が支出されておりますけれども、この間に、この水門管理が異常気象との関係もあろうかと思ますけれども、非常に困難になってきている現実がないかと。この分野、きちんと対応できるようにする必要がありますけど、今どういった手だてを決算を通じて考えておられるか、お尋ねします。

○農業土木課長

農業施設におけます水門管理でございますが、今現在、10の水門がございます。その運営管理といたしましては、地元の農業者団体、もしくは個人の方に委託をしながら、適切な管理

をやっておりますが、今のところ、特段、大きな問題にはなっておりませんが、今後、異常気象におけます管理の方法等も検討していく必要があるのではないかと考えております。

○委員長

次に、214ページ、農業土木費、浸水対策事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

鯉田井手ノ上用排水路関連なんですけれども、どういう事業目的で取り組んだのかということと、鯉田工業団地からの雨水の影響によって、この流下が悪影響を受けてないか、そういう心配をしております。その後もという意味ですけれども、答弁求めます。

○農業土木課長

まず、この鯉田井手ノ上の浸水に対する改良工事でございますが、計画といたしましては、下流域、鯉田小学校付近のところの、水路からの利水に伴います浸水被害を解消する目的で、これを実施しておるところでございます。それと、2点目の鯉田工業団地からの部分での影響はないかということでございますが、これにつきましては鯉田工業団地造成地におきます開発行為に基づきまして、流出量の決定もされております。また、井手ノ上の水路に関しましては、鯉田工業団地でなく、これに類する流域的な計算をやりながら、これに対応する断面決定をやっている状況でございます。

○川上委員

現実的にはですね、工事の前ということになりましようけど、鯉田工業団地ができてから、水位が上がるようになったという住民からの通報もあります。この事業によって、完全にそれが抑制できるかどうか心配しております。そのことを申し上げて、この質問を終わります。

○委員長

216ページ、林業振興費、荒廃森林再生事業費委託料について、梶原委員の質疑を許します。

○梶原委員

この質問についても先ほどの理由と同じ、12月の議会で一般質問で取り上げさせていただきたいと思っておりますので、取り下げさせていただきます。

○委員長

続いて、216ページ林業費、林業関連費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

山を管理しきれないので、市に山を寄付して、管理もお願いしたいというような話を聞くわけなんですけれども、この市有林の管理についてはどのように行っておるのか、お尋ねします。あわせて、生活環境保全林維持についても答弁求めます。

○農林振興課長

飯塚市が所有しております山林の面積が1026ヘクタール、そのうち保安林の指定をしておりますが、564ヘクタール、保安林以外が462ヘクタールというふうになっております。特に保安林につきましては、水源涵養、防災機能など、非常に公益性のあることから、指定を行って整備を行っておりますので、可能な限り国県の補助事業等を活用しながら、整備を行っているということで進めておりますが、予算の範囲内ということで、まだまだ不十分だというふうに考えておりますが、引き続き、積極的に可能な限り、整備を行っていききたいというふうなことで、現在取り組んでいるところでございます。それから、生活環境保全林でございますが、これは昭和58年に整備をいたしました庄内地区の仁保にございます保安林でございます。区域内にはメタセコイアが群生してるところもございまして、遊歩道の管理と、それから定期的に間伐等整備が必要となってきますので、毎年、委託を行いまして、整備を行っているところでございます。

○川上委員

委託先はどちらですか。それぞれについて。

○農林振興課長

まず、ただいまご紹介いたしました生活環境保全林管理委託につきましては、平成27年度が福岡県広域森林組合でございます。それから、林業費の中で市有林管理委託料の決算がございしますが、27年度につきましては、委託先は全国林業事業協同組合でございます。それから最後に、荒廃森林再生事業委託につきましても、全国林業事業協同組合に委託を行っております。

○委員長

218ページ、商工総務費、工業団地管理について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

幸袋の、もともとは飯塚リサーチパークなんですけれども、クロシードに建物を貸して、土地が賃貸借なんですけれども、増築をしたいということで、関連して土地造成を認めたわけなんですけれども、地下埋設物が露出して撤去工事がふえたんですけども、その分を市が負担するという事と聞いております。どういう根拠で市がこれを負担しなければならないのか、お尋ねをします。

○産学振興課長

この土地につきましては、平成3年3月に幸袋製作所より各種権利の消滅及び物件の移転等を条件といたしまして購入いたしております。その後、平成4年6月より造成工事を行ったところですが、この基礎杭などは、廃棄物の清掃及び廃棄に関する法律施行令第2条に規定する廃棄物でありまして、昭和57年の環境省の通知によりまして、造成時に撤去しなければ不法投棄とみなされるものであります。このことにより、本来、その造成工事時に本市が基礎杭等を撤去すべきだったものが一部、基礎杭等が残ったままになっていたものであったため、本市が負担すべきものとして、支出を行ったところでございます。

○川上委員

それは、廃掃法との関係で不法投棄とみなされるということですか。

○産学振興課長

そのとおりでございます。

○委員長

218ページ、商工業振興費、地域活性化商品券発行事業補助金について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

218ページ、商工業振興費、地域活性化商品券発行事業補助金7428万7084円に関連してお聞きいたします。追加資料79ページのほうを提出していただきました。もともと、この地域活性化商品券、ここ数年来やってあるわけですが、あらためて、この事業の目的についてお聞かせください。

○商工観光課長

このプレミアム商品券につきましては、市内の消費拡大と購買を促進し、地域経済の活性化を図る目的で実施するものでございます。

○江口委員

それでは、その効果測定の方法はいかがになっておりますか。

○商工観光課長

具体的な効果測定によるデータ等はございませんけれども、聞き取りによる調査によりますと、家電販売店では、いつもより高機能のものを勧めることができるとか、スポーツ用品店で

は、プレミアム商品券があるのでシューズを買い直したとか、また、食料品店ではもう1品の買い足しがあるなど、多くの業種でプレミアム商品券による消費の喚起があったとの声が聞かれています。

○江口委員

となると、7400万円強を使って、やった事業であります、その効果については、はっきりわからない、雰囲気はわかるんだけど、具体的な数字等はわからないという理解でよろしいですか。

○商工観光課長

民間の調査会社でございますけれども、みずほ総合研究所によりますと、平成27年度のプレミアム商品券発行による個人消費の押し上げ効果は全国で640億円程度になるとのことでございます。

○江口委員

具体的に飯塚では7400万円強使うんですが、それについての効果に関しては、具体的な数字等はないという理解でよろしいですか。

○商工観光課長

そのとおりでございます。

○江口委員

大型店舗の使用割合が64.82%、その他35.18%とあります。大型店舗とそうではないところとの違い、また、チェーン店とそうではないところの違いについては、どのようにお考えになられますか。

○商工観光課長

大型店舗での使用につきましては、64.82%、さっきも申しましたようにそれ以外の店舗35.18%ということになっておりますが、大型店が60%を超えたことから、それ以外の店舗に比べて大型店の比重がふえてきたところであり、これについては検討というか、見直しの方向の必要性があるものと考えております。

○江口委員

基本的に大型店であったり、チェーン店であったりというところで消費をされるということになると、ある意味、その利益の部分が、飯塚市のエリア外に出ていくので、資源として循環しないという問題点があると考えておりますが、その点についてはどうお考えですか。

○商工観光課長

市内のプレミアム商品券を購入された方がプレミアム分を含む額面6億円分が使用期限であります12月31日までに消費されましたことから、域内ではございますけれども、個人消費が押し上げられ、新たな需要が喚起されるなど、一定の経済波及効果があったものと考えます。

○江口委員

一定の波及効果があったではなくて、基本的にその違いですよ。性格の違いについて、全く同じ形だと考えるのか、それとも大型店並びにチェーン店とその他の地元商店で使われることに関しては性格が違うと考えるのか。その点についてはどうお考えですか。

○商工観光課長

大型店については、その本社が飯塚市以外にあって、そちらのほうへ利益が一定程度流れる可能性はあるかと思えます。一方、中小小売店、飯塚市にある分につきましては、そのまま店主のほうの利益になると考えております。

○江口委員

つまり、どこで消費されるかによって地域活性化の結果は違うということですよ。業種別の使用割合並びに地区別の使用割合を出していただきました。業種別の使用割合を見ていただ

いて、域内でお金が巡回していく、ないしここで消費されることによって、地域活性化につながると考えられる業種は、どのような業種になりますか。要は通常買うものではなくて、この地域活性化商品券、これを発行することによってプラスの消費が得られるもの、それが目的のわけでしょう。となると、この業種の中で明らかにそういったものが見込めるものはどういったものがある、逆にそういったものが見込めないものはどういったものがあるのか、お聞かせください。

○商工観光課長

商品券があることで、経済効果があると思われましては、例えば家電販売店ですね。小売店のお話によりますと、少し高機能の製品を勧めやすいとか、それとか玩具販売、子どもや孫にある程度高額な商品を買われるケースがあるとか、そういうことが地域商品券によって消費が拡大されている面だと思われまして。一方、あまり効果がないなというものについては、米とか、野菜とかそういったものについては日常消費するものでございますので、それについても割と上等な質の高いものを求める方もおられるかもしれませんが、比較的低い部分ではないかというふうには考えてはおります。

○江口委員

例えば、ガソリンスタンドですね。この商品券があったからガソリンをレギュラーからハイオクに変えるわけではありませんし、これがあったからといって、遠くに行くって形はないんだと思ってます。そういった部分をきちんと検証しないと、ある意味この地域活性化商品券については、ほかの自治体では、これについては誰が得をするのかと考えたときに、ある意味裕福な方が得をする事業である。片一方では、今ある、通常買っているものを置き替えるだけであるならば、お金が移転しただけであって、何ら地域活性化に貢献しないといって、やめるところもあるわけでありまして。そういったことを考えると、やっぱりその検証が必要だと思うのですが、これについて、この商品券で何を買ったか、事後で検証しようと思えば、何を買ったかというものが、商品券があるなしでどう変わったか、消費行動が変わったかという検証が必要であると思っておりますが、何を買ったのかわかるのでしょうか。まず、何を買ったのかわかるのかお聞かせください。

○商工観光課長

何を買ったかの具体的なデータはございませんが、買ったお店の業種のデータについては提出しております資料のとおりでございます。

○江口委員

市外の方も購入可能であったかと思いますが、市外の方の購入の割合はどの程度であったでしょうか。

○商工観光課長

市外の購入の割合は約10%となっております。

○江口委員

改めてお聞きいたします。基本的に地域活性化に資するかどうか大きな分かれ道であります。今お話がありましたように、どのようにどれだけ地域活性化に貢献したかということについては何ら具体的なもの、そしてまたそれを調べるためのツール等はないという理解でよろしいですか。

○商工観光課長

今のところ、そういうデータは測定しておりませんが、今回、商品券を販売しました際に、アンケート調査票というのをお配りして、その回答がございましたら、ある程度の何らかのデータが集まるのでないかと考えております。

○江口委員

その資料は平成27年度はないということで、よろしいのですか。

○商工観光課長

すみません。27年度はございません。

○委員長

次に、220ページ、商工業振興費、企業立地促進補助金について、梶原委員の質疑を許します。

○梶原委員

この企業立地促進補助金の平成27年度の交付実績内容及びその効果について、説明をお願いします。

○産学振興課長

平成27年度の補助金交付実績につきましては、市内工業団地での新設企業1社及び増設企業3社、計4社に、6223万8千円補助金を交付いたしております。この補助金を交付したことによる効果につきましては、4社において123名の市内雇用が創出されており、このことによる市税等の増収及び市内経済への波及効果があるものと考えております。また、工場及び機械設備等において21億8千万円の設備投資がなされたことによる固定資産税の増収及び資材、建築等をはじめ市内経済に対し相当の波及効果があったものと考えております。

○梶原委員

このことによる波及効果が相当あるということですが、それではこの補助金制度を活用されるわけですが、これから、こちらに来られる方たちについての周知啓発については、どのような形で行っておられますか。

○産学振興課長

この補助金制度につきましては、市や県のホームページで周知しているほか、市報にも掲載を行っております。また、用地購入や増設を検討している企業につきましては、市内への誘致や増設等への効果的な誘導策として、補助制度についてご説明を行っているところでございます。

○梶原委員

結構いい形で工業団地のほうも埋まってきておるようですけれども、現在、市内における工業団地の余裕はあまりないのではなかろうかと思っておりますけれども、今後、よそから来ていただく企業のためには、工業団地の造成も考えていかなければならないと思っておりますので、ぜひ、いい形で企業誘致ができるように取り組んでいただきますようお願いいたします。終わります。

○委員長

次に、218ページから220ページ、商工業振興費、商工業振興事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

このうち、小規模事業指導員補助金について、どこに支出をしているのか、その金額の根拠、さらにそれによる実績はどうかお尋ねします。

○商工観光課長

支出先は飯塚商工会議所でございます。積算の内訳につきましては、経営指導員の基準給与単価が27万8900円でございます。商工会議所に所属する経営指導員6人分の4カ月の給与から一定の率を減額した額となっております。その実績につきましては、平成27年度においては、小規模事業者に対する巡回による経営指導741企業に対し、延べ876回。窓口指導を1150企業に対し、延べ1454回。また創業指導を、47企業に対し延べ50回行っております。その他、講習会等による指導も実施をしております。集団指導を126企業



の314人に対して行い、個別による指導を196企業の279人に対して行っております。また、融資のあっせんにつきましては、政策公庫のあっせんを60件行い、46件の貸し付けを行い、その他融資あっせんを7件行い、7件の貸し付けを行っております。

○川上委員

この指導費というか、商工会議所の事業への補助ですよ。これにかかる事業費が全体で幾らで、飯塚市の補助額はどのくらいの比率になるのでしょうか。

○商工観光課長

全体の事業費が6110万5029円、これが全体の収入の内訳でございます。そのうちの376万2千円という内訳でございます。

○川上委員

先ほど企業立地促進補助金について質問があり、答弁で効果について、固定資産税の納入があるでしょうと言われましたけども、その額は、この補助金額と比べるとどういう数字になりますでしょうか。誘致企業で固定資産税が納入されるでしょうと。それで、21億ぐらい投資するからということだったんだけど、すると固定資産税が幾らだろうかと思います。一方で、そこに対する補助金があるわけですから、バランスシートのほうにはどうなるのかなと。

○産学振興課長

固定資産税につきましては、特に建物につきましては、償却率が落ちてくるのが遅い。かなり高額での固定資産税の納入になります。補助金につきましては、1年限りのものですので、そういった固定資産の累計を考えれば、かなり固定資産税の増収のほうが大きいのと考えております。

○委員長

次に、220ページ、商工業振興費、企業誘致推進費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

企業誘致推進費が961万円余なのですけれども、この中で大規模太陽光発電設備設置促進事業費補助金が847万円余ということになっております。大半が大規模太陽光発電関係ということなのですけれども、そうしますと、企業誘致推進にまともに取り組めたのか心配をするわけです。幾つか旅費だとか出ておりますけれども、名古屋に出張所を置けとかは言いませんけれども、市役所を拠点にした企業誘致の仕事は発展させなければならないと思うんですね。どのような取り組みをしたのか、お尋ねします。

○産学振興課長

平成27年度の企業誘致につきましては、県外での取り組みといたしましては、情報収集、企業訪問を目的といたしまして、大阪へ1度、東京へ3回ほど誘致活動を行っております。また、近年、近隣市での誘致状況が、かなりふえておりますので、そういった近隣の状況、ゼネコン、金融機関等から情報提供いただいて、企業活動を行っているところであります。

○川上委員

あまりできてないということのようですけど、太陽光発電の補助金、先ほど申し上げた額の財源はどうなってますか。

○環境整備課長

一般財源でございます。

○川上委員

確認になりますけども、100%市単独ということですか。

○環境整備課長

そのとおりでございます。

○委員長

220ページ、商工業振興費、産学官連携推進費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

委員長、次の項目とあわせて、新産業もあわせて、尋ねてよろしいでしょうか。

○委員長

どうぞ。

○川上委員

そうしましたら、新産業創出戦略プロジェクト支援補助金、それから新産業創出支援センター関連について、さまざまな努力があるんだろうと思うんですけども、どういう成果を収めつつあるか、お尋ねをしたいと思います。

○産学振興課長

まず、新産業創出戦略プロジェクト補助金につきましては、平成27年度実績におきまして、肺がん診断支援装置の開発、ペン型鉗子の操作部開発、手術器具の開発といった事業に対して補助を行っております。それぞれの結果につきましては、試作品が完成したり、製造を行っておりますし、特許出願を予定している事業もございます。また、新産業創出支援センターの効果でよろしいですかね。新産業創出支援センターの入居状況なんですけど、平成28年3月現在、20室のうち、研究開発型企業が4社、情報系企業が4社と、8社が入居いたしておるところです。若干入居のほうは、低迷いたしておりますが、今後入居をふやしていきたいというふうを考えております。

○川上委員

その状況がずっと続いて、今一番悪い状態になってますかね。これをどう打開するという議論をしていると思うんですけど、今後どうするつもりか、お尋ねします。

○産学振興課長

産学振興課といたしましては、本施設は本市における創業、新産業創出、地域産業活性化の拠点として、位置づけておりますので、現在入居率は低迷しておりますが、今後、地方創生交付金を活用したIT企業などに対するサテライトオフィスの誘致、利用料金制を導入した指定管理方法、ベンチャー企業を初めとする、市内企業の経営相談などの相談業務の強化、こういったことを検討いたしておりますので、これの施策によって今後の活性化及び入居率の増を図っていきたくと考えております。

○委員長

222ページ、商工業振興費、中心市街地活性化事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

委員長、これは調査をしておりますので、取り下げたいと思います。

○委員長

222ページ、商工業振興費、その他の商工業振興費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

私の決算をみての問題意識は、この飯塚研究開発機構補助金及び福岡ソフトウェアセンター補助金について、その組織の今後について、飯塚市がどういう見通しを持っておるのか。あるいはいろんな曲がり角であるにもかかわらず、漫然と補助金、負担を出しておるのか心配しております。この補助金を出して、それぞれがどのような方向を目指しているのか、補助金を出さずにはなる状況があるのか、お尋ねをしたいと思います。

○産学振興課長

まず、飯塚研究開発機構につきましては、地域企業の研究開発機能の充実強化及び地域における新技術の開発や新産業の創出を目指すことを目的として設立いたしております。現在につ

きましては、地域ものづくり産業の競争力強化を図るため、産官学連携による中小企業の研究開発支援及び国等の研究開発支援制度を活用した大型研究開発プロジェクト事業や実用化研究開発支援事業、さらに金型関連技術者研修やものづくり関連技術者研修などの各種研修やインターンシップ事業など人材育成事業に取り組んでおりますので、今後も支援していきたいと考えております。また、ソフトウェアセンターにつきましては、ソフトウェアセンターの財務状況ですが、売上高、経常利益、当期純利益ともに増加いたしております、平成26年度以降営業利益も黒字が確保されております。累積赤字もまだ残っておりますが、今後、累積赤字を減少させていきたいと考えております。また、今後の経営につきましては、インターネットと農業や製造業、医療福祉分野など、さまざまな産業に活用を行い、生産性と効率性を高めていくIoTが進展してくるものと予想されており、また、IT技術者不足も予想されているところであります。このため、福岡ソフトウェアセンターが担う役割は大きくなるものと認識しており、今後も、時代や企業ニーズに即した研修事業の企画立案を中小企業、個人経営の企業に対するIT化の一層の促進に努め、早期の累積赤字解消に向け、積極的な事業運営を推進し、経営の安定化を目指しておりますので、可能な限り支援を行っていきたいと考えております。

#### ○川上委員

福岡県をトップとする第三セクターで、資本金が10億円ということなんだけれども、本市からも退職幹部が、次々に派遣され、派遣されるというか、就職して社長にもなるということもあるんですけども、やってる仕事はいろいろあると思うんだけど、中には、施設のメンテナンスの関係とか、予約タクシーの業務、それから保育士の募集の仕事だとか、あまりソフトウェアセンターとは関わりがない面もあります。ということは、本来、市がやるべきこと、あるいは民間で中小の零細も含めた事業者ができることを、この巨大第三セクターが仕事を奪ってると。よい仕事してるかどうかよくわからないという状況だと思うんです。市は出資してるわけですから、補助金も出してるんだけど、このソフトウェアセンターのありよう、今後について具体的な提案を、改善提案をしていくべきだと思います。その際に、運営費についてはRDFではないですけども、福岡県がもっと責任を持つという要求、要望をしていく必要があると思いますので、この点は指摘しておきたいと思います。

#### ○委員長

次に、222ページ消費者行政推進費、消費生活センター費について、光根委員の質疑を許します。

#### ○光根委員

223ページ、消費者行政推進費、消費生活センター費についてお伺いいたします。成果説明書によりますと、年間約1200件近くの方がセンターに相談に来られたり、また電話で相談をされているということですが、この職員体制、また、資格についてお答えください。

#### ○まちづくり推進課長

職員体制につきましては、相談員が2名と事務職員1名の3名体制で運営を行っております。2名の相談員につきましては、ともに有資格者でございます。所有しております資格につきましては、消費生活専門相談員及び消費生活アドバイザー資格というものを所有されております。

#### ○光根委員

それでは、具体的な相談業務の流れはどのようになっていますか。

#### ○まちづくり推進課長

来庁されるケースと電話による相談では若干対応が異なりますが、おおまかにご説明いたしますと、いずれも相談内容を十分聞き取り、本人がどのように解決したいのか、そのためにはどうすれば解決できるのかをきめ細やかに説明をし、業者との間に入り、あっせんを行ったり、場合によっては、警察や弁護士会などの専門機関を紹介し、解決への道しるべを示す流れとな

っております。

○光根委員

次に、被害を未然に防ぐことができた件数、また、金額がおわかりでしたら、教えてください。

○まちづくり推進課長

未然に防止できたものと、また回復をできたものの合計金額になりますが、平成27年度では、件数で112件、金額に直しまして約1900万円となっております。

○光根委員

近年、いろんな形で高齢者を狙ったトラブルとか、またはネット等のトラブルもございます。潜在的な、結構な数の人が相談できずにおるといいう状況もあるかと思えます。今後、一人でも多くの消費者被害を防止できるように、相談員の体制また出張相談等の活用とか考えられて、今後の消費生活センターの構築の取り組みを進めていただくことを要望して、この質問を終わります。

○委員長

224ページ、観光費、サンビレッジ茜関連費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

サンビレッジ茜関係については、福岡県の社会教育にかかわるところが大きく、その論理で福岡県にさまざまな補助を求めてしかるべきだというふうに考え、そのように主張してまいりました。今回、サンビレッジ茜関係の支出の中で、整備事業費が1億円を超えて出ておりますけれども、この財源は何でしょうか。

○商工観光課長

工事費等については、辺地債でやっております。

○川上委員

この辺地債の対象はどのようになっているのでしょうか、本市では。

○商工観光課長

サンビレッジ茜についてのみと聞いております。

○総合政策課長

辺地債の申請につきましては、去る議会におきまして、辺地計画を承認いただいた中でこの茜の整備計画を進めてるところでございます。現在、年度ごとに事業計画を立てまして、整備計画を進めておるところでございます。対象地域は茜のみでございます。辺地計画そのものにつきましては、人口要件、いろんな要件がございまして、筑穂地域の一部となっております。

○川上委員

返済はどういうメリットがありますか。

○総合政策課長

その財源措置といたしまして、対象事業の100%の起債を借りることができます。また、今年度の交付税措置といたしまして、元利償還に80%が措置されることとなっております。

○川上委員

100%と言われました。

○総合政策課長

対象事業費の100%でございます。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。質疑はないようですから、「第5款 労働費」から「第7款 商工費」までの質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

休憩 10:58

再開 11:05

委員会を再開いたします。

次に、「第8款 土木費」及び「第9款 消防費」について、226ページから250ページまでの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています228ページ、土木総務費、住宅リフォーム補助金について、田中委員の質疑を許します。

○田中裕二委員

228ページ、土木総務費、住宅リフォーム補助金についてでございますが、委員長にお願いがございます。その2つ下にマイホーム取得奨励補助金も通告をさせていただいておりますが、ほぼ同じ内容の質問でございますので、一緒に聞かせていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長

よろしく申し上げます。

○田中裕二委員

この住宅リフォーム補助金及びマイホーム取得奨励金についてお尋ねをいたします。平成28年度施政方針に「定住促進及び転出抑制につきましては、マイホーム取得奨励金及び住宅リフォーム補助金の両制度をその一つと位置づけ、継続して取り組んでまいります。」とこのように記載されております。両制度の平成27年度の決算成果を見ますとマイホーム取得奨励金につきましては平成26年度、27年度ともに年度途中で予算不足が生じ、申請を打ち切っておられます。リフォーム補助金につきましては、平成27年度は予算が倍増していることから執行残が出ているようですが、平成26年度を見ますとマイホーム取得奨励金と同様にこの住宅リフォーム補助金につきましても、年度途中で予算不足が生じ申請を打ち切っておられます。両制度を定住促進及び転出抑制策と考えているのであれば、予算の増額及び補正を検討すべきであるところのように思っております。そこで、お尋ねをいたします。平成27年度リフォーム補助金の予算が例えば例年度どおり2千万円だった場合、どのような状況になっていたのか。また、本年度の両制度の実施状況はどのようになっているのか、あわせてお尋ねします。

○住宅政策課長

平成27年度のリフォーム補助金の予算額が仮に2千万円であった場合、10月23日に交付件数240件、交付決定額1996万5千円に達し、残額が3万5千円になることから、その時点で受け付けを終了したことになります。本年度のリフォーム補助金につきましては、9月12日に交付件数236件、交付決定額1991万6千円となっております。マイホーム取得奨励金につきましても、10月25日に交付件数が93件、交付決定金額4457万円となり、残額が43万円となったことから受け付けを終了いたしております。

○田中裕二委員

本年度のことで申しわけないんですけども、本年度も既にリフォーム補助金につきましては、予算が枯渇しております。マイホーム取得奨励金につきましても、予算が途中でなくなるというふうな状況でございますが、予算がなくなった場合に、その時点で打ち切られるのか、それとも補正等で補充をされるのか、どのようなお考えなのか、お尋ねをいたします。

○住宅政策課長

両制度ともに、予算の範囲内での実施といたしておりますので、補正予算等は考えておりません。

○田中裕二委員

最初に言いましたように、この両制度、定住促進及び転出抑制の重要政策と位置づけられております。来年度以降も継続していくのであれば、制度の充実を図るためにも、予算がなくな

ったから打ち切ると言うことではなくて、やっぱり、希望される方は全員に、この制度が使えるように予算の増額等も検討すべきだと私はこのように思いますが、どのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○住宅政策課長

今後の両事業につきましては、総合計画、立地適正化計画等を踏まえまして、関係各課と協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

○委員長

次に、228ページ、土木総務費、住宅リフォーム補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

委員長、これは要望だけしておきたいと思います。財政関係の総括質疑に関連があるからなんですけれども、要望としては、住宅リフォームについては、商店のリフォームに対しても助成ができるように、拡充をしてはどうかと思いますので、要望しておきたいと思います。

○委員長

次に、228ページ、土木総務費、マイホーム取得奨励金について、梶原委員の質疑を許します。

○梶原委員

このマイホーム取得奨励金制度については、一定の成果がみられておると思います。また、予算についても、足りない状態だと思っておりますけれども、本市に転入される方たちの購入、新築についての部分で、転入者限定の補助金制度になっておりますが、本市に居住されて、借家等にお住まいの方々が、住宅を購入される際には、今のところ適用されておられませんけれども、他市町村への転出抑制策としての対応ができないと思っておりますけれども、そのとおりですか。

○住宅政策課長

委員申されますとおり、マイホーム取得奨励金制度は転入定住者限定の制度でございますので、現に本市に居住し、借家等にお住まいの方々の転出抑制策としての対応はできかねます。

○梶原委員

それでは、現在居住されていて、借家にお住まいの方々が住宅を取得する際の補助金制度か何かは考えておられますでしょうか。

○住宅政策課長

現行、本市に居住されておられまして、借家等にお住まいの方々の改めて住宅を取得するための補助制度は、現在処置しておりません。今後の検討課題であるかと思っております。

○梶原委員

ぜひ、初日にも申しましたけれども、婚活事業についても定住促進を狙っておるわけがございますし、このマイホーム取得奨励金制度についても、定住促進については大きな効果があると思っておりますので、その辺も今後十分検討していただいて、少ない予算の中で苦慮すると思っておりますけれども、ぜひそこら辺前向きに考えていただきたいことを要望して、質問終わります。

○委員長

228ページ、土木総務費、明星寺地区市道訴訟問題等和解金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

総括で関連の質問をいたしますので、その中で扱いたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長

228ページ、道路橋りょう維持費、新飯塚駅構内自由通路管理費について、川上委員の質

疑を許します。

○川上委員

新飯塚駅構内自由通路管理費が591万円余を出ております。これについては、市はこれだけ出すんだけど、JR九州は幾ら出しておるのか、お尋ねをします。

○土木管理課長

新飯塚駅自由通路につきましては、協定により自由通路の市道認定をしており、そのことにより、市のほうで維持管理を行っております。JRの負担はございません。

○川上委員

上場して完全民営化ということになったJR九州ですけれども、今後についてはエレベーター保守点検委託料、清掃委託料等について、特にJRに負担を求めるようにするべきではないかと思っておりますので、意見を述べておきたいと思っております。

○委員長

228ページ、道路橋りょう維持費、橋りょう長寿命化事業費について、田中委員の質疑を許します。

○田中裕二委員

228ページ、道路橋りょう維持費、橋りょう長寿命化事業についてお尋ねをいたします。以前、一般質問でもさせていただきましたが、飯塚市が管理している橋が626、そのうち2メートル以上の橋が600あり、その中で、速やかに補修を実施することが望ましい橋りょうが33あると、このようなご答弁がございました。この33は橋の長寿命化計画の中で修繕されていると思っておりますが、平成27年度は徳前大橋駅通り橋の工事を実施されたと、このような認識でよろしいでしょうか。

○土木管理課長

そのとおりで、間違いありません。

○田中裕二委員

33、工事をしなくてはいけないのが1年間に2つ。これ33全部終わるのに相当な年数がかかると思うんですが、平成28年度、今年度は、たしか秋松橋を工事されると思っておりますが、確認です、この点ちょっとお尋ねをいたします。

○土木管理課長

平成28年度におきましては、秋松橋修繕工事を、28年29年で計画をしており、現在28年度工事につきましては、発注をしております。

○田中裕二委員

今年度は1つということで、残りは30、これは修理するのにどのくらいかかるでしょうか。その計画を若干、計画の内容を教えてください。よろしくお願いいたします。

○土木管理課長

速やかに補修を実施することが望ましい橋りょうが33橋あります。そのうち、平成34年までに18橋の修繕計画を策定し、事業を進めております。残りの15橋につきましても、現在市が管理している全橋りょう、近接目視による点検を行っており、点検で新たに早急に補修が必要な橋が見つければ、社会的影響度を考慮して、優先順位を見直しも必要になると思っております。その後の橋りょうの長寿命化計画を作成して、進めていく必要があるというふうを考えております。

○田中裕二委員

事業計画よりも一日も早く、危険な橋をなくすように事業を進めていただきますように要望いたします。

○委員長

228ページ、道路橋りょう維持費、その他の道路橋りょう維持費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

2つ聞きます。1つは、でこぼこによる事故の発生状況ですね。そのうち、市が責任を問われたものがどのくらいあるのか。問われてないものを引けばわかるんですけど、お尋ねします。

○土木管理課長

平成27年度の市の瑕疵による道路の車両の損傷事故につきましては、確かな数字は持ってきておりませんが、6、7件だったと思います。

○川上委員

車両が損傷して、あるいはハンドルをとられて、子どもの通学のところに、飛び込んでしまったりとか、あるいは、とりわけ二輪ですね、二輪の自転車、自動車が転倒すれば生命にかかわることがありますので、特別に、ずっと連続したでこぼこ状態ってというのはどうかしようってことになってると思うけども、スポット的なやつ、雨上がりなどについて、特に注意を要すると思いますので。マンホールのふたは最近が開かないんですかね、あれ、気をつける必要があると思います。それから2つ目にお聞きしたいことは市道の上をクレーンが横切るというか、通るといところが、私が知ってる限りでは、市内に1カ所あります。颯田の東和機電という会社がクレーンを動かすと市道の上を通るようにできてるわけです。クレーン運転規則だとか、規則によって労働基準監督署、労働安全衛生のかかわりで管理がされているようですけども、私が調べた限りでは、その工場には10以上クレーンがあるのに、労働基準監督署は4つしか登録してないんですよ。これは規格によるのかもしれませんが、よくわかりません。この状態解決の責任は市にあるのか、労働基準監督署にあるのか、それともこの民間企業、東和機電にあるのか。どのようにお考えか、お尋ねします。

○土木管理課長

ただいまのクレーンですが、クレーンの一部が道にはみ出していることから、飯塚市としましても、道路占用許可申請について関係機関と協議しましたが、占用はなじまないという見解でございました。このようなことから、業者に対しまして、クレーンが市道上にはみ出し、作業を行う場合は、通行車両や通行人の安全を確保するように注意喚起をしております。このことにつきましては、市と業者と今後も話して、対策を進めていきたいというふうに考えております。

○川上委員

これは、私は国と企業の責任だと思っています。それで市としては、国と企業の責任を求めていくというのが一番だと思いますけれども、同時に市道通行中に事故があった場合は、市道管理者、齊藤市長が責任問われてくることとなりますので、市としては、早急に根本的な事態解決の取り組みをする必要があるというふうに指摘しておきたいと思っています。質問終わります。

○委員長

次に、230ページ、道路橋りょう維持費、各所維持修繕工事について、田中委員の質疑を許します。

○田中裕二委員

230ページ、道路橋りょう維持費、各所維持修繕工事についてお尋ねをいたします。この維持修繕工事費ということでございますので、道路の悪いところを直す費用だと思いますが、現在の点検は目視でされていると、このような答弁がいろんなところで聞いておりますが、そのとおりでよろしいのか、お尋ねをいたします。

○土木管理課長

現在の点検につきましては、基本的には目視でやっております。



○田中裕二委員

最近の市道上の車両損傷報告でもありましたけれども、事故の中には道路にできていたくぼみに気づかず、落とし込ませて損傷したケースもございますが、中には、いきなり穴があいて、落とし込ませたというような報告も上がっております。それは、道路の空洞化が、路面下の空洞化が原因しているんだと私はそのように思っておりますが、そのような認識でよろしいですか。

○土木管理課長

道路の表面が突然落ち込んで発生した事故につきましては、空洞化が原因と考えております。

○田中裕二委員

空洞化が原因ということでございますが、その空洞化は路面下にあるわけですから、目視で当然発見できるものではないと思っております。たまたま小さな事故で、今のところ済んでおりますが、これは例えば、幅2メートル、長さ50メートル、深さ3メートルとかいう事故になれば、そのような空洞がいきなり落ちてしまったら、大事故につながってくると思います。そう考えますと、目視だけの点検ではなくて、何らかの対策をとらなければならないと、このように思っております。以前、一般質問でも提案をさせていただきましたけれども、現在、空洞調査は時速60キロの速さで車が通るだけでマイクロ波によって感知して、空洞化を発見するものもできておりますので、そのようなものを活用して空洞化発見に取り組むべきだと思いますが、どのようなお考えなのか、お尋ねをいたします。

○土木管理課長

空洞化につきましては、空洞の規模で異なりますが、空洞により道路が陥没した場合は大きな事故につながると考えております。調査につきましては、現在、調査に伴います資料の収集や空洞調査の専門業者からも説明を受けております。過去に陥没が発生した道路や、地下埋設物がある道路につきましては、調査が必要というふうに考えております。

○田中裕二委員

ぜひ調査を行っていただきまして、安全な市道の維持管理をお願いいたします。

○委員長

次に、230ページ、道路橋りょう新設改良費、各所新設改良事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

赤坂・鴨生線について、概要、経過、お尋ねします。特に浸水対策で工事中断しております赤坂調整池建設との関係がどのようにあるのか、お尋ねします。

○土木管理課長

まず、場所につきましては、旧庄内の赤坂地区の市道で現道が狭小で緊急車両の通行ができない状況であったため、拡幅工事を行い、交通の円滑化を図ったものでございます。この道路と調整池の関係はございません。

○委員長

232ページ、道路橋りょう新設改良費、愛宕2号線愛宕踏切改良事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

平成12年、地元自治会の皆さんから、旧飯塚市に要望があり、この間、いろんなやりとりもあったんですが、長期に渡ったわけですが、事業費は全体としては幾らかかったのか、お尋ねします。

○土木建設課長

申しわけございません。本日、全体事業費の資料については、持ち合わせておりません。

○川上委員

後でそれはもらいたいと思うんですけど、現状は非常にスムーズに通行がしやすくなって、この間、バイクで転倒するというふうなことだとか、子どもたちが、通学路は別のルートになってましたでしょうけど、危険なことがあったんですけど、改善されたと思います。抜本的かどうかはまだあると思いますが。それで、どうしてこのように時間がかかるのか。ほかにも危険踏切はあります。私はJR直方に行って最初に話したのは、危険だという認識を持ってもらいたいということだったんです。JRは地元自治会の皆さんの要望も踏まえているのに、これが危険であると言わないのですよ。市のほうが比較的早かったのですけど。そこから出発して危険だという認識を持たせても、なおかつこれほどの時間がかかったのだけど、何が障害になっているんでしょうか。

○土木建設課長

まず、踏切の改良事業に関しましては、JR側の見解として、基本的に踏切の平面交差に関してはなくしていく方向性でございます。踏切の改良を伴う際には、まずその踏切の必要性を、道路管理者側としての説明をしていく必要がございます。JRとしては、道路管理者側が100%負担して事業を進めていくという見解でございます。そういった面で、JRとしては、どこまで必要性を感じているのかというのは疑問がございますけども、道路管理者側として、危険な踏切に関しては改良していくべきだというふうに考えております。

○川上委員

今から言うことは短く要望なんですけども、各所にある危険踏切のみならず、鉄道の問題については、JRが国土交通省と相談しながら点検はしていくのでしょうけど、市としても、ここは危険というところをチェックしておいたほうがいいと思います。過去、旌忠公園の桜の大木が、愛宕の踏切近くまでずっと伸び出して倒れそうになっていたことがあるんですよ。おとしぐらい。これは市とも相談してJRを呼んだら、その日のうちですかね。少なくとも翌日までには市と相談して撤去したことがありますけど、伐採して。あれが落ちていれば大惨事ということにもなりかねない状況があったと思います。私は、個人的にはそれなりに気をつけて見ておりますけれども、市として一度、一度というか年に何回かは、鉄道に関わる場所も含めて、チェックをかけて市の行為によってそういうこと起こらないように、あるいは他の者がする必要がある場合はその者に、その機関ないし個人に助言するということが必要だと思いますので、ぜひ検討してもらいたいと思います。質問終わります。

○委員長

232ページ、道路橋りょう新設改良費、中心市街地活性化事業費について、川上の質疑を許します。

○川上委員

これは、質問を取り下げます。

○委員長

232ページ、河川維持費、調整池維持管理費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

これについても、質問を取り下げます。

○委員長

232ページ、河川維持費、樋門樋管管理費及び排水機場管理費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料集の85ページに、資料をいただいています。この関係で、この間質問したことがございましたけれども、委託費の単価が低くて悩んでおるといのが、聞かれていたのですけ

れども、この委託費の単価はどのように決めておるのか、お尋ねしたいと思います。

○土木管理課長

委託費につきましては、国の単価ということで全国的に統一された考えで積算しております。

○川上委員

国が市に委託し、市が民間の業者へまた委託するというものもあるのだけれども、そうすると、国から来るお金は、市が事務費とか取らないで、そのまま民間の業者に委託する際に乗っていくのでしょうか。お尋ねします。

○土木管理課長

事務費につきましては、別途ございます。あとの委託料につきましては、国の費用をそのまま委託費の中に入れております。

○川上委員

そうすると、まともな委託単価で来てるわけでしょうから、現場で聞こえる委託費が低くて困るというのは、どのように聞いていますか。

○土木管理課長

業者のほうから、直接聞いたわけではございませんが、耳にするのは、経費が少ないというふうなことはお聞きしております。

○川上委員

かつて話し合っていて決めていますから、大変なんですよということも聞いたことあるんですよ。議会で。そういう状況で任せてよいのかって気もするんですけど、事故の発生はこの間ありませんか。

○土木管理課長

事故につきましては、ここ近年では発生はしておりません。

○川上委員

明星寺排水機場は国が建てたものですけど、ここで、排水機場の機械自身が故障したことがあるのですよ。民間の委託業者はわからないんですよね。あちこちで水害が発生するわけですから、機械のことがわかる民間業者は引っ張りだこというか、あちこちで対応しないとイケないので、肝心なときには役に立たないということになっていました。それで、市が委託する民間業者あるいは市の職員が機械のことに熟知するように、日ごろから準備しておいたほうがよいというふうに意見を述べておきたいと思います。

○委員長

234ページ。河川新設改良費、各所新設改良事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

八木山河川管理道路改良工事について、市が出費しているのですけれども、これは飯塚市が単独で担当する工事ですか。

○土木管理課長

飯塚市が単独で行っております。

○川上委員

それはどういう理由でしょうか。

○土木管理課長

八木山バイパスの無料化による影響を最小限にとどめ、八木山地区全体の振興に寄与するため、し誰桜が河川敷に植えられていますので、その部分を整備するというで行っております。

○委員長

234ページ、河川新設改良費、急傾斜地崩壊対策事業費について、川上委員の質疑を許し

ます。

○川上委員

これは事業対象地はどこなのか、お尋ねします。

○土木管理課長

この費用につきましては、颯田の北勢田というところになります。

○川上委員

市のほうで、これ以外に事業対象地として検討しているところがありましたでしょうか。

○土木管理課長

平成28年度に設計をしております平恒地区の急傾斜1カ所がございます。

○委員長

240ページ、公園費、公園整備費について川上委員の質疑を許します。

○川上委員

パークタウン潤野公園です。土地開発公社から購入するとのことですが、どのような目的で購入したのか、お尋ねします。

○都市計画課長

飯塚市土地開発公社が、福岡県から近隣公園用地として取得しておりましたことから、飯塚市土地開発公社より行政財産として、買い戻しを行いました。

○川上委員

今後は、何に使うんですか。

○都市計画課長

パークタウン潤野は住宅化が進み、都市計画用途地域も第1種低層住宅専用地域となっておりますことから、普通財産として一般競争入札により売却する予定でございます。

○川上委員

それはルール違反にならないですか。

○都市計画課長

この土地につきましては、県から購入するとき公園ということで、10年間使用しておりますので、市が買い戻しを行い、普通財産として買い戻してもよいという回答を得ております。

○委員長

240ページ、下水道費、浸水対策事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

これは総括質疑にかかわりますので、そこで取り上げたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長

242ページ、住宅管理費、住宅維持管理費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

公募停止をしている市営住宅のうち、政策的な意味で停止している部分について、一つは、補修はどのようにしているのか、お尋ねします。

○住宅政策課長

政策的に公募停止にしている住宅については、一般公募、随時公募ともに行ってはおりません。

○川上委員

その住宅の中で居住されているところがありますでしょうか。その補修などはどうしているかということですが。

○住宅政策課長

公募停止しております住宅につきましては、個々の要望をお尋ねして、外壁、窓、それから天井等々、不良な点については個別に改修を行っているところでございます。

○川上委員

公募停止を政策的に行っている住宅の場合、建て替え対象ということで、入居をさせないというふうに考えていると思うのですが、建て替えまでの間、住宅に困窮する市民の方に期間限定でも入居を認めていくというのは、今大切になっているんじゃないかと思うんですけど、そのようにお考えになったことないですか。

○住宅政策課長

公募停止している住宅につきましては、仮に希望者がおられましても、政策的に今委員申されますように建て替え等の準備を進めるためにも公募は行っておりません。ただし、震災等で一時的に避難される方の場合については、住宅等のいわゆる目的外使用許可ということで、一時避難、火災に遭われた方についてもそうですけれども、行っている状況でございます。

○川上委員

ということは、同等程度の住宅困窮と認められれば、対象としてもよいというようなことになりますか。

○住宅政策課長

同等程度の住宅困窮ということではございませんで、火災で家屋が滅失したとか、そういった場合の緊急避難措置というふうに考えております。

○川上委員

別の機会に、また議論するようにしてもらいたいと思います。質問を終わります。

○委員長

246 ページ、住宅建設費、長楽寺団地公営住宅建替事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

これは総括の関係がありますので、取り下げおきたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長

246 ページ、常備消防費、飯塚地区消防組合負担金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

これについては調査が行き届きましたので、取り下げたいと思います。

○委員長

246 ページ、非常備消防費、消防団員等公務災害補償共済基金負担金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

災害の発生状況をお尋ねします。

○防災安全課長

ここ近年は発生しておらず、一番近いので、平成23年8月に火災の件で1件、公務災害が起きております。

○川上委員

労働災害、業務災害ということにもなるかと思いますが、パワハラやセクハラなどによる精神疾患というのは、この共済の対象になりますか。

○防災安全課長

精神疾患を含む疾病につきましては、一般の公務員と同様に医学的判断により公務起因性を判断するものであり、消防団員につきましても、消防団活動において上司からのパワーハラスメントに起因して精神疾患となった場合は、公務災害が適用されることになっております。

○川上委員

パワハラ等があった場合は、どこに救済を求めるようになっていきますか。

○防災安全課長

団員の方につきましては、所属の部長なりを通じて、その分団長なりを経由しまして、直接でも構いませんけども、私どもの事務担当のところに連絡なりしていただくようになっております。

○川上委員

2つ聞きますね。パワハラというのは誰が誰に対して行うものだと思いますか。

○防災安全課長

通常、上司とかが、消防団でいえば団員の方、そういう方にされるものだと思っております。

○川上委員

ですから、私はあなたからパワハラ受けていますというのをその人に報告する。それから、その上の人に言いますか。

○防災安全課長

直接受けている方には言いづらいといえますか、言えないと思いますので、その団員の方も、それぞれの立場がおられますので、直接されている方以外の、それぞれ幹部の方もおられますので、その方を通じて上げていただくことになります。

○川上委員

そういうのでは駄目ですね。だから、安全な内部通報システム、通報者を守ることができる通報システムを確立しなければならないと思います。ぜひ検討してください。この間の市の倫理条例のようなことでは、このパワハラ、セクハラを抑止、防止ができないと思います。直接の内部通報システムを、ぜひ急いで確立してもらいたいと思います。質問を終わります。

○委員長

248ページ、消防施設費、消防施設整備費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

消防車購入について、この間は2台更新するんだったら2台ということで、まとめ発注をしておりましたけど、そのような発注の仕方、問題があるんじゃないかってことで指摘してきましたけども、どのようになっていますか。

○防災安全課長

今まで更新時期が同じということで、前例に倣ったところもありまして、一括発注しておりましたけども、今後は、分離分割発注を見据えて、今契約課と協議をしているところでございます。

○川上委員

行政の基本的なルールというのがありますので、前例に倣ってということも大事な場合もあるだろうけども、それは行政のしかるべきルールの前例に倣ってということでしょうから、調達においても分離分割というのが可能である場合は、そのようにしなければならないと思います。これは指摘して、終わります。

○委員長

248ページ、災害対策費、防災事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

防災行政無線の金額とか位置づけを聞きたいのですが、特に情報提供型なんだけど、いざというときに対象の方のどれぐらいまで情報提供ができていますか。それにふさわしい財政出動になっておるかどうかわかりたいと思うのですが。

○防災安全課長

基本としましては、全ての方に聞こえるというのを前提にはしておりますけども、実情としましては、やはり災害時、特に雨が降っているときだとか、雨音が激しいときは聞こえづらかったり、近年は冷暖房効果を上げるために三重サッシの家などができており、いろいろ状況を聞きながら、音量、スピーカー等を増設しながら対応はしておりますけども、それでも、やはり聞こえないところはあるとは認識をいたしております。いろいろ啓発の際には、放送を気づいた際には、建物の窓を少しでも開けて耳を傾けてもらったり、今年度から実施しておりますけども、放送内容を市のホームページに掲載いたしまして、何か鳴っているなというふうに思えば、ホームページを見ていただいたら、その内容が確認できるというようなことを、今現在やっています。それでもなかなか全て行き届かない、ホームページが見れないという環境もあると思いますので、近隣の地域コミュニティも高めてもらいながら、全ての方にその情報が伝わるように創意工夫しているところでございます。

○川上委員

どういう工夫をしていますかと聞きたいところですけど、基本的には、聞こえないエリアというのは大体もともとわかるわけでしょ。雨がひどく降っているときには聞こえないというところは、だいたいわかります。苦情も来ているはずですよ。そういったところ、あとどこですか、もともと危険なところ、要介護登録してもらって助ける関係つくれているのはあるでしょうけど。それから3番目は、人の属性というか特徴にかかわることで、ホームページとかは、そういう高齢の方たちとかが一番心配なわけでしょう。ホームページというのは大事だと思いますけど。携帯も持たない、ホームページはもちろんだ、やっぱりラジオとテレビが頼りという方々がおられると思うんですよ。だからもう少し、第2ルート、第3ルート、第4ルートを組み合わせていって、モザイク的に組み合わせていって、最終的に優先度の高いエリアと方々に情報提供をしっかりとやっていくと。そして助けていくことができるようになるということだと思います。それから河川監視カメラの点検の予算が出ておりますけれども、この監視カメラ、国、県のものもあると思うんですけども、リンクして、それこそネットで見ることができるのか、お尋ねします。

○防災安全課長

今現在、市のホームページでは、市が設置しております13カ所の河川カメラの状況を市民の方も見るすることができます。国の分に関しましては、飯塚地域に今3カ所設置されておりますけども、これは遠賀川河川事務所のホームページから確認することができるようになっております。

○委員長

250ページ、災害対策費、防災センター運営費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

これは総括の新庁舎についての質疑の中で、お尋ねをしたいと思いますので、取り下げたいと思います。

○委員長

次に、指摘事項一覧表以外の質疑をします。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、「第8款 土木費」及び「第9款 消防費」についての質疑を終結いたします。

次に、「第10款 教育費」について、250ページから286ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています、250ページ、事務局費、育英事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

奨学金について繰出金が出ておりますけれども、国のほうでもということなのですけれども、この間の奨学金制度実施の中で、給付制について、今後どうしたらよいかどのように検討されているか、お尋ねをしたいと思います。

○学校教育課長

今の委員のほうからご指摘ありましたとおり、給付型の奨学金につきましては、現在、経済格差が問題視されている近年の状況を反映し、既に各自治体のほうで、この奨学金の導入の動きもございます。また、国におきましても、給付型の創設において検討が行われております。全ての子どもたちが均等に教育を受ける機会を持ち、教育を受ける環境整備を図る上で重要な課題であると考えております。今後は国の動向を注視しながら、継続可能な給付型奨学金について、関係各部署との連絡、協議等を行いながら、取り組んでまいりたいと思っております。

○川上委員

必要なときに奨学金が手渡されるように入学前の準備支度の段階からという指摘もあろうかと思えます。この給付制については、国の動向注視というのもあるでしょうけど、国より先に齊藤市政でこういうことをしましたというふうに新聞に書かれるのはどうでしょうかね。嫌ですか。国のほうから何のペナルティもないと思うのですよ。だからぜひ国に先んじて国を励ますぐらいのつもりで取り組んでいただくように、要望したいと思います。

○委員長

252ページ、事務局費、スクールカウンセラー等について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

教育費、教育総務費、事務局費の中に252ページ、スクールカウンセラー謝礼金がございます。追加資料の86ページに、スクールカウンセラー並びにスクールソーシャルワーカーについて状況調べを提出していただきました。まず、それぞれの役割と勤務状況についてお聞かせください。

○学校教育課長

まずスクールカウンセラーでございますが、子どもたちが抱えるさまざまな問題、悩み等を心理的な側面からアプローチして、その解決を図るところでございます。勤務状況といたしましては、5名の市費スクールカウンセラーが月曜日から金曜日までの曜日ごとに担当を受け持ち、主に本市教育研究所にてカウンセリング等の活動を行っておるところでございます。スクールソーシャルワーカーにつきましては、子どもたちの抱えるさまざまな問題を福祉的な側面からアプローチをし、その解決を図るところでございます。具体的には、家庭、地域、学校の子どもたちを取り巻く環境に働きかけながら、支援ネットワークを築き、その解決を図っているところでございます。勤務状況といたしましては、現在1名の市費スクールソーシャルワーカーが隔週で1回、各小中学校や関係機関等に出向き、その業務を実施しているところでございます。

○江口委員

この資料で、学校生活でその他①、それとその他②とございます。カウンセラー、ソーシャルワーカーともに表記があるのですが、これについてはどういったものなのかご案内ください。

○学校教育課長

この相談内容につきましては、個人の情報でもありまして、具体的には細かくはご説明できませんが、主な内容といたしまして、スクールカウンセラーのその他①につきましては、この子にかかわるケース会議への参加、それから、学校との情報交換等が該当いたします。その他②につきましては、主に発達障がいにかかわる検査でありますWISC-IIIという検査がございますが、その実施並びに継続カウンセリングの打ち合わせなどが該当いたします。一方、ソーシャルワーカーのその他①につきましては、保護者間のトラブルの相談であったり、その



解決への助言、また、課題を抱える児童との面談等が該当し、その他②につきましては、一定の課題解決後、事後になります。その事後の児童の観察、また、保護者対応についての助言等があげられます。

○江口委員

この統計では、虐待等に関しては個別にはわからないような感じなのですが、その点については把握はされておられますか。スクールソーシャルワーカー並びにスクールカウンセラーのこの件数の中で虐待がどの程度あるのかについては把握されておられますか。

○学校教育課長

その件数、それからその内容については把握をしております。そして把握後は当然のことではありますが、関係機関との連携を持ちながら、課題解決に当たっております。

○江口委員

相談後の対応に関してなんですけれど、相談をされる、それからの対応についてなのですが、スクールカウンセラーについては心理的アプローチからというお話がありました。他方スクールソーシャルワーカーには福祉的側面からというお話がございました。となると、どちらかという周りに対してきちんと働きかけをして、その環境整えていくという部分に関しては、スクールソーシャルワーカーの役割であると考えますが、そういった理解でよろしいですか。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○江口委員

現在この配置では、スクールカウンセラーが市費で5名、たしかこれは県費の方もおられますよね。これとは別に県費の方がおられますね。対してスクールソーシャルワーカーについては市費の1名だけであったかと思うんですが、そういった理解でよろしいですか。

○学校教育課長

今委員がおっしゃられたとおり、また県費のスクールソーシャルワーカーにつきましても配置をしております。事業概要については、委員の言われたとおりでございます。

○江口委員

ぜひ検討していただきたいのは、カウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置の部分でございます。相談をされて、その相談に答える、心理的な部分でお答えをするだけでよいのか、それともそれ以外の外部環境変える必要があるのか、そのことを考えると、カウンセラーではなくて、スクールソーシャルワーカーのほうがもっと必要なのではないかという気がしたりしております。現実として、例えばカウンセラーもソーシャルワーカーも両方とも足りないということがあるかもしれません。ぜひその点については検討した上で人員配置を行っていただきたいと思っております。

○委員長

次に、事務局費、教育振興費に通告がっております、江口委員の学力の状況についてと、勝田委員の学力向上推進事業については、決算委員会での審議にふさわしいかどうかを休憩中に相談をさせてください。後ほどに回させてください。お願いします。先に、252ページ、268ページ、事務局費、その他の事務局について川上委員の質疑を許します。

○川上委員

心身障がい児（生）就学指導委員会の委員に対する報酬が出ておるわけですが、この就学指導委員会の役割をお尋ねいたします。

○学校教育課長

就学委員のその主な任務内容といたしましては、保護者の同意を受けて教育委員会が収集しました情報、また保護者からの直接の意見表明等をもとに対象の児童生徒の適切な就学指導の

あり方、また支援のあり方について審議を行うところでもあります。

○川上委員

その中には特別支援学級で就学したほうがよいという判断もあるわけですね。

○学校教育課長

そのような判断もございます。

○川上委員

それで、大枠としての何か特別支援学級がよいよという基準が、その際にあるのでしょうか。

○学校教育課長

例えばWISC-Ⅲというような、そういった検査であったり、また療育手帳を持っておりましたら、そこに書かれている内容であったり、また、学校のほうから報告があがります日ごろの学習状況。また、周りとのかかわりであったり、そういったものを総合的に判断しながら、保護者のほうにその適切な就学のあり方について示していくという内容でございます。

○川上委員

その示していくというところなんですけど、その就学指導委員会の中には、もちろん委員ではないでしょうから、当事者の子どもの保護者は入らないわけですね。そうすると、就学委員会で検討した内容を示していく役割は、どなたがするんですか。

○学校教育課長

これにつきましては、委員会のほうから当該校を通じて保護者のほうにその内容を通知するような形でございます。

○川上委員

それは教育長名の通知書を保護者に送るわけですか。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○川上委員

それは、あなたのお子さんは特別支援学級に入っていただくというような決定事項を通知するわけですか。

○教育長

途中から、やりとりの中で誤解があるんじゃないかと思いましたので、マイクを取らせていただきました。

実情等については、保護者の許可を得まして、学校現場だとか、いろんな試験の結果だとか、手帳の様子で把握をして、うちの教育委員会のほうでデータを作成いたします。そのデータに基づいて、それを就学指導員の専門委員さん方に見ていただいて、どれが本当に子どものためによいのかという視点で論議をいただくわけですが、その際の就学指導委員会にも、お宅のお子さんについては何月何日に、このような形で就学指導委員会を実施いたします。もしご出席になられて、保護者の意見要望をその場で述べるようなことをご希望があれば、どうぞご出席くださいというふうにご案内いただいて、現在では何人もの保護者の方が直接委員会に出て、意見表明をなされまして、その意も十分に加味しながら、最終的に就学先を決定するような時代になってきておりますし、それでも、たしかに就学指導委員会の委員さんの体制は、例えば特別支援学校に行くほうが望ましいという意見が出まして、保護者の声と折り合いがつかないときには、それをぎりぎりの2月まででも私ども事務局のほうは待ちまして、本当に子どものためにどうがいいのか、現在こうして、次のステップでこうだというような見通しも持って対応をするようにしております。

○川上委員

そうすると、就学指導委員会で、表現がどう言っているかわかりませんが、選別するわ

けですね、最終的には。その選別決定通知書を保護者に、同意していようとおるまいと渡すわけですね。ちょっとそれを確認します。

○教育長

最終的には、特に新1年生の場合には、就学先の指定校として、飯塚市教育委員会名で出すことになります。

○川上委員

2つ聞きましょうね。それが保護者がどうしても納得できないという場合はどういうことになりますか。最後の最後まで納得できないという場合は。

○教育長

現在、ほとんど近年そのようなことは、先ほどのように仕組みが変わりましたので、あってはおりませんが、そうなったときでも、保護者にじゃあどういう条件だったらどうですかというようなことも相談をしながら対応いたしますし、飯塚市教育委員会としては、それでもやっぱり地元の学校にとおっしゃるときには、市として、配置いただいております特別支援教育支援員の配置を変えて、公立学校のほうにもして受け入れるというような体制をとっているところでございます。

○川上委員

最後のくだりのところですけども、そのところのルールが狭き門、どうしてもどうしてもだめだったらそれですよというふうになっているために、保護者のほうはそういうことが起こりうるふうに全然わからなくて、教育委員会が決定します、選別した、で、反発するしかないというふうなことにもなりかねないので、最後の最後はこうですよとかいうことじゃなくて、緩やかな門というか、選択肢があるんですよというように運用を改善できないのかなと思うんですけど、どうでしょう。

○教育長

国全体がインクルーシブ教育の充実ということで、今、川上委員がおっしゃったような方向でも動いておりますし、それに先駆けてでも、飯塚市のほうはそのような動きを早期から行ってきたところであります。子ども、そして保護者が納得の上就学していくことが、その後にとっても、その子にとってもいいというように私も考えておりますので、最初の保護者とのやりとりの段階から、そのような受容な気持ちで接していけるような体制づくりに、今後もお一層努めていきたいと思っております。

○川上委員

ちょっと関連しますので、質問いたしますけど、1、2問。そのようにして、教育委員会の考え方と保護者の考え方が一致して、子どもの幸せのことでということで、特別支援学級に行ったとするでしょう。そこに先生がいないというようなことはないですか。

○学校教育課長

学級の担任につきましては、市といたしましても、年度初めからの配置に向けて鋭意取り組んでおるところでございますので、この平成27年度、そういった状況はなかったというふうに考えております。ただ、途中で病気等である一定期間、その担任の先生が不在になるというような状態はあったというふうに認識をしております。

○川上委員

だから、その場合どうしたのかとかいうことも聞いていきたいけど、それはことしのことでしょうから、この程度にしますけど、実は県下各地でそういうことが起こってますよね。市長、本当なんですよ。共産党も県議団のほうで、県政のほうで、県議会のほうで取り組みをしておりますけど、本市としても、そういうことが再び起きないように、市としても頑張るし、県教委、それから県の部局にも要請をきちんとしていく構えを持っておいたほうがいいと思っております。

ので、あえて意見を述べて質問を終わります。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 12:18

再 開 13:08

委員会を再開いたします。

午前中、本日の審査は皆さんのご協力によってスムーズに進まさせてもらっております。まずは本当に御礼申し上げます。ありがとうございます。ただ、予定されている通告もまだ随分と残っておりますので、ご提案申し上げて、了承いただいていた本会議終了時間の目安、16時までにはちょっと終えることは難しいというふうに思っています。ここで委員長の独断で申しわけないのですが、本日の委員会終了のめどを17時までとして、午後から4時間の審査時間を確保したいと思います。皆さん、よろしいでしょうか。(発言する者あり) いや、とりあえずの目安で一応、皆さんご了承いただいた日程で、委員会の都合で職員さん方の時間を拘束するの申しわけないと思うので、一応の目安としてそのような進行で頑張らせていただきたいというふうに思っておりますので、とりあえずめどは17時ということではよろしいでしょうか。

次に、午後からの時間配分の目安なんですが、特別会計も30問近い質疑通告をいただいておりますので、一応2時間ずつ、3時までにはだいたい一般会計の質疑に充てまして、残りの時間を全体の討論、また各特別委員会の質疑と討論、採決を行いたいというふうに考えておりますので、委員の皆さん方におかれましては、時間配分に留意をしていただいて、皆さんがそれぞれ必要な質疑は全てできますようにご協力をお願いを申し上げます。

それでは午前中、保留をしておりました252ページ、258ページ、266ページ、事務局費、教育振興費、学力の状況について、江口委員の質疑をお願いします。

○江口委員

教育費、教育総務費、事務局費、学力向上についてお聞きいたします。成果説明書の方では93ページ並びに95ページ、そして96、97ページあたりに学力向上に関するものが上がっております。追加資料のほうでいただいたのが、追加資料の95ページ、そして96ページであります。飯塚市のほうでは、学力向上のために多大な予算を使っているわけですが、現状において、この学力向上、成果をどのように判断しておられるのかお聞かせください。

○学校教育課長

本市における学力向上につきましては、まず多層指導モデルMIMにより、言語活動の情報の基礎を築き、その後に、徹底反復学習により知識を習得し、協調学習によって活動力を育てていくという、これが本市の学力向上の基本的方略であり、一定の成果を上げております。具体的には、MIMを通して読みの力を中心に、また、MIMの理論に基づいたきめ細かな指導方法を実施し、主に小学校低学年段階の言語活動の基礎を育成しております。徹底反復学習では、市内全小中学校におきまして実施をし、基礎、基本の習得に成果を出しております。協調学習につきましては、一人一人の学習者が自分の考えを持ち、友達の考えと比較したり、関連づけながらするような活動を通して、活用力の育成を図り、21世紀型スキルと言われておりますコミュニケーション能力、コラボレーション能力、イノベーション能力を育てております。

○江口委員

その中で、学校間格差について少し考えたいと思います。まず小中一貫校についてなんですが、追加資料の96ページに小中一貫校を唯一実現しております颯田校について、資料を提出していただいております。小学校、特に中学校では顕著な伸びが見られるわけでございます。

ただ、これがほかの学校と比べて優位であるのかどうか、そこについてはどのように判断なされておられますでしょうか。

○学校教育課長

小中一貫教育は、小学校で育成したことを無理無駄なく、中学校につないでいく教育でございます。現在、まだ施設一体型といたしましては颯田校、幸袋校がその一部と申しますか、幸袋小と幸袋中で実施をしておりますが、いずれにせよ、分離型にせよ一体型にせよ、小中のつなぎに対して一定の取り組みをしているところにつきましては、先ほど申しましたような颯田と同じような成果を出しているものと認識をしております。

○江口委員

小中一貫校に関しては、有意な伸びが見られるというふうな形でございます。他方、追加資料の95ページを見させていただくと、こちらには全国学力・学習状況調査、下段の方には標準平均の点数、並びに最上位校、最下位校の標準の得点を出していただきました。この格差、やっぱり厳然としてあるわけであります。この格差に対して、どのように理由等を分析しておられるのかお聞かせください。

○学校教育課長

今、委員がご指摘されておりましたとおり、学校間のデータを見ますと、その差がありまして、いわゆる低位層という学校の状態も見られます。ただこれは経年で分析いたしますと、以前は固定化の傾向が見られましたが、近年では、その傾向が崩れつつあり、その当該校において、例えば先ほど例で挙げました徹底反復学習、協調学習等を積極的に取り入れた学校においては、低位層から脱却し、大きく上昇している学校もございます。なお、この学校間格差におきましては児童生徒を取り巻くさまざまな格差に加えて、学力向上に関する推進体制づくり、職員研修の充実並びに授業研究の充実等、学力向上に関わる学校経営のあり方が問われるものと考えております。

○江口委員

学力向上に対する学校経営のあり方が問われているというお話でございました。投入する資源、ヒト・モノ・カネを投入してその結果が出てくるわけですが、現在においては、各学校に対してこの学校には分厚くする、この学校については、ある程度よいので、そんなに投入しないというそういった逆にいう、その格差を埋めるための資源の投入量の差はあるのでしょうか。どうなんでしょうか。

○学校教育課長

この格差を埋めていくことにつきましては、市教委として取り組むべきものだというふうにご考えております。具体的には、NRTテスト、フクトのテストの結果が出ましたら、それをもとに、特に低位層の学校の学力向上の推進体制等をもとに検討いたしまして、当該校の学校長と協議の上、その学校を学力向上モデルと指定いたしまして、飯塚市教育委員会並びに市の学力向上アドバイザーからの指導助言を受けるなどの取り組みを実施し、その格差是正に取り組んでおるところでございます。また、このほかには、飯塚市の独自の取り組みの一つとして、全小中学校の学校長を中心に自校の学力向上プランやその具体化に向けた取り組みについて、教育長、教育部長らと懇談を行う学力向上プランヒアリングを実施し、その取り組みといたしております。

○江口委員

となると、現状においては、学校を比較した場合には、今言われたアドバイザーによるアドバイスが差としてはあるんだけど、それ以外に例えば予算を追加でする、ないし人を追加で派遣、加配するといったことに関してなされていないということよろしいですか。

○学校教育課長

このきめ細かな指導を実施するというための定数につきましては、県費の方でまた別枠がございますので、そういったものを活用しつつ取り組んでいるところでございますが、まず、主といたしましては、やはりこの学力向上の解決に向けては、学校の組織的な課題を克服し、改善を行っていくことを第一としております。市内32校の中でそれぞれ一定成果を出している学校がございますので、その成果、ノウハウ等を市教委の方で一旦取りまとめたものなどを提示しながら、学校の学力向上の組織力を高めていくように取り組んでいるところでございます。

○江口委員

ということは、先ほどのアドバイザーのアドバイスともう一つ、県費によるヒト・モノ・カネの投入があるという話でございました。市費としては、それはないということでしょうか。

○学校教育課長

学力向上に関わる市費としての配置そのものについてはございません。

○江口委員

やはりその分については、十分考慮する必要があるのではないかと考えております。質問終わります。

○委員長

次に保留しておりました事務局費、教育振興費、学力向上推進事業、講師派遣手数料などについて、勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

事務局費、教育振興費、学力向上推進事業について、成果説明書の事業の対象の表記において、徹底反復学習は市内全小中学校というふうに、全が付いております。協調学習では市内小中学校の教員ここは全がつかずに教員がついています。つまり、市内全小中学校と市内中学校の違い、それと学校と教員の違い、どういう理解をすればいいのでしょうか。

○学校教育課長

徹底反復学習におきましては、この事業の意図を「徹底反復学習実施校を平成27年度には全小中学校32校とする。」というふうに設定しております。その対象は市内全小中学校というふうにしておるところでございます。これに対しまして、協調学習については、事業の意図を「協調学習のエキスパート教員の人数を、平成27年度には12名に増やす。」と設定しているところからその対象を市内小中学校の教員と表記しております。

○勝田委員

そこで、徹底反復学習を、学力に課題のある学校が学力向上モデル校として指定を受けて1年間研究し、学力向上に努めているようですが、指定を受ける学校は、何を基準にして学力に課題があると判断されているのでしょうか。

○学校教育課長

その判断といたしましては、各種学力検査の結果並びに学力向上推進体制の学校の状況、そして当該校の学校長との協議の内容、こういったものを総合的に判断しながら、学力向上モデル校を決定しております。

○勝田委員

次に、協調学習の方で、「協調学習のエキスパート推進員の育成をさらに拡大する必要がある。」というふうに課題に上がっている訳ですが、平成26年度より毎年育成されているようですが、現在何名ぐらい育成してこられたのでしょうか。

○学校教育課長

この事業につきましては、今、委員がご指摘のとおり、平成26年度に開始しておりますので、平成26年度には4名、平成27年度には6名養成をしておるところでございます。

○勝田委員

ということは、現在18名のエキスパートの推進員がおられるということですね。最後に、エキスパートの推進教員の選考基準はどうなっていますか。

○学校教育課長

このエキスパート教員は、まず飯塚市教育研究所の研究所員として協調学習を研修した者、また、飯塚市の教育論文に、協調学習に係る主体で応募したものがある者、また、協調学習を研究を推進する大学の支援機構、COREFと申しますが、これが主催する研修会の参加がある者、また学校長からの推薦がある者などを、その条件として選考しております。

○勝田委員

ここでひとつお願いなのですが、昔から、研修ごとを含めて学校内外の研究施設等で研修される方々の中に、研修は進んで参加するけれども、教育現場ではさほどの教育実践の働きの成果が出ないという方が少なくないわけですね。本当に飯塚市内の教育力、学校力向上に貢献できる教育実践家の育成をぜひお願いして、この質問終わりたいと思います。

○委員長

次に258ページと266ページ、学校管理費、スクールバス運行委託料について、田中委員の質疑を許します。

○田中裕二委員

258ページ、266ページ、学校管理費、スクールバス運行委託料についてお尋ねをいたします。この手の質問を代表質問また予算委員会でもいたしまして、重複する点もございますけれどもよろしくお願ひいたします。267ページに中学校費の八木山地区スクールバス運行費、そして5つ下に、筑穂地区スクールバス運行委託料、この2つが出ておりますが、八木山地区は283万5千円、筑穂地区は1568万16円と相当な開きがございます。もちろん距離、また便数、そしてバスの大きさによって差があることは理解できますけれども、それにしても4倍近い差がございます。この差はどうお考えですかという質問をしても、お答えには困られるでしょうから、あえて聞きませんが、明らかにこれはおかしい数字ではないかなと思っております。そして、今年度の決算が八木山地区スクールバス運行委託料今年度の決算が、さっき言いましたように283万5千円。この決算を受けて予算を組むというのが当然のことだと思いますけれども、平成28年度の予算は、1227万4千円と1千万円近く上がっております。当然、若干上がって予算を組むというのはわかるんですけれども、この1千万近い、要するに4倍近い予算になったというのは、これ、どのような理由からなのかお尋ねをいたします。

○教育総務課長

平成27年度の決算額283万5千円については、本事業が平成25年度から27年度までの長期継続契約として、入札により契約した結果としての契約金額でございます。また平成28年度当初予算、1224万7千円については、業者見積を参考に計上した金額ということになっております。

○田中裕二委員

業者見積で1224万7千円という見積もりが出たので、それを予算として計上したということでございますが、平成27年の決算は283万5千円。業者見積もりをしたからといって、あまりにも差が開き過ぎるということは普通考えられんことだと思うんです。それなのに、業者の見積もりのおり予算を計上した。ちょっと先の話になって申しわけないんですけども、ことしの1月に契約を締結をされて、28年度は274万3千円で契約をされた。2カ年の契約なんで、2カ年で548万6千くらいなんですけども、28年度は274万3千円で契約を締結をされております。これは八木山地区のスクールバスは、指名競争入札で業者選定を行っ

ているからこのような金額になるという、このような理解でよろしいですか。

○教育総務課長

おっしゃるとおりで、指名競争入札の結果としてこういう結果になっているということでございます。

○田中裕二委員

私は、価格が安いからだめだと言っているわけではございません。ただ、心配するのはこの予算、この金額で、本当に安全性が確保できるのかということでございます。価格だけ安いから事故を起こす、総合的に判断をして選んだ業者だから事故を起こさないとか、そういったことを言っているわけではございません。リスクが高いのではないかとということを危惧しております。安全性はどのように確保されるのかお尋ねをいたします。

○教育総務課長

安全運行の確保については、受入業者は道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業路線定期運行許可を取得している業者であることはいまでもありませんが、仕様書において業者に対する配慮、道路運送法等の関係法令を遵守しての完全運転を行うことを記載しているところでございます。

○田中裕二委員

それで、安全性は確保できるのですか。

○教育総務課長

常日頃から当教育総務課においても安全運転については、口が酸っぱくなるほど業者に対して指導しております。それで、結果的というか、業者としてもきちんと許可を受けた業者でありますし、現状において事故等もあっておりませんので、今後においても、その安全確保について十分指導を行いながら実施を行いたいと思っております。

○田中裕二委員

今、事故等は起こっていないと。起こってからは遅いので、起こる前にとという話をしております。口頭で言っている、口を酸っぱくして言っている、仕様書に書いているから大丈夫だというふうに聞き取れるのですけども、その仕様書に書いていることを証明させるべきだと思いますけれども、どのようにお考えですか。

○教育総務課長

運行業務の実施体制や安全管理体制、危機管理体制等について、提出を求めることを検討しております。

○田中裕二委員

そもそも八木山地区のスクールバスの位置づけでございますが、スクールバスとしての位置づけなのか、それともこれ一般混乗ですから、コミュニティバスとして位置づけをされているのかどちらですか。

○教育総務課長

コミュニティバスという位置づけをしております。

○田中裕二委員

コミュニティバスとしての位置づけという答弁でございました。先日のコミュニティバスに関しまして質問をさせていただきました。コミュニティバスの最後に質問したのは、観光バスやスクールバスのように国からの最低運賃、最高運賃みたいな縛りが無い。だから、コミュニティバスに関しては、指名競争入札で業者選定もできるのに、あえてプロポーザル方式を採用していますよね。あえてプロポーザル方式を採用しているのは、どのような理由からなのかという質問をいたしました。そのときの答弁といたしましては、こう言われたんですね。「運行の安全性を重視しており、国土交通省九州運輸局からも公共交通に関する委託契約については価



格に加えて、安全性や利用者の利便性などの要素を点数化し、総合的に評価することにより、運行業者を選定する総合評価方式やプロポーザル方式を業者選考に取り入れることが望ましいと。このようなアドバイスを受けて、おりましたことから、プロポーザル方式を採用した」と、このような答弁がされております。今課長は、コミュニティバスとしての位置づけだということでしたが、そうであるならば、同じようにプロポーザル方式を採用すべきだと思いますが、どのようなお考えなのかお尋ねをいたします。

○教育総務課長

児童、生徒の安全が最優先であることを基本にしまして、指名競争入札で業者選定を行っていきたくております。

○委員長

田中二委員、ちょっと28年度に入っていますので、もし、あれだと——、はい。お願いします。

○田中裕二委員

このまま指名競争入札選考を行っていきたくて考えておるということですが、今言いましたように、安全性を重要視してコミュニティバスはプロポーザル方式を採用しております。ということは、この八木山地区このスクールバスに関しては、安全性よりも、価格で今までどおり選考するというお考えですね。ということですね。確認です。

○学校教育課長

決して安全性をないがしろにするとか、そういったことで事業実施しておるわけではございません。今までご説明してきましたとおり、今後についても、児童、生徒の安全というのは第一義的に考えることと思っております。その中で、仕様書の中の検討をしまして、さらなる安全を確保していきたくてというふうに考えております。

○田中裕二委員

またこのスクールバスに関しては、事あるごとに質問をさせていただきたいと思っております。以上で質問を終わります。

○委員長

次に、258ページ、266ページ、教育振興費、小中学校特色ある教育活動を事業について、勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

この質問に関しては予算委員会の時に質問したいと思っておりますので、取り下げたいと思っております。

○委員長

258ページ、266ページ、教育振興費少人数学級教員配置事業について、勝田委員に質疑を許します。

○勝田委員

258ページ、266ページ、教育振興費少人数学級教員配置事業についてです。本市では、少人数学級教員配置等事業を数年間実施してきたわけですが、平成27年度までの成果はどうでしょうか。

○学校教育課長

少人数学級配置事業は、市費負担教員を活用しまして少人数学級編成を実施することにより、一人一人の学力をしっかりと把握し、個に応じたきめ細かな指導実施することを目的としております。今まで実施してきた成果といたしまして、教育現場より、きめ細かな指導ができるようになった、実態を細かく把握した上で指導が可能になった、理解に時間がかかる子どもに支援ができた、などの声が上がっており、学力向上において一定の成果があったと捉えております。

○勝田委員

平成27年度は、小学校10校11学級で11名、中学校が2校2名の配置となっています。平成26年度、27年度の成果説明書、2年に渡って見たところ、課題のところ「市費負担並びに県費負担の教員についても人材確保、数、質が例年非常に困難な状況であり、安定効果的な実施体制の検討が必要である。」と書かれてあったわけですが、これどういうことなのでしょう。

○学校教育課長

近年、いわゆる講師不足というのが、学校、教育現場においての大きな課題になっております。この背景といたしましては、県が講師の配置を伴うさまざまな事業を実施していることに加えまして、各市町村においても同様の事業を実施していることにより、講師の確保が大変難しくなっております。このような事態を踏まえまして、本事業の目的である個に応じたきめ細かな指導を実施することを目指して、安定的な講師の確保並びに少人数学級編成の効果的な実施などなど、様々な観点からしっかりと検討する必要があると考えております。

○勝田委員

文部科学省はわが国において、世界最高水準の教育力を目指し、教員が子どもと向き合う時間の確保などによる質の高い教育の実務が急務とされ、実際には平成23年度より小学校1年生から35人以下学級を導入したという経過があるわけですね。市教委は少人数学級措置の予算措置、つまり少人数学級でどのような期待ができると考えているのでしょうか。

○学校教育課長

先ほどのご説明とも重複いたしますが、少人数学級編成の効果によって一人一人の学力などの状況をしっかりと把握し、個の実態に応じたきめ細かな指導を実施していくことが期待できると考えております。

○勝田委員

この事業に関しては、どの自治体でも市費負担といった非常勤講師で、質の高い人材確保に頭を痛めていることだと思います。しかし、現在の飯塚市はこの筑豊の教育界においても学力向上の最先端の実戦力を誇る地域でもあるし、模範となるような研究推進校等も多く存在しております。この少人数学級教員配置事業の活用なしで、飯塚市の安定した活力ある学校教育の推進は考えられないと思います。今までも積極的かつ斬新な予算を執行して、行ってきたわけですけれども、教育長、この事業に対してどうお考えでしょうか。

○教育長

少人数学級教員配置事業も加えまして、先ほど質問者のほうからも「この趣旨は」というようにして、お尋ねがありました。スピード感のある教育変革の時代、しかも、多様性への対応ということを考えますと、おそらく個別化、そして個性化教育をさらに充実させていくことが、大きくくれば必要である時代だと思っています。そのような意味からも本事業も含めまして、子どもたちのより個別指導や支援、そして個性化に対応できるような教育のシステムについて総合的に検討する必要は十分に感じております。

○委員長

次に260ページ、266ページ、教育振興費、特別支援教育支援員等配置事業費について勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

260、266ページ、教育振興特別支援教育支援等配置事業についてです。特別支援教育支援員の配置については、各学校から提出される月例報告等で精査を行い、配置されていることと思いますが、実際に定数として配置されているが、人材確保ができずに、未配置になったということは飯塚市内ではございませんか。

○学校教育課長

平成27年度におきましては、小学校に36名、中学校に17名、計53名の特別支援教育支援員を年度内には全て配置し、未配置等はありませんでした。しかしながら、年々その確保は、苦慮している実態もございます。

○勝田委員

この特別支援教育支援員の方の中には、元教員といった有資格者や一般登用の支援員の方もおられるかと思えます。そこで、そういった支援員の方々の研修と申しますか、資質能力向上についてはどのように行われていますか。

○学校教育課長

特別支援教育支援員につきましては、配置校ごとにまず実施されております学校の研修を行っております。これに加えて、飯塚市教育委員会として、1学期に特別支援教育支援員の方を対象に研修会を実施しております。具体的には、特別な支援を要する児童生徒に対する理解のあり方、特別支援教育支援員としての支援のあり方などについての理解を深めることを目的とし、福岡県教育庁筑豊教育事務所の特別支援教育担当の指導主事から講義などを実施しております。

○勝田委員

これ最後になりますが、今、各学校で特別支援教育支援員の方々が配置されてると思いますが、おそらくこの方々は発達障がい児童対象の張りつけの支援員として配置されているのであって、特別支援学級の支援員として配置されているような方は今、飯塚市にありますか。

○学校教育課長

この特別支援教育支援員につきましては、通常学級において障がいを、先ほど発達障がいと言われましたが、そういったものも含めた障がいのある子どもたちに対する支援を基本としております。

○委員長

260ページ、266ページ、270ページ、教育振興費特別支援教育支援員等配置事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

この質問は取り下げるつもりですが、この際、委員長にも申し上げておきたいのは、私、決算特別委員会の最初の発言で言いましたように、歳入で一般会計、特別会計合わせて1447億円、歳出で1134億円なんですね。過去最大です。これを、市民の期待に応えて、議会が、決算特別委員会がしっかり審査するというのは当然のことであり、すでに我々は、お互いの発言通告を確認してるわけです。それに優先して、本会議並みの委員会終了時刻というのはあり得ない。もともと、委員会の規則によれば、きょうの11時59分まで審査時間、あるはずなんです。それを自主規制して決算審査任務を、決算特別委員会が放棄することはあり得ないと思えます。それで、先ほど意見を保留するというふうに言いましたけれども、きちんと審査ができる、市民の負託に応えることができるそういう審査をやるべきだということを申し上げた上で、すでに川上の質疑通告に対して、各原課から説明があり、調査も行い、了承したのも理解できたものもあります。それで、現在質疑中のくだりについては4項目を除いて、全て取り下げをしたいと思えます。先まで言えば、その残したいというのは、就学援助、それから発掘調査事業費、歴史資料館管理運営費に文化会館改造事業費についての4項目です。さらに申し上げてよろしいでしょうか。歳入については2つを除いて全て取り下げると。その残す2つは、市町村産廃対策支援事業費補助金、それから児童クラブ利用料、この合わせて4つ、2つ、6つ以外は総括までのものとしては取り下げたいと思えます。しかし、いずれにしても市民の期待に答えた決算審査がこの11人できちんと行われるようにするべきだと思うし、職員

の皆さんもその決意で、この会場におられると思うので、ぜひ頑張っていたきたいというふうに訴えておきたいと思います。以上です。

#### ○委員長

はい、ありがとうございます。ただ、皆さんに申し上げておきたいのは、この質疑事項を見たのちに、通常2日間としておった決算特別委員会の予備日を使って3日間としよう。終了時間については一応、本会議終了時間を狙おうということで、本格的な審議に入る1日目に、先週の木曜日に一応ご了承いただいておりますので、私としてはそのような時間を配慮していただけるという理解の上で委員会を進めてきましたので、今、川上委員が言われたことも重々わかっておりますけれども、それに合わせて皆さん、職員の皆さん方もそれぞれの予定なりがあるでしょうから、(発言する者あり)できるだけそのような運営をしていただきたいというふうに言っておきます。

それでは、260ページ、266ページ、教育振興費、就学援助費について、川上委員の質疑を許します。

#### ○川上委員

就学援助費については、追加資料で資料をいただいています。97ページにあります。これを見ますと、中学の伸びに比べて小学校の伸びが少ないですね。これは、どういう事情か。私は、低学年になるに連れて周知がおろそかになっているのではないかと心配するんですけども、この低下している理由は为什么呢。

#### ○学校教育課長

まず、周知の方法につきましては、市のホームページに常時その内容を掲載しておると共に、3月には次年度分の市報掲載を行っております。また、学校の協力も得ながら、全児童生徒への保護者の周知もこの時期に行っているところでございます。また、新入学児童の保護者につきましては、いわゆる学校でいう3学期にあります入学説明会などにおいて周知文章を配布するなどして、その周知に努めているところでございます。先ほど、委員のほうからご指摘がありましたこの中学校の方の伸びの上昇につきましては現在、事務局としては、分析結果は持ち得てはございません。

#### ○川上委員

教育長、私は心配するんだけど、もう一つ心配するのはその生活保護の1.5倍ということをやっと言われた。よそは1.2倍、飯塚は1.5倍ですから、ハードル低いんですよという協調はされたけど果たしてそれでいいのか、議論してきましたね。今、この1.5倍というのが学校現場まで、変な形で徹底していつているのではないですか。就学に困難な所帯ということで徹底していますか。

#### ○教育部長

ただいま教育長にご質問でございますけれども、委員、ご指摘のとおりでございます。就学援助が必要な方に対して、ということで周知を図っておりますので、特に保護基準が変わったということで、教育委員会として変更した点はございません。

#### ○委員長

川上委員。今、川上委員からお取り下げいただいた部分に関しては、進行上、私の方から読み上げませんので、取り下げた分については、もし不手際があったら、その都度ご指摘をお願いいたします。260ページ、268ページ、教育振興費、学校図書館について、江口委員の質疑を許します。

#### ○江口委員

教育振興費、学校図書館についてお聞きいたします。学校図書費として、たとえば262ページでは、小学校について、1019万4512円等が上がっております。この学校図書館の

来館者や貸出冊数などの状況はどのようになっているのかお聞かせください。

○教育総務課長

平成27年度における小学校での状況は、年間の来館者は延べ17万1380人、1日平均では46人、年間貸出数36万8097冊、1人平均では25冊となっております。中学校では、年間来館者はのべ6万7300人、1日で平均では46人、年間貸出数3万2966冊、1人平均では5冊の状況となっております。

○江口委員

各学校の平均で結構なんですけど、開館時間並びに開館日数等についてはどのようになっているのか、あわせて、調べ学習でこの図書館を利用する状況についてはどのようになっているのかお聞かせください。

○教育総務課長

失礼しました。開館日数につきましては、学校は出校日となっております月曜から金曜日、それから時間につきましては、学校の開いております時間については開館しております。それから、調べ学習の回数につきましては、小学校で410回、中学校322回となっております。

○江口委員

学校図書館に勤務しておられます学校司書の役割、業務内容についてお聞かせください。

○教育総務課長

学校司書は、蔵書の点検整理や貸出管理だけではなく読み聞かせ活動や、児童生徒会活動における図書専門員への指導など、図書教育推進に大きな役割を担っております。

○江口委員

それでは、資料のほうに学校図書館状況調べとして、98ページ、99ページで充足率等を出していただきました。この充足率並びにこういった何冊あるべきで、それがどうだということに関しては、おおよそクリアしているのに近い状況があるようには見受けられるんですが、他方では図書をゼロから9。ゼロの総記から9の文学まで分類があるわけです。その分野別の、分類別の割合等々も片方では基準があると思われそうですが、その点についてはどのようになっていますでしょうか。

○教育総務課長

標準の配分比率というのが、これは公益社団法人全国学校図書館協議会、こちらが定めておるものでございます。これにつきまして、飯塚市との比較をしたときに、ほぼ飯塚市と同じような状態でございますけども、ただし文学、小学校の文学につきましては、標準配分比率が、これは26%となっておりますが、飯塚市におきましては60.3%ということで、かなり差がございます。この差の理由につきましては、文学の中に絵本を一緒に、飯塚市では分類しております。ひとまとめにして分類しております。そういった形で、この標準配分比率につきましては、絵本の内容によってそれぞれ分類されておりますが、飯塚市につきましては、現在におきましては、絵本については全部文学ということで分類しているため、こういう結果になっていると思っております。

○江口委員

その絵本が文学へ分類されているのというお話ですが、絵本が、それがほんとにそれだけ大多数、かなり多くあるのかどうかですよ。それを分類しなおしたら学校図書館の協議会がいうような比率になるのかどうか甚だ疑問に思っています。片方ではまた、中学校の分類につきましても、学校へ行ったときには、図書館をよく見させていただくんですが、やはり飯塚図書館もそうなんだけど、やっぱり文学が非常に多いんです。文学も大切なんですけど、学校図書館が調べ学習とか、そういった部分で利用されることを考えると、そういった形では、本来先生方に期待される蔵書構成にはなっていないということが考えられます。その点については、

十分な見直しをしていただきたいと思います。購入、廃棄等については、基準があって行われているのでしょうか。どうでしょうか。

○教育総務課長

学校司書で組織します飯塚市図書館協議会を中心としまして作成しております学校図書館運営マニュアルを基本としまして、各学校の保有蔵書の実情等により、各学校において検討を行い、購入、廃棄等の処理を行っております。学校図書館の効果的な充実のために、現状把握に努め計画的な蔵書数の更新等を進めてまいりたいと考えております。

○江口委員

この追加資料を見せていただいたら、ところどころ大きく廃棄しているところがあるんです。その廃棄をしているというのは、ある意味時代に合わなくなったないし古くなった蔵書をやっぱり更新、リフレッシュするために必要な作業だと思っています。そういった作業のときに単独やっておられるのか、はたまた、たとえば今度はどこどこ小学校の学校図書館の蔵書をザッと見直しをするので他の学校の図書館の司書の方々、一緒にやろうよとかそういったことがなされているのかどうか、また、あわせて司書の研修等についてはどうなっているのかお聞かせいただけますか。

○教育総務課長

本の配布等につきましては、基本的には学校単位で処理をしていただいております。それから研修等につきましては、研修の主催が県主催等いろいろございますけども、研修会への参加につきましては、できるだけ多く参加していただくようにはしております。現在年間16回程度の研修会、また勉強会等への参加をしていただいております。

○江口委員

一緒に作業をすること、そしてまた一緒に研修を受けることによって、ある意味学校の蔵書がどうなっているのかを司書が知った上で、じゃあ自分のところをどう変えていこうというのを、自分のところも考えるでしょうし、ほかのところに対するアドバイス等々があり得るんだと思っています。ぜひそういったことをやれるような環境をつくっていただきたいと要望して、この質問を終わります。

○委員長

260ページ、教育振興費、多層指導モデル推進事業について、勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

260ページ、教育振興費、多層指導モデル推進事業についてです。平成26年度及び27年度ともに、講師招聘による研修会を3回実施しているということですが、その3回実施された研修会の参加者及び研修内容はどうなっていますか。

○学校教育課長

第1回目におきましては、多層指導モデルMIMの有効性やファーストステージへのアセスメントについて、対象は小学校1年の担任並びに希望者を対象に講話等の研修を行い、42名の参加がございました。2回目はセカンドステージ、サードステージの具体的な指導についてやMIM-PMアセスメントの入力についての講話を行い、小学校1年担任及び本研修会にこれまで未参加の管理職を含め、49名の参加がありました。第3回目は、小学校1年の担任、管理職、担任外それぞれの立場からの実践発表を行い、その後、本年度のMIM指導並びに今後のMIM指導について国立特別支援教育総合研究所の主任研究員をお招きして講話を行い、参加者42名がございました。

○勝田委員

そこで、次に発達障がいの可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業運営委員会のメンバー及びその開催された3回の委員会の内容をお尋ねします。

○学校教育課長

平成27年度の当委員会のメンバーといたしましては、飯塚市立小学校校長会、国立特別教育総合研究所、特定非営利団体法人ピース、そして飯塚市教育委員会、学校教育課の各組織から1名並びにビジョントレーナー、飯塚市スクールカウンセラー、飯塚市発達障がい支援アドバイザーの7名で構成いたしました。委員会の内容でございますが、実施された3回全てにおいて発達障がい支援アドバイザーの取り組み状況や、発達障がいの可能性のある児童に対する早期支援事業の状況についての情報交換、進捗状況の確認などを実施してまいりました。また、各回ごとにテーマを定めまして、第1回目では情報共有の仕方、関係機関との連携、サードステージに残った子どもへの支援のあり方について、第2回目では、相談システム、個別の指導計画について、第3回目では、今後の方向性について協議を行ってまいりました。

○勝田委員

次に、ブロック研修会、またブロック協議会が実施されてると思いますが、その内容についてもお尋ねいたします。

○学校教育課長

前年度、ですから平成26年度の課題として挙がっておりました「各学校が指導方法をみずから改善して、よりよい指導ができるようになる。」というこの解決に向けて、小学校22校を5つのブロックに分け、ブロック内での実践交流などを実施しました。ブロック協議では、ブロック協議会は、この研修会の企画立案などを行い、そしてブロック研修ではブロックに所属する教員がつまり、実践交流などを行うなどして指導方法の改善等に取り組んでまいりました。

○勝田委員

次に発達障がい支援アドバイザーは、おそらく市内に1名しか存在していないと思いますが、飯塚市内の現状を考えた場合、この定数をふやしていく必要があるのではと思いますが、予定はございますか。

○学校教育課長

本市における特別支援教育の充実を図る上で、発達障がい支援アドバイザーは大変有効であると考えております。この発達支援アドバイザーは、市内全小学校へ出向きまして、発達障がいの可能性のある児童等への早期支援の具体的な指導助言を任務としております。このため特別支援教育についての高い見識を有し、専門的な経験を積み重ねていることなどが必要とされます。市教委といたしましては、本市中堅教員を国や県が主催する研修会に参加させるなどし、次期の発達障がい支援アドバイザーを担うことができる人材育成に取り組んでまいります。

○勝田委員

最後の質問になりますが、改善策として、相談システムの構築と運用と書かれてあるんですが、具体的な展望計画をお聞かせください。

○学校教育課長

本市は、文部科学省より発達障がいの可能性のある児童生徒に対する早期継続支援事業を受けておりまして、発達障がいのある子どもの保護者や学級担任を対象とする相談システム、また、スクールカウンセラーやビジョントレーナーなどの専門家の活用などについて、実証的に研究しております。今後は、この成果に基づき、より効果的な相談システムの構築を目指していきたいというふうに考えております。

○委員長

262ページ、268ページ、教育振興費、通学助成金について、田中委員の質疑を許します。

○田中裕二委員

262ページ、268ページ、通学助成金についてお尋ねをいたします。まず262ページ

に、中学校費の通学助成金 85万6920円、そして 268 ページ、小学校費の通学助成金 162万5315円が出ておりますが、これは通学助成金でございますので、公共交通があるところで、学校から遠い生徒さんたちにその公共交通の費用を補助すると、助成するということであるかと思いますが、具体的にどこの学校がこれに当てはまるのか、そしてその利用状況、どのようになっているのかお尋ねをいたします。

○学校教育課長

まず小学校についてですが、これは庄内小学校がその対象となります。次に中学校ですが、中学校は飯塚第一中学校 1校分となります。対象者につきましては、庄内小学校が小学校 1年生から小学校 3年生までの遠距離通学となる区域からの通学を基本的にその対象としております。飯塚第一中学校は、旧飯塚第三中学校区、旧菰田中学校区において、公共交通機関を利用する場合がその対象となります。利用状況でございますが、昨年度決算では、庄内小学校が 30人の利用があり、1人当たりの平均助成金額は年間約 2万9千円、飯塚第一中学校は 69人の利用があり、1人当たりの平均助成額は年間約 2万4千円となっております。

○田中裕二委員

この通学助成金に関連して、一点だけお尋ねいたします。今現在は、庄内小学校、そして飯塚第一中学校が対象ということでございますが、現在、小中一貫校の建設が 3つの中学校区でなされております。一貫校になることによって、当然、学校までの距離が遠くなる生徒も出てくるかと思いますが、具体的に、どの地域の方が遠くなるというか、こういった通学助成金、またはスクールバスを利用するような地域はどのような地域があると考えられるのか、また、そのような生徒さんたちに対してどのように対応されるお考えなのか、この点だけお尋ねをいたします。

○委員長

平成 28 年度なので、簡潔にお願いします。

○学校施設再編整備推進室主幹

ただいまご質問がありました、現在、建設中であります中学校区 3校区におきましては、通学助成金での検討ではなく、スクールバスの運行を予定、または検討のほうをしているところでございます。具体的な地域になるんですけれども、まず、幸袋中学校につきましては、目尾小学校区、これが小学生を対象に距離が遠くなるということからスクールバスの運行のほうを予定しております。また、鎮西中学校区におきましては、建花寺地区の一部、また明星寺南谷地区の一部が、距離が遠くなるということで、こちらについては現在、スクールバスなどの運行について検討中ということで、行っているところでございます。

○委員長

268 ページ、学校整備費、鎮西地区の学校の跡地利用について、田中委員の質疑を許します。

○田中裕二委員

鎮西地区の学校の跡地利用について、2点お尋ねをいたします。決算書を見ましても、この整備は着実に進んでいるようでございますが、この整備によって生じる鎮西地区の学校の跡地、跡施設の利活用についてはどのように考えられているのか、お尋ねをいたします。

○行財政改革推進課長

学校跡地の活用方針におきましては、鎮西地区の学校跡地については、定住促進や市民の利便性向上につながる利活用を検討している民間事業者等への譲渡といたしております。

○田中裕二委員

鎮西地区からは、学校の跡地に関して要望書が出ていると思いますが、その内容についてお尋ねをいたします。そして、この要望書に対して、どのように対応されるお考えなのか。また



あわせまして、この学校は避難所にもなっておりますし、選挙の場合の投票所にもなっております。この部分をあわせましてどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○行財政改革推進課長

鎮西地区のほうからの地元の要望でございますが、蓮台寺小学校及び潤野小学校の運動場は、運動公園として整備。体育館は、耐震補強または建て替え整備、児童センターは地域の交流行事等で使用するため敷地も含め残す。校舎は、解体し駐車場として活用する。それから、鎮西中学校につきましては、運動場は運動公園として整備。体育館は、耐震補強、または建て替え整備、校舎は技術科学教室、武道場と音楽室等を整備してほしいとの内容でございます。また、いずれの施設につきましても、市の維持管理でお願いしたいという内容でございます。これに対して私どものほうとして、どのように対応するかということでございますけれども、学校跡地につきましては、地域の住民の方々の意見を聞きながら、検討を行うといたしておりますので、今年度におきましても、引き続き地元協議を行ってまいりたいというふうに思っております。

○防災安全課長

避難所の件でお答えいたします。潤野、蓮台寺小学校、鎮西中学校、現在の鎮西公民館が併設される小中一貫校が避難所となります。避難所は、一部の方には少々遠くはなりますが、鎮西地区全体の避難所収容人員は約1600名ほど多くなり、指定緊急避難場所である鎮西公民館だけでも220名ほど多く避難することが可能となります。耐震化となっていなかった避難所が耐震構造となり、より安心して避難していただけるものだと思っております。

○選挙管理委員会事務局長

投票所についてお答えします。鎮西地区につきましては、現在、鎮西中学校の体育館、潤野小学校の体育館の2施設を投票所として使用しております。それぞれの有権者は約4300人、5400人と市内で4番目、2番目に有権者の多い投票所となっており、現在の場所を変更する場合は大きな施設とする必要がございます。鎮西小中一貫校の体育館、併設される鎮西公民館を基本として協議検討していく必要があるかと思いますが、鎮西地区は面積的にも広く、最も離れた場所では、小中一貫校まで直線にして約3キロ、鎮西中学校から小中一貫校までと潤野小学校から小中一貫校までの距離は、それぞれ約1.5キロとなっており、小中一貫校の体育館、併設される鎮西公民館以外の投票所、あるいは移動手段等の検討も必要かと思われます。地元住民の方も心配されておりますので、地元との協議を行い、今年度中には方針を決めたいというふうに考えております。

○田中裕二委員

地元住民との協議を踏まえて検討すると、そして今後とも地元協議を行ってまいりますということでございますので、この跡地に関しましても、しっかりと地元と協議を行っていただきますように要望いたします。

○委員長

272ページ、社会教育総務費、中学生海外研修事業について、勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

272ページ、社会教育総務費、中学生海外研修事業についてです。中学生海外研修事業に参加する応募資格、選考基準等はどうなっているのでしょうか。

○生涯学習課長

飯塚市中学生海外研修事業募集要綱では、応募条件といたしまして、飯塚市内在住の中学生であること。事前研修、事後研修、帰国報告会の全ての研修に参加できるものとなっており、応募には保護者の同意を求めています。次に、選考基準につきましては、作文試験、英語の筆記試験、面接試験による選考試験を行い、その結果をもとに選考委員会において、研修生を

決定いたしております。

○勝田委員

基本的に、面接試験、選考試験そういったことで合格された中学生の保護者が準備する費用、渡航費用を求め、幾らほど準備しておく必要がありますか。

○生涯学習課長

費用につきましては、渡航にかかる1人当たりの経費の30%を参加者負担金としており、平成27年度におきましては約11万3千円となります。その他の費用といたしましては、パスポート取得費用やお土産代等にかかる個人的費用となりますが、その金額につきましては、参加者及び保護者の判断に任せております。渡航説明会におきましては、参考として高校生の修学旅行で3万円くらいであるとの説明を行っております。

○勝田委員

ここ数年、市内の中学校で一人の参加者も出ていない中学校とかございますか。もし存在しているとしたら、その理由はどういったことなのか、分析されているでしょうか。

○生涯学習課長

平成26年度より、アメリカ合衆国を研修地といたしておりますけれども、今年度までの3年間では、飯塚市内にあります市立中学校10校、私立中学校、県立中学校全ての学校から参加者は出ております。なお、募集方法といたしましては、ホームページ、市報による周知及び市内の12中学校への募集要項、申込書の配付を行っております。

○勝田委員

今後、この選考基準や渡航先の変更等の計画はございますか。

○生涯学習課長

現時点では、前年と同様の事業計画に基づき、実施していく予定といたしております。

○勝田委員

これは先週の日曜日に中学生海外研修の報告会があったんですが、参加してまいりました。つくづく感じたのは、やはり、こういった事業は、数多くの中学生に参加の機会を与えるべきであると、そうすることが本来のこの事業の目的を果たせるのではないかと考えております。できれば、学力と人物評価の選考試験だけでなく、各中学校から一人は最低参加できるとかですね、学校推薦枠を設けるとか、まだまだ工夫改善の余地が多分に残されていると思うわけですが、いかがでしょうか。

○生涯学習課長

この事業は、中学生が外国の生活習慣、文化、考え方の違い等を実際に体験しながら、将来世界に通用する国際的な視野を持って活躍できる人材を育成することを目的としております。この研修は、希望制であり、類似事業においても、負担金を徴収しておりますことから、一定の利用者負担は必要と考えております。しかしながら、より充実した事業実施のためには、研究することがあるかと思われますので、関係各課と検討してまいりたいと考えております。

○委員長

278ページ、文化財保護費、発掘調査事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

この年どういう調査活動をしたのか、実績を伺います。

○文化課長

発掘調査の実績といたしましては、井手ヶ浦、これは鯉田でございます。荒巻遺跡、川島でございます。郷之原、これは鎮西地区でございます。内野、目尾の5カ所におきまして、調査報告書の作成を行っております。

○川上委員

本市は、市域が広がってなおのことですけれども、埋蔵文化財の宝庫なんですね。それで、あちらこちらということではなくて、必要が生じて発掘するんでしょうけども、この間の発掘実績によって、特筆することはありませんか。

○文化課長

今委員がおっしゃいましたように、詳細につきましては、非常に広範囲でございますので、現在、計画的に実施しております。その中で、周知の包蔵地域等の指定につきましては、平成27年度末で123カ所が、一応周知の包蔵地域というふうに位置づけをしております。

○川上委員

発掘の構え方としては、私も素人ですけれども、立岩遺跡発掘のころのことなどを勉強しますと、野球場がつくられるときに、重機でどんどん工事が進められている、まさにそのときに駆けつけて辛うじて壊滅を免れたと、それが今日の歴史資料館づくりにつながっているというふうに聞いております。それで、そういう乱開発から、まあ乱がなくてもいいですけど、開発からこういう大切な地域の埋蔵文化財を守るということでは、スピード感のある仕事も必要などときがあると思いますので、頑張ってくださいと思います。

○委員長

280ページ、文化財保護費、歴史資料館管理事業について、勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

280ページ、文化財保護費、歴史資料館管理事業についてです。小中学生及び高校生、つまり、学生と呼ばれる方々が、この歴史資料館に入る数と一般の入館者数はどうなっているでしょうか。

○文化課長

平成27年度の総入館者数は1万8373名で、そのうち一般1万6622名、児童生徒1751名で、児童生徒の割合は9.5%となっております。

○勝田委員

学生が約10%ですかね。次に、飯塚市内と飯塚市市外との入館者数はどうでしょうか。

○文化課長

入館者につきましては、受付時に市内、市外の区別は行っておりませんので、正確な数値は把握しておりませんが、平成27年度におきまして、開催しました企画展におけるアンケートの結果によりますと、おおむね8割が市外からの入館者となっております。

○勝田委員

私も現職時代そうだったんですが、退職してからも何度か見に行きました。たしかに、歴史資料館は利用者にとっても閲覧しやすく、利用しやすい展示になっていると思うわけですね。ただ、率直に申しまして、アピールと言いますか、広報、宣伝不足が入館者数の増につながっていないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○文化課長

現在、主なPRの手段といたしましては、市報いづか、市のホームページへの掲載、公共施設等へのポスター、チラシの掲示を行うとともに、新聞社等へのレクチャーを行っております。今後、さまざまな機会を通して、さらなるPR、情報発信を効果的に行ってまいりたいというふうに考えております。

○勝田委員

最後になります。私は、授業の一環として飯塚市内の小中学生や高校生にもっと入館していただく工夫も大切だと思いますが、例えば小学生あたりは、秋の鍛錬遠足等で目的地を歴史資料館に定め、昼食等は駐車場を利用しているといったことの実例も聞いております。さらに各小中学校では、総合的な学習の時間を活用して、小学校では歴史事業において、中学校では3

日から5日間の職場体験学習の場として活用してもらおうといったこともおそらく実践されていると思いますが、もっと小中学校を訪問して、学校に啓発することも大切じゃないかと思っています。そうすることで各学校からヒント、あるいは改善策等を提供していただく、そういったことも考えられると思います。あれだけの立派な駐車場を備え、一流の展示品を抱えて、素晴らしい知識や指導力を持った職員も多数勤務されているようですので、ぜひ積極的なアピールを行って、飯塚市の目玉となる歴史資料館を、そういった運営をよろしく願いして、この質問を終わりたいと思います。

○委員長

280ページ、文化財保護費、歴史資料館管理運営費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

歴史資料館運営協議会委員会がありますけれども、運営についてどういう視点で現在行われているのか、まず質問します。

○文化課長

資料館の運営につきましては、まず、児童生徒も含めた地域の方に飯塚市の歴史を知っていただくというのを主眼におきまして、さまざまな企画展や展示等を行っているところでございます。

○川上委員

もう少し視点があろうかと思うんですよね。省略しますが、決算年度27年は2015年ですから、戦後70年の節目の年でもあったわけですね。その角度で、どういう特別展を行ったのか、お尋ねをいたします。

○文化課長

平成27年度の展示でございますが、飯塚の紙芝居、戦争と平和の暮らし展、広岡朝子と明治時代の筑豊炭鉱展、高取焼と筑豊の茶の湯展等を実施しているところでございます。

○川上委員

戦後70年には戦後70年の意義があるんですけども、これから先も71年、72年、73年となっていくわけですから、節目の年はもちろんですけども、過去の侵略戦争の歴史を反省し、そして日本国憲法の理念に基づく恒久平和、基本的人権の尊重、そして何よりも国民主権、こうしたことを大人もそうですけど、子どもたちが身につけて、主権者として成長していくのが一つの目的であろうと思うんですよね。特に子どもの教育という点で言えば、そういった点で言えば、こういう角度を抜かさずに歴史資料館の運営にも持って行ってもらいたいというふうに思います。そこで、先ほど発掘のことも言いましたけど、いずれにしても、歴史資料館の体制について、私は専門職員をさらにふやして充実する必要があるんじゃないかと思えますけど、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○文化課長

現在、専門職員は職員5名と再任用1名を配置しております。その中で計画的な発掘調査、報告書の策定等を行っておりますが、委員も御存じのとおり、本年度の採用におきまして、一応学芸員1名の募集を行ってるところでございますので、来年度につきましては、さらなる充実が図られるんじゃないかというふうに考えております。

○委員長

次に、284ページ、文化会館費、文化会館改修事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

どういう改修を行ったのか、お尋ねをいたします。

○文化課長

改修の内容につきましては、文化会館内カメラモニター等の取り換えにかかわる工事でございます。カメラモニターにつきましては、平成4年1月の開館以来、これまで故障等を個別的な修繕で行ってりましたが、本体設備の老朽化が著しく、今回全面改修を行ったものでございます。

○川上委員

地震対策については、それにあわせて考えていただいていると思うんですけど、私は文化会館については、大きいから、危険箇所が幾つもあるんじゃないかと思うんですよ。それで、職員を失ったこともありますよね。ですから、二度とああいうことが起こらないように、きちんと危険箇所をチェックして、絶対に同じようなことを許さないというようにしてもらいたいというふうに思います。質問を終わります。

○委員長

次に、284ページ、保健体育総務費、全国大会等出報奨事業について、光根委員の質疑を許します。

○光根委員

保健体育総務費、全国大会等出場報奨事業について一点だけご質問いたします。全国大会出場報奨金制度の概要と実績について教えてください。

○健幸・スポーツ課長

この制度は、市民の文化またはスポーツ活動を奨励助長し、その水準の向上及び振興を図ることを目的に、平成24年度に制定した制度でございます。市内に活動拠点を置く団体及び市内に居住、通勤、通学する個人が全国規模の大会に出場したときに、1人5千円を奨励金として交付するものでございます。全国規模の大会につきましては、県大会等の予選を経て出場が決定した場合や、競技団体等により選考され出場する場合に限定し、誰でも参加できる全国規模の大会については、その対象から外しております。1人当たり5千円の報奨金としておりますが、団体の場合は10万円を限度としております。実績といたしましては、平成27年度、団体が3件、個人が31件、金額にしまして総額で41万円、平成26年度は団体7件、個人26件、金額は総額にしまして77万円を支出しております。

○光根委員

平成25年度が84万5千円で、27年度が41万円ということで、半額以下になってるということで、全国大会、県大会等を勝ち上がるほどの実力があると思います。またその中から、当然オリンピックとかに、またメダルをとるとか、そこまでいく方も当然おられると思います。成果説明書のほうには、この報奨金の交付によってモチベーションを高め、全国大会に出場する個人及び団体の数をふやすと言っておりますけれども、この交付金額が半額にまで下がっておりますし、今後、モチベーションが上がるかどうかは別といたしまして、ないよりはましという思いはしますが、もっともっとモチベーションを上げて、このスポーツを発展させていくためには、この報奨金の増額、また、好成績を残された団体、個人に対しては、今後の活動を補助していくような制度を検討してはどうかということを要望いたしまして、終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないようですから、第10款 教育費についての質疑を終結いたします。

次に、第11款 交際費から第13款 災害復旧費までについて、286ページから292ページまでの質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑がないようですから、第11款 交際費から第13款 災害復旧費までの質疑を終結い

たします。

暫時休憩いたします。

休 憩 14 : 32

再 開 14 : 40

委員会を再開いたします。

次に、歳入についての質疑に入ります。88ページから126ページまでの質疑を一括して許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています、108ページ、衛生費補助金、市町村産廃対策支援事業費補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

これは何に支出されたのかということと、財源についてお尋ねをします。

○環境整備課長

この補助金につきましては、歳出の196ページに、内住川水質検査手数料23万7600円がございます。この調査に係る費用の2分の1が県の要綱に基づきまして、補助金を交付されたものでございます。

○川上委員

私はこの金額のことで言えば、福岡県が全額出すべきだというふうに思います。こうしたところで、金額が高いとか安いとかではなくて、福岡県の責任を要求していくということが重要だと思います。関連して1問お尋ねします。現在、代執行中ですが、これについては、市はその状況について系統的に状況を把握するようになってはいますか。

○環境整備課長

県のほうから、工事の進捗状況等を逐次報告を受けているところでございます。

○川上委員

午前中は福岡県の職員がいると思います。ですから、報告を受けるだけではなくて、住民の生活環境、命、水にかかわることだから、現地にやっぱり行って、現地に入れるわけですから、やるべきだと思います。

○環境整備課長

実際に、部長、次長と私も県の職員と一緒に現地に行きまして、詳細に説明を受けております。

○川上委員

あまり、この分野では、県が反省してしていると感じられない面もあるので、県任せでなくて、市がきちんと旧筑穂町が頑張ったようにですね、本市も頑張る必要があると思いますので、要望を述べて、この質問は終わります。

○委員長

次に、112ページ、財産売払収入、市有土地の売却について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

すみません、この質問については取り下げさせていただきます。

○委員長

次に、122ページ、雑入、児童クラブ利用料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

子育て世代のサポートにとって非常に重要なのが、この児童クラブ利用料の負担を軽減することだと思います。この利用料の引き下げの要望を聞かれていると思いますけれども、まず、どのように受けとめておられるか、お尋ねします。

○子育て支援課長

川上委員がおっしゃる引き下げの要望というのは、どういうことを言っているのか、すみま

せん、要望を聞いておりませんが。

○委員長

引き下げとはおっしゃってなくて、利用している方からのご要望があつておると思うんですけど、それについてはどのように受けとめられておりますかというご質問でした。

○子育て支援課長

利用者の方からも引き下げて下さいという要望は聞いておりません。

○委員長

何も要望はあっていないということですか。その他も含めて。

○川上委員

それは何ていうんでしょうかね。心がないからでしょうね。現場に行っていないからですよ。現場の声を聞こうとしてないから聞こえないんですよ。これほど、私に聞こえて、あなたに聞こえないというのはおかしいでしょう。この利用料、そうするともうあとは質問が成り立たないですね。半額にしようとするれば、どれぐらい財源があるかとか、どう思いますか。

○子育て支援課長

減免関係では、兄弟減免、2人目3千円、3人目ゼロ円、そして1人親非課税は半額の2千円、児童クラブ利用料は1月4千円となっております。生活保護世帯はゼロ円です。そして夏休みは1日ですけども、4千円定額で子どもたちを見ております。子どもたちを安全に見るのと、もう一つたくさんの体験学習をしてもらおうと思って、この利用料で、授業を組んでおりますので、この授業料は今のところは適切でないかなというふうに考えております。

○川上委員

それだけのサービスをしておるから、保護者はそれだけの負担をするのが当たり前だと、適切だという発想ですね。そういう考え方も民間にはあるかもしれませんが、飯塚市ではそういう考え方ではまずいと思います。考えてみてほしいんですよ。何のために子育て支援課とかつくっていますか。子どもの幸せとそれを育てる世代をサポートしましょうということでしょう。だから、例えば、具体的に考えればいいじゃないですか。子育て世代が、まず何にお金がかかります。医療費にお金がかかるでしょう。それから、給食費も高いですよ。安いですか。そうやってずっと考えていったときに、子育て世代、子どもの幸せについては、ものすごく負担が大きいわけですよ。だから、それを全体として捉えて、全体としてどう抑制する、サポートするかというのが必要だから、その専門部を今つくっているわけじゃないんですか。だから、サービスに対して、適切な額ですよとかいう民間企業ではないんだから。子育て世代をどうサポートするか、子どもの幸せをどうサポートするかという角度でのものの組み立て方がいるんじゃないんですか。この質問はもう終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、歳入についての質疑を終結いたします。

総括質疑に入ります。一般会計全般についての総括質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています、各種債権の処理について、江口委員の質疑を許します。

○江口委員

委員長申しわけございません。各種債権の処理について並びケアが必要な児童については、多岐にわたり、今後のこともお話をさせていただきたいので、決算委員会での質問としては取り下げさせていただきます。

○委員長

市財政と行財政改革関連について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

決算審査をするに当たり、平成27年度予算編成方針を改めて読ませていただきました。その上で、27年度予算も検討し、そして、この決算を見ておるわけですが、市としては、この決算から財政見通しをどのように見ているのか、お尋ねをしたいと思います。

○財政課長

平成27年の予算編成方針から財政見通しということですが、27年の決算、それから財政見通しの比較についてご説明いたします。主な内容について、普通会計でお答えさせていただきます。実質的な収支では、財政見通しでは11億5千万円のマイナス。決算では、14億円の黒字ということで、25億5千万円のプラスとなっております。それから基金、財政調整基金と減債基金の合計でございますけれども、財政見通しでは146億2千万円、決算では約154億1千万円ということで、7.9億円のプラス。それから、借金の市債でございますが、年度末残高は財政見通しでは、724億2千万円、決算では約670億2千万円ということで、マイナス54億円。公債費につきましては、財政見通しでは60億8千万円、決算では60億5千万円ということで、マイナス3千万円となっております。これにつきましては、いろいろ要因が考えられますけれども、大型の事業を今行っております。その中で予算としてあげたものが執行残としてあらわれたもの、あるいは繰り越し事業が今年度を予定したものが次年度に繰り越されたということによって、市債あたりは大きく影響をしたということでございます。

○川上委員

当初見通しのおりということのようですが、引き続き改善傾向にあるという理解でよろしいですか。

○財政課長

これまで平成22年以降、黒字という形でいっておりますけれども、改善というのがふさわしいかどうか分かりませんが、27年までは黒字の収支でいっているということは言えるかと思えます。

○川上委員

私は財務部としての分析というか、総括としては、市財政は好転し続けているということの間違いないだろうと思うんですよ。ただそれが何によってかというところが、市民の暮らしと、借金というやつとの関係で問題になるわけであって、いずれにしても、財政の好転状態は引き続きであるということは確認できると思います。それから、それにかかわることなのですから、平成27年度は個人消費の喚起につながるであろう、それが期待された財政出動が各分野で行われましたね。どういったものが行われ、総額が幾らか。そして、その経済効果をどう見るのかをお尋ねします。

○財政課長

今言われました経済対策の関係なんですけれども、平成27年度については、26年に引き続き消費税率引き上げによる影響緩和ということで、臨時福祉給付金あるいは子育て世帯臨時福祉給付金の給付が実施されております。事業費の総額は2億7351万2千円となっております。それから、地方の好循環拡大に向けた緊急経済対策として、交付金が創設されております。地方公共団体が実施いたします地域における消費喚起や、これに直接の効果を有する生活支援対策に支援する交付事業ということで、今日も、午前中もいろいろ事業が出されております。その中身になりますけれども、子育て応援券交付事業、それから住宅用の太陽光発電システム設置費補助金、地域活性化商品券発行事業補助金、プレミアム商品券ですね。それから、地域消費喚起事業費補助金、いわゆるグルメ商品券になります。それから、住宅リフォーム補助金。この5つの事業が緊急の経済対策ということで出されております。事業費総額は1億9355万2千円となっております。平成27年度当初予算、本市で計上してございました事業と重なっ



た部分が2つございまして、それがプレミアム商品券あるいは住宅リフォーム補助金ということで、重なった分だけ一般財源が浮いておりまして、その分がおよそ3千万円、市の財政に寄与したというふうに考えております。それから、最終の換金率も全部含めまして消費額が12億2800万円が消費されたと考えられます。この分につきましては、一番大きなプレミアム商品券、およそ6億円。それから住宅リフォーム補助金の建築費で4億2千万円ほどということで、これについては経済的な効果は大きくあったのではないかとというふうに考えております。

#### ○川上委員

その付け替えた3千万円の行き場が大変気にはなりませんけれども、本来、この個人消費が国民総生産の6割、7割を占めるわけですから、この地域ではもっと高いかもしれません。地元では。そうした点で言えば、個人消費の喚起につながる、さまざまな工夫というのは重要だと思います。それがどのような形で経済効果を生んでいるかまで追いかける必要があるし、そして、私は市財政との関係では、市税のアップにつながるのではないかとというふうに思っておりますけど、現実にはどのようなのでしょうか。

#### ○財政課長

ここ数年、市税については、個人消費が伸び悩みをしております、そう大きく伸びてない。27年についても、しかりでございます。

#### ○川上委員

やっぱり2億円程度では、ということでしょうか。平成27年は消費税の増税について、もう見送ろうかというときだった、10%ね。という空気もあったんだけど、この消費税の増税を見送るだけではなくて、きっぱり止めますということになれば、それと市が、国の財源もありましようけれども、打つ個人消費喚起の各施策と結びつけば、相当な力を発揮するのではないかとというふうに私は思いました。

次に、行財政改革を合併以来ずいぶんやってきて、相当なサービス水準の切り下げをやり、職員を減らし、臨時職員に置きかえ、また職員の仕事を委託費に切り替えていくというような形で財政の改善に貢献したということがあると思うのですが、この期に、特に力を入れて成果を収めたと思われる点、それから、今後、そこから出てくる課題として、公有財産の活用含めた行財政改革の力点、どこに置いたかを、お尋ねしたいと思います。

#### ○行財政改革推進課長

本市が平成18年度から行革に取り組んでまいりました。この中で最も大きく効果を示しているのは、もう人件費という部分でございます。これについては、もちろん議会議員の皆様方の人件費もありますし、職員の人件費もございます。そこが一番大きく切り詰めてきたというところでございます。合併後の行革で一番効果があるのは、どこの市町村も同じで人件費という形になるかと思えます。公有財産を活用した行革ということでございますが、公有財産につきましては、基本的に行革の中では公共施設のあり方に関する基本方針をずっとつくってございまして、いわゆる量的なものの縮減、そういったものを取り上げてまいりました。

#### ○川上委員

討論の中でもと思えますけれども、サービス水準を切り下げてきたということ言えば、福祉バス、コミュニティバスの問題とか、それから高齢者に対する長寿祝い金のことだとか、それから公立の保育所の相次ぐ廃止、それぞれ10億円ずつぐらいあるんですね。それだけでも30億円かなど。日産のカルロス・ゴーンが再建をしていくときにゴーンカッターとか言われましたね。切るだけなら誰でもできるよと言われたのだけど、飯塚市はこの行革について正確に総括して、自治体の本旨である福祉の増進という角度から見てどうだったのかというのを考えていく必要があると思えます。人件費についても、市の人件費の削減については、さっき

よつと言いましたけど、その人件費削減した分、置き換わってるものがありますでしょ。それとの関係で、人件費という費目は減ったけれども、それ以外、置き換えた分を考えると、どうなのという、やっぱり市役所というところはマンパワーというか、人の力と情熱が住民サービスにつながっていくじゃないですか。その点でどうなのか、議会のことまで言うていただきましたけど、議員もね、今たった28人ですよ。地域にいて、議員の存在感というのは極めて薄いです。自分だけというわけではないでしょ。だって90人からいたわけですから。ですから、市役所にも相談するけれども、議員にも相談すると。暮らしを守っていく、自分の代弁をしてもらう。そういったことが希薄になってきて、これで果たして地方自治体というのが今後、本当に発展するのだろうか、大丈夫かという問題意識を持って臨む必要があると思います。それで学校跡地のことは、先ほど、公有財産の活用という点で、お話を聞きましたので割愛しますが、市債と基金の残高についてお尋ねします。これまでのところ、想定内ということで進んでいるのか、否か、数字も紹介しながら説明してください。

#### ○財政課長

最初の質問でお答えをしておりますけれども、その状況と今後についてご説明いたします。財政調整基金、それから減債基金の合計、今決算で154億1千万円に対して、財政見通しでは146億2千万円ですが、今後、事業の関係で今見通しよりもふえていますけれども、今後、減ってまいりまして、平成33年で半減するというふうな見通しを立てております。それから、借金でございます市債につきましては、事業の繰り越し等でかなり見通しよりも減った形になってまして、決算では670億2千万円、財政見通しは724億2千万円、ピークを見通しは838億円ということで平成28年あるいは29年あたりがピークであろうと、その後は公債費の増はありますが、返していきますので減っていくだろうと見ております。それから、公債費につきましては、ほぼ決算と財政見通しは同額程度であります。それで、今後、起債をかなりしておりますので、ふえてまいりまして、平成33年がピークで、今60億円ちょっとですけども、この時点で74億円ほどになるだろうというふうに見込んでおるところでございます。

#### ○川上委員

民間企業なら借金は少ないほうがいい、貯金は多いほうがいいですよ。その貯金は資本としてどんどん展開していく。ないし、労働者の賃金ということになるんでしょうけど、地方自治体の場合は、借金が多いとももちろん困るけれど、適切な福祉の水準を維持するための借金が要りますよね。これは見通しがないといけませんけど、問題は貯金なんですよ。飯塚市の今の貯金というのは、基金というのはありすぎでしょう、本来の規模から言えば。なぜこんなにあるかという、借金返しのためにあるわけでしょう。だから、本来こんなに基金があるはずないんです。本当はあったらいけない。膨大な借金を、五百何十億円という借金を合併特例債でやったでしょう。だから皆さん、どんどん削って一見財政が好転してるように見えるような状況を、数字のうえではつくり上げているわけで、と思います。違いますかね、副市長。

#### ○副市長

今質問委員が言われるように、財政的には合併当初よりも行革、その他もろもろの要因で好転してきたなということは、それは私も同じ見方をしております。ただ、おおむねこうなったのには、4つぐらい大きな要因があるかというふうに、個人的には私は考えております。1つはやっぱり合併して、職員全員でこの行革というものに取り組んできた。それから公の施設をきちんとやったことで見直してきた。これも行革の一環です。これが一点だろうと。それと、国が安倍内閣によりまして、景気刺激策で地方にもいろんな交付金、あるいは臨時的な事業を起こすということで、景気刺激策をやったのが、もう一つそれとここ何年かですね、飯塚市に大きな災害があっておりません。小さいのは少しありましたが、これが一般財源をあまり使わなくなった大きな一つの要因だと私は思っております。それからもう一点が、交付税が、こ

れは議会のほうにも説明しておると思いますが、当初10年目から最終的には20億円ぐらい減るでしょうといておりましたけれど、これが大体半分ぐらいになるのではないかと。こういうもろもの要件が、現在のところ一定の効果を上げているというふうに考えております。そしてご指摘の、基金を持ちすぎというのは、私は決して思っておりませんが、ただ減債基金の額としては、確かに過去例のないように積んでおりますけど、これは将来、飯塚市が財政的に、継続的に、安定的に行政をやっていく上で、合併特例債の一定の3割分を、正確に言えばその分は積み切っておりませんが、それに見合うようにできるだけ後年度負担を市民の方に求めないために、今のうちに積んでおこうと、そして安定的な行政サービスを提供できるようにしようということで、減債基金を積んでおります。それから、財政調整基金につきましては、たしかにちょっと余裕があるかと思っておりますけども、これも決して長い目で見ればそんなに余裕があるのかなというふうに、個人的には思っておりますし、いろんな今後の施策を考えた場合に、こういうのを有効に活用して、もちろん質問委員が言われるように地方自治体ですから、基金がたくさんあればいいということでは決してないと思っております。一定のものは住民サービスということで、当然これは還元しなければならない性質のものでありますから、ただ今の規模というのは、飯塚市の財政規模からいうと、まあまあいいところで行っているなという感じは持っております。一番の問題は、今質問委員が言われるように、ただ最近私が心配しているのが、この前新聞を見てみますと、地方自治体が交付税で配ったお金よりも歳出が少ないから、交付税を減らせというような、ちょっとこれはまたびっくりするのと、これは各自治体が非常に努力した結果で、今日の飯塚市においても財政が一定の見通しを持っておるものですから、そういうことでなく、だったら行革とかそういうことをしなくて、どんどんお金を使ったほうがいいのかと、そういう財務省の発言があったようですけれど、これはちょっとおかしいかと、これはやっぱり各自治体の汗の結晶だと思いますし、市民の皆様にもその分をお願いして、理解してもらった結果だというふうに思っておりますので、我々としては、今後ともきちんとした行政運営、あるいはサービスの提供を続けたいということで、今の財政運営をやっておりますから、今の状態を私は、ある意味では、そこそこの水準にあるのではないかとこのように思っております。

#### ○川上委員

最後のくだりで、久しぶりに一致しましたね。ですから、飯塚市の職員が住民と出会ったときに、これはできないんでしょうかという、口癖のようにお金がないと言い続けているわけ。今も言っているでしょう。なぜそう言うかという、やっぱり財務省に責任があるんですよ。あるいは総務省に責任がある。地方財政計画をつくる。そして、予算編成方針を押しつけてくる。そのときに例えばだけど、行革の中に入るんですかね、こういう角度は、予算は立てるけど、使い残せとって指導するじゃないですか。課長とかものすごく苦しむわけですよ。委託業者がいろいろ追及を受けて、どうしてかわからないと。例えば不用額なんですけど、今年度は歳出661億円に対し、36億円でしょう、5.4%。平成19年、もう合併して一歩、二歩出したときですよ。このときはどのぐらいだと思います、使い残したお金。歳出が530億円に対して18億円なんです、3.4%。ですから、2倍残しているんですよ。財政規模が大きくなってから、それにも比例していませんけど、18億円使い残しのお金多いわけです。この18億円のお金、あるいは36億円のお金はどこに行くのかといたら、副市長が答弁されたとおりになっていくわけです。こういうのをつくってるのは財務省ですよ、もともと。そして総務省に押しつけているわけでしょう。ですから、全国6団体などを通じて地方交付税等を確保せよという要求はもっと頑張らなくてはならないのではないかとこのように思っておりますけれど、意見が一致しないところが多いと思っておりますので、それは討論の中でも述べていきたいと思っております。この質問は終わります。

○委員長

次の総括質疑、市有地貸与と道路占用について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

嘉飯山砂利建設に対し、土地の明け渡し請求で提訴している市有財産管理費、幾らで担当はどこだったかお尋ねします。

○管財課長

嘉飯山砂利建設株式会社に市有地を貸し付けをしている課としましては、管財課、そして使用許可が穂波支所の経済建設課でございます。管財課の貸し付けにつきましては、平成27年4月13日から平成28年3月31日までの期間で、貸付面積1200平米を貸し付けまして、貸付料は21万2887円でございます。

○川上委員

市有財産管理費という費目があります。それで、実際に今不法占拠されているところ、この財産管理費はいくらというふうに言えますか。

○管財課長

今のご指摘の管理費用、その管理するためにかかった費用ということにつきましては、算出はしておりません。今申しました数字で出ているのは、貸付料でございます。収入でございます。それに携わった職員の事務手続の時間等がかかっておりますが、それについては算出しておりません。

○川上委員

管財課が担当ということで、公有財産管理規則によって責任を負うということに課長がなっているわけですね。それで角度は変わりますが、明星寺裁判和解金の決算報告がありますけれども、支出時期、金額、財源をお尋ねします。

○土木管理課長

支出につきましては、協定書に基づきまして、平成27年7月17日に構造物の撤去を確認いたしましたので、和解金残金6381万8500円を支払っております。また平成27年12月25日に土地の所有権移転登記が完了いたしましたので、土地代金4836万3千円を支払っております。合計で1億1218万1500円となっております。

○川上委員

残るお金は何の費目で上がっていますか。1億7千万円が予算計上だったと思いますが。

○土木管理課長

平成27年3月31日に支払っております。

○川上委員

決算年度が違うよということでしょうけど。それで、先ほど21万円余、3月31日までの貸付料をもらったと言われましたけど、これはいつ、どういうルートでもらいましたか。

○管財課長

この契約につきましては、契約日が平成27年4月9日でございます。この契約のときに代金の納入を受けております。納入は納付書で納入されております。

○川上委員

納付書で誰が持ってきたのですか。どこに持ってきたのですか。21万円余。

○管財課長

納付書を使いまして指定金融機関で納付がされているということで、持参をされたわけではありません。

○川上委員

それから九州電力が嘉飯山砂利建設に対し、動力用電源を提供するのに必要な電柱等の設置

にかかわる道路占用許可願を出して、あなた方が許可したのだけど、その使用料はいつ、どの方法で、幾ら納付されたかお尋ねします。

○穂波支所経済建設課長

平成27年度の使用料につきましては、月割りで8287円の納付書払いということで、お支払いをさせていただいております。

○川上委員

九州電力が、道路占用使用料を毎月8287円納付書で支払っているということですか。

○穂波支所経済建設課長

年額で月割りになりますけれども、年額で8287円の納付をさせていただいております。

○川上委員

8287円は何カ月分ですか。で、それを毎月払っているのですか。

○穂波支所経済建設課長

8287円につきましては、平成27年度の年額という支払いになっております。月割りではございません。

○川上委員

一括で払ったということですね。年額で、1回で払ったということですね。（「そういうことです。」と発言する者あり）この金額の根拠となる契約の内容、8287円の根拠は何ですか。

○穂波支所経済建設課長

電柱が7本、それが1本1300円でございます。支線柱が3本、これが1本390円でございます。支柱が1本390円でございます。それと支線が1本、これも390円でございます。

○川上委員

これは、現地に行くと支線が3本多いことに気が付くのだけど、その分は取ってないですか。これは道路占用のあれでしょ。これ以外にそれぞれに支線がついています。この支線の分はどうなってますか。

○管財課長

今委員ご指摘の部分の支線につきましては、管財課所管の普通財産のほうに立てられておりますので、管財課のほうで土地貸付料を徴収しております。

○川上委員

そうすると、穂波支所経済建設課に出された、電柱を立てるから道路占用させてくださいという届け出と、市有地に支線が3本あるということは一体なのですね。一体なのですね。この電柱を立てて電線を引く行為は、一体ですか。

○管財課長

申請の流れから言いましても、設置の流れから言いまして一体と考えてよろしいと思います。

○川上委員

考えてよろしいかと思うぐらいのことかどうか後でわかると思うけど。同じく、当初貸付地内の九電からの市有地賃貸借使用料。これはいつ、どの方法で納付されたか、金額幾らか、お尋ねします。

○管財課長

まず契約日は平成27年7月8日でございます。概要といたしましては、支線、ワイヤーの支線が3本。そしてコンクリート柱の本柱が1本、それから支線柱、これコンクリ柱ですが、これが1本という内容でございまして、貸付期間は平成27年7月8日から28年3月31日までといたしまして、期間貸付料は年額2094円でございます。

○川上委員

不法占有された土地を追加貸付しようという提案をしましたがけれども、現地でどこまで取られたかを、あなた方は不法占拠されたかを、あなた方は測量しましたけれども、その測量にかかる費用は幾らでしたか。

○管財課長

業務中の仕事の中でやりましたので、特段算出はしておりません。

○川上委員

委託ではないのですか。

○管財課長

これは分筆と測量とかの必要がございませんでしたので、職員が行きまして、相手方立ち合いの元、いわゆるテープというか、メジャーで測って杭を打って確認いたしました。

○川上委員

弁護士費用については、通信費など実費を含めて、幾らかかりましたか。

○管財課長

まだ着金でございしますが、裁判の着金というところで49万2千円であったと思います。

○川上委員

それは平成28年のお金でしょ。27年度中の弁護士費用ですよ。

○管財課長

貸し付け、この問題につきましては、弁護士の費用は発生しておりません。

○川上委員

いろいろ通信費だとかあったはずですけど、通信費とかは弁護士が自腹ですか。

○管財課長

通信費を使われたかどうかというのはちょっと確認をしておりますが、弁護士のほうからは旧年度中には請求はあっておりません。

○川上委員

郵送しているでしょう。相手が、平野弁護士に。それで確認してください、この質問の間に。それから当初貸付については、明星寺の裁判をめぐり和解議決はしたのだけれども、履行が済んでいないから、お金も払っていないわけだから基本的には紛争状態が終結しているとは言いがたい状況だったわけですよ。その相手に、市がまともに向こうの要求を飲んで、どこまで使うかと、わからないと、とりあえずこの範囲で貸し付けてもらおうと、はみ出たらはみ出た所まで借りましょうというような二重の意味で、こういう契約が普通なのか、公有財産管理責任を負う管財課長、それから財務部長、こういう契約の仕方をずっとやってきたのか、また今後もやっていくのか、お尋ねします。

○管財課長

あくまでも公有財産管理規則に基づいて契約を今までできております。今後も、そのやり方でやってまいります。

○川上委員

私2つ言ったでしょ。紛争状態がまだ解決してない。4月9日の段階だから。この相手に、まともな契約結ぶのかっていう事を言ったわけですよ。1つは。もう一つは、公有財産の貸し付け方。貸してくれと言ってくる。貸しましょうと言う。市の幹部が向こうの営業部長の代わりに申し込みから契約行為まで全部してしまう。それは、今は管理責任を問うてるわけですから、別にするとして。どのくらい借りなければならぬかよくわからないと相手方が言う。取りあえず1200平方メートル借りるところかなと。取りあえず貸しましょうと。どんどん運び込んできたら、はみ出たらどうするのと。はみ出たらというものではないです。最初からです。こういう市有土地の貸し方を、あなたは今、今後もしますという答弁をしたのですよ。今後も

こういう相手にこういう貸し方をするのですか。

○管財課長

公有財産管理規則に基づいてお貸しするというお話をいたしました。これにつきましては、まず1点、係争状態がまだ終わっていないというご指摘が今言われておりますが、以前の委員会のほうで答弁させていただいたと思いますが、まず飯塚市と和解をしているという、その和解に向けて条件を履行しているということで、その一環といたしまして、一時的に明星寺から資材を仮置き場、一時置き場ということで必要であるということで申請を受けまして、それで貸し付けをしたということでございます。まずそれが1点でございます。貸し付けの面積ですが、当初これは1200平方メートルで大丈夫ということで、相手方も話は、私も現地では確認しております。ところが、今の委員がご指摘のとおり、確かに他の所に置いたりしていましたから、それは貸し付けを受けている所のほうに置いてくれということで、都市建設部を通じてお願いはした次第です。その後、明星寺のほうからどんどん持ってくる資材がまだ確定しないので、7月ぐらいまでは待ってほしいという話がありましたので、そうでありましたら、面積を確定次第、変更契約いたしまして、当然、その分については、さかのぼってお金を徴収するというような話をしてございました。

○川上委員

だいたいわかりましたね。市と紛争状態の相手であっても、軒先を借りて母屋まで貸しましよということ、今なお管財課は反省がないということ。そして、当時のことでいえば、相手側にもものを言うのに、都市建設部を通じてというふうに言いましたけど、そのとき全く無責任状態だったわけです。だから、都市建設部長が自分の思いで土地を貸してくれと相手側の代理行為をする。それに対して公有財産の管理、金庫番の課長が相手方にもものを言わないで、都市建設部長に言うわけだから、これは内部でなれ合いがあって、こういう異常な土地の貸し方をしたということで、かつ今も反省がないということ、これを答弁でみずから明らかにしているわけです。この契約書、一度指摘してきたことがあるけれども、やむを得ない場合は契約変更して、継続して借りることができるという事項がありますね。これは何のために入れてるんですか、契約のときに。

○管財課長

このことにつきましては、例えば公共工事等で資材置き場でお貸ししている場合において、その工事元について、例えば、国県等の工事の事情によりまして、借受者の責に帰する理由がない場合、どうしても外的な要因で工事がおくれるとかいう場合についての状況で、契約を更新できるというようなときに使っております。

○川上委員

500歩も1万歩も譲って、この契約書について言うならば、紛争状態で極めて悪質な業者ですよ。この業者を相手に、この文言をあなた方は書き込んだ。向こうも喜んで承認にした。そうしたら、相手方にこれは長期貸付が、言えよという期待を与えるものにしかならないんじゃないですか。ほかに書く理由がない、こういうことを。もし、あなた方の賃貸契約書の書式にあったんだったら、これは削るところです。削って向こうに提示するところです、もしあったとするなら。これを残して、これで相手を納得させているんだったら相手も喜びますよ。できるんだなと思う。違いますか。

○財務部長

今委員のいろいろとご指摘を伺っておりますけれども、そこの部分については、私どもは、相手方に対しておかしいということで、議会の承認も受けまして裁判を起こしているわけでございます。いろいろとご指摘はあると思いますが、現状、今不法占有をされているということで、私どももしっかり対応しておりますので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

○川上委員

今の財務部長の答弁は、このやむを得ない場合は、更新できると契約書に書いたのは正しくなかったということを認めた答弁ですか。

○財務部長

先ほど課長が説明いたしましたとおり、通常の契約の内容の分でそのままいったということでございますので、通常契約をする場合に、相手方がそういう今回のケースが起こり得るということを想定して契約をしてない部分もございますので、結果的にそういった分を外した方がよかったんじゃないかということは言えるかもしれませんが、その時点ではそういうことまで考えておりませんでしたので、それが過ちであると言えそうかもしれません。

○川上委員

これは単にうかつだったということなのか、それとも市役所がみんなで応援してこういうことを残したのか、市民に説明する責任が今生じていると思います。マンネリだけではない、市が共同してこういう条項を残して相手に期待させたんじゃないかと、そうじゃないということをおなの方がどこかで言わなければならない。

○財務部長

今のご指摘の分については、そういうことは一切ございません。

○川上委員

しかし、あなた方が仮にそうであっても、相手はものすごい期待をしたということをお今から聞きましょう。明星寺地区から大量の資材が運び込まれて、当初貸付の何倍になったことに対して、市が契約解除でなく、使うところまで貸すから、変更契約を結ぼうというふうに追加貸付提案でのぞんだことは、明星寺地区裁判和解事項を履行せず、新たに違反行為を、和解事項を完了せず、新たに契約違反行為を犯した相手に、市民の財産を気が済むまで使ってくれと、その範囲で変更貸付契約を結びなおしましょうという言い方ですよ。このような契約変更の提案というのは、市民に財産管理に責任を負う皆さんの立場と両立するのか。どう思われますか。

○管財課長

今委員からご指摘がありました、いつまでも使っていていいということではございません。この契約は平成28年3月31日までというところで期限が定められまして、契約更新も双方の同意がなければできませんし、当初からこれは契約更新はないという説明を間接ではございますが、相手にいたしまして、相手方もそういう形で申請書を出されておりますので、よろしくお願ひします。

○川上委員

その間接的というところは大問題だとさっきから言っているんだけど、それは事実を言ったままでしょうから。さっきの話は受けとめてもらってないと思うけど、まだ紛争状態が続いていて、仕事もしてないし金もやっていない。相手が契約を結んだだけでも、私は問題だと言っているでしょう。その契約に明確に違反した行為をやったのに契約解除といわないで、あなた方は、気が済むまでどこまで使うのかと聞いて、使うところまで貸しましょうと追加で。これが市民の財産を管理する立場と両立するかと聞いたわけです。両立するわけないでしょう。この不法占拠が始まっていくのと相前後して、無断で行われた仮設道路づくり、コンクリートで舗装しましたね。それからプレハブ小屋の設置。それからあなた方の訴状によれば、仮設電源設備の構築となっているわけです。これは契約違反ですよ、明確に。2つ目の契約違反。これに対して、市はどう対応したんですか。

○管財課長

契約条項から、いわゆる土地の形状とかを扱う場合、設置する場合は、それは許されておりません。そして、形状をいじるとかいう場合は、事前に市長の同意がいるということが条文化



されております。嘉飯山砂利建設株式会社は、その契約を違反いたしまして、ご指摘のとおり、通路の部分を補強するコンクリート打ちとか、プレハブを持ってきたりしておりました。これに対して、これは契約違反であるということを知りました。それにつきましては、後日でございますが、相手方から道路がそのまま未舗装で、貸付地から出ていく場合に、道路を削って道路のほうに土砂が出るとか、そういう関係でどうしても舗装が必要であるということで、プレハブについても、いわゆる資材を管理する従業員のために必要であるということで、事後でございますが、申請を出させまして、そして、条件をつけまして、事後であります承諾したわけでございます。

○川上委員

要するに、1つ目の契約違反には追加貸付で対応します。サービスします。2つ目の違反に対してあなた方は、仮設道路については弁護士に相談したでしょう。弁護士はこのくらいは大したことはないというような趣旨のアドバイスをしていますね。これは、開示請求で求めた資料のなかでもある。この仮設道路、プレハブ小屋、仮設電源設備について、違反したのかとびっくりしたなど、今後気をつけると、事後承認するから承認申請を出せと言ったわけでしょう。そのときに、副市長が直接相手方に言ったわけではないでしょうけど、せめて地元自治会長から仮設電源設備設置については同意書ぐらい取れよというふうに言ってないですか。

○財務部長

今の地元からの同意書については、私のほうで指示を出しています。本来、地元の住民の方に迷惑をかけたらいけないので、その部分については、地元住民の同意が必要であるということで、私のほうがそれは指示を出しております。

○川上委員

それは副市長の同意のもとですか。

○財務部長

私の考えです。

○川上委員

いいですか、じゃあ副市長が知らないうちに、あなたはそういう指示を出したわけですね。そういうことですか。

○副市長

私はその辺の全てを把握して指示をしているわけではございません。財務が財産の管理を、管財課を所管した担当部長がですね、そういう判断をしたわけですから、私は決して間違っていないというふうに私は思っております。それは正直そう思います。それとちょっと誤解があるようですけども、紛争中、紛争中というふうにまだ解決もしてないのというお話をされてますが、いろいろ経過がございました。明星寺をああいいう形で議会にもお願いして承認ただいて、和解金を払うということで一応決着を見ろうとしたときに、やはり明星寺のずっと今までの過去2、3年の経過を見ますと、早く移転をしてもらわなくてはならないということで、移転先は本来から言えば、私もう担当のほうの、当時は建設部でしたが、それは当然当事者が移転先を探すのが当たり前であって、何でも市がそういうことを面倒を見るといったらおかしいですけど、そういう土地を貸さなければいけないのかというふうに、最初は自分たちで、当事者で探してくれという指示をしておりましたけれど、なかなか移転先は見つからない。そうなってくると和解はしたけれども、移転先が見つからないということは、明星寺にその問題がずっと片付くまで、これはなかなか今度は移転ができないとなれば、結果的に解決しないことになるものですから、だったら1年間に限って、どこか市のあまり今現在使っていないところがあれば、そういう土地を貸してやるのも、やむを得ないではないかというのは、私のほうから指示をしたんです。それで管財のほうに、最初は別の土地の要求が確かにありました。そ

ういう便利な場所を貸すことはまかりならんということで、私のほうがお断りをして、少しあまり目立たない裏のほうの、現在使っていない、上のほうでゲートボールをされておりますけども、そういう土地だったらいいんじゃないかということで、今先ほど質問者が言われるように、土地の使用面積についても、最初は1200平方メートルでいいと、立ち会いのもとにやったのが、あとで広がっているということであれば、見方は違うし、私としては、市民の財産を使っているから早く変更して、そのお金を逆に言えば、きちんと徴収せんと申しわけないということで、早くしろという指示はいたしました。そのときに、ついでにもう1つつけ加えて言いますと、面積の確定と、もともと私が指示したのは、1年間の仮置き場ということやっておりますから、営業はまかりならんよということで、その文書を絶対これをつけん変更しないと条件をつけたもんですか、そこで折り合わなくて、結局なかなか変更に至らなくて結局、係争に発展していったというのがですね、実態ですので、担当のほうも大変苦労して、今常時経過を観察しておると思いますけれど、早く解決したいと思っております。もちろん市民の財産を、これだけ長期間不法占有されているということについて、大変申しわけないと思っておりますけども、担当課を通じて、1日も早い解決を望んでおりますので、その辺は質問委員にも理解をしていただきたいというふうに思っております。

○川上委員

地元自治会長からの同意書については、持っておいでと言ったのは、副市長が知らないうちに財務部長が言ったという答弁ですか。知っていた。(発言する者あり)じゃあ確認しますよ。あわせて、今、別の発言まで、思いがあって発言されたんでしょうけど、もともと、当初貸し付けについては、副市長が都市建設部長とは言わなかったけど、都市建設部に指示をしたと、探せということは確認しますよ。それで、戻りますけど、高木部長が相手方に地元自治会長から同意書ぐらい出せよと言ったら、地元自治会長は、市に出さなくて相手方に出したわけね、嘉飯山砂利建設に対して、同意書は。その同意書を見て、事後承認申請を許可したわけでしょう。6月30日付で出たでしょう、事後承認申請。それに、地元自治会長が坂平氏に出した同意書添付があったと思います。それを見てあなた方はもうよかろうということで、7月2日に了承するわけだけど、許可するんだけど、その同意書には何て書いてたか覚えてあります。こう書いてるじゃないですか、手書きで。毎年自動更新とすると。

○財務部長

今の同意書の部分については、同意書を坂平氏との関係で出してるんで、うちに対して、自動更新でなくて同意は坂平さんと自治会長の間で、問題なければ自動更新するという意味で、私たちは捉えています。私たちはそれを受けて、自動更新するというような判断ではございません。それと、先ほど言われました同意の部分については電源を引くために電柱を立てたいということで、それはプレハブの中で、猛暑とかそういうことがあるんで、クーラーの設置とかをしたいのでということでの申し出の中で、その部分についてのみ許可をするということでございます。

○川上委員

その同意書をあなた方は見た。見たんですね、毎年自動更新とするというのは。それを見て、添付文書一緒に出して、事後承認申請を出すわけだから、相手側にとっては、やむを得ない場合は継続的に利用できるように、貸し付けが続くように、変更もするということを書いているわけ、条項の契約書の中に。そして、2つ目のメッセージをもらっておる、既に。自分は、毎年自動更新をするという地元自治会長の同意を得て、事後承認申請した。それに対して、わずか2日後に、ものすごいスピードですよ、で、許可もらった。当然、期待しますよ。約束どおりだなということで。7月2日に、今度は九州電力が登場するわけでしょう。さっきの道路占用許可申請を穂波に出し、そして管財課には貸付地内の、市有地内の電柱を立てる部分の土地を

貸してくれという申請をしてくる。穂波には、何で届けられました、九州電力から。

○財務部長

ちょっと委員長にお伺いしたんですけども、今、訴訟のほうの中身まで、どんどん入っているようにあるんですけど、このまま続けさせてもらってもよろしいですか。

○委員長

お答えします。ちょっと外れてるかなという部分はあると思うんですが、今、質疑通告をいただいている、残ってる部分は川上委員一人だけですし、一応、私は委員会終了のめどもお伝えしておりますので、残っている質疑通告の中でこの部分については非常に重要だというふうに委員が理解されているんだろうというふうに思いますし、現に今、質問されてることに關しては、27年度中に歳入歳出もあっている部分がありますので、本件については明らかにするのも必要じゃないかなというふうに思って、質疑を続けさせていただいておりますので、そのような意図を酌み取っていただいて答弁、よろしくお願ひします。質問わかっていますか。

○穂波支所経済建設課長

平成27年7月2日に、九州電力飯塚営業所の職員の方が穂波支所経済建設課窓口申請書を持参され、市担当職員が受け付けをいたしております。同日、書類審査を行い、不備がございませんでしたので、回覧、決裁を行っております。7月3日に道路占用許可及び協議について、飯塚警察署長協議について、決裁の伺いを取りまして、協議を行っております。7月6日付で道路占用協議に対する飯塚警察署からの回答として、公益上やむを得ないと認める別紙条件により、施行させていただきたいとの意見を付した回答を受け、7月8日に、許可を行い、8月6日に占用工事完了届出を受付いたしております。

○川上委員

あなた方の書類では九電からは持参ではなくて、郵送で来たと記載がありますよ。持参したの間違いはないですか。あなたの答弁とあなた方が出した資料、食い違ってますけど。あなたが違うことを言っているのか、資料が間違っているのか。どちらかわかりますか。

○都市建設部次長

昨年、穂波の経済建設課とともに私も事務を行っておりましたので、答弁させていただきま。手元にある資料によりますと、先ほどすいません、訂正させていただきます。決裁文書には、代理人郵送による申請のため、納付期間を設定してよいでしょうかという文書で送られておりますので郵送ではないかと思ひます。

○川上委員

郵送を確認していいですか。

○都市建設部次長

申しわけございません。今、手元にある文書をそのまま読みましたので、私が郵送を受け付けたということではございません。

○川上委員

これね、はっきりしてください。何でこんなにこだわるわけ。許可出したの2日でしょう。即日持ってくるのもすごいですよ。でも、郵送はその日に出して、その日に速達でくるかな。許可出る前に郵送している危険性がある。投函してる危険性がある。郵送なら。穂波の答弁が、持参したというんだから、顔見たんでしょ、九電の方。そちらのほうは理屈からいうと可能性が高いかもしれませんが、どうですか。

○穂波支所経済建設課長

申しわけございません。代理人郵送による申請でございました。訂正させていただきます。

○川上委員

じゃ、郵送ですね。そうすると、これ調べればわかると思うけど、許可が出る前に九州電力

が何を慌てたか、これを間違わずに穂波支所に送りつけたということになるわけです。誰が投函したんでしょうね。市はこの申請を、先ほど答弁があったように、いろいろあって、7月8日に許可してますよ。で、同じ日に管財課も契約結んでるよね。6月30日、7月2日、7月8日と、もうそろい踏みなんですよ。先ほど言ったように構造物も道路占用と市有地賃貸借と一体なんですよ。この申請書に不思議なものがついてるでしょう。当然図面があるわけですよ、ここに電柱立ってますよという、申請書に図面があるんだけど、この図面は、飯塚市が5月19日に出力した図面なんですよ。そりゃ、5月19日に出力することあるでしょう。でも、それがたまたま九州電力に渡りますか。道でまくわけじゃないんだから。5月19日ですよ。それからね、申請写真、現場写真を撮って、ここに立ってますという写真があります。それは、そのままでは信用性がないけども、少なくともその写真には、5月22日の写真と5月23日の写真がある。管財課に提出された5月23日の写真には、古タイヤがば一っと並んでるわけです。どうですか。事後承認申請、6月30日市の指導を受けてようやく出した。もう動力用電源の準備は5月の連休明けからもう始まってますよ。これは私が初めて、この世で初めて見たわけじゃないでしょう。あなた方が先に見てるでしょう。だから、彼らは、相手方は九州電力と一体となって、市を欺いて、動力用電源を設置しようとしていたということではないかと心配するわけですよ。でなければいいんだけど。このように動力用電源、8月6日までに動力用の電源はもう設置されてます。青と白と茶色。3本。あなた方の行為によって絶対営業は認めないと言ったにもかかわらず、そのために絶対必要な動力用電源をつけさせてしまったわけです。何度もチェックする機会があった。何度もチェックする機会があったけどね、この動力用電源だけでも全部見逃してやってる。これは、嘉飯山砂利建設と九州電力だけでできる仕事ですか。市がいろいろ言いながらね、結局、これをサポートし、助けてやって、一方で副市長がおっしゃったように営業はだめだよと、これだけは譲らなかつた。それは後の経過見れば、その決意はわかります。しかし、それまでの間は、10月中旬の新営業所、営業開始に向けて一目散で、嘉飯山と九電と市の一部が、来たことが浮き彫りになっています。そこで、市には飯塚市職員の懲戒処分に関する指針というのがあります。どういう場合にこの指針に基づいた検討を行うかというのがあるでしょう。しかし、今回の問題については、後でいう赤坂の問題とあわせてね、事実を究明し、責任を明らかにして、この基準に照らした、指針に照らした行為を齊藤市長がみずからの処分も含めてやらなければ、この飯塚市の規律はどうなるのかということですよ。この事実に基づいた処分を検討したのちに、該当する、該当しないというのはあるでしょう。そしたら公務員は責任を持った態度が取れるじゃないですか。こういう状況があるにもかかわらず曖昧にしておくことは、その職員幹部を苦しめることにもなると思います。事実を照らして、該当するなら該当するなりの処分をする。しないなら、しない理由を明らかにする。しない場合は明らかにするかどうかわかりませんが、こうして市役所の透明性は回復できるし、市民の支持も回復できるのではないかと思います。齊藤市長、そこでこの件について、今申し上げた平成27年度決算を通じて、今明らかになってることについて、くどいですが、齊藤市長の任命権者としての責任。全体の指揮者としての責任もみずから問いながら、職員の行為についても、きちんと市民の期待に応じて検討することできませんか、答弁求めます。

○総務部長

今の質問委員、いろいろご心配いただいておりますが、懲戒処分に関する指針のことに絡めて、お尋ねと思いますが、標準的な事例としてあげております法令等違反、不適正な事務処理等に該当せんかということでのお尋ねというふうに理解いたしますが、私ども今回の件に関しましては、職員の事務処理に起因するものではないというふうに理解しております。だからこそ、今回訴えの提起を起こして、公の場で明らかにしようということでございます。

すので、そこが明らかになった場合は、何らかの対応をする必要が出てくるかもしれませんが、現時点ではそういう職員の事務処理に関するものではないというふうに考えております。

○川上委員

あなた、自分は無関係でみたいなこと言っているけど、あなたも部長でしょう。裁判で何か明らかになったらとかね、裁判所の話じゃないでしょうも。市職員の行為について、あるいは齊藤市長の任命責任あるいは全体指揮権にかかわる問題を言ってるわけですよ。あなたがそういうことを言い続ける限り、その該当する幹部職員は苦しみ続けますよ。あなたが一人でポンと言ったわけじゃなくて、内部で検討しての答弁ならね、それを今度明らかにしてくださいよ。この質問を終わります。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 16:07

再 開 16:15

委員会を再開いたします。

続いて、総括、赤坂調整池建設工事について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

歳出の242ページ、赤坂地区調整池新設工事、4166万2080円の支出があります。当初予算で幾ら計上したか、予算書のどこにあるのか、お尋ねします。

○土木建設課長

平成27年度決算について、ご説明をいたします。赤坂地区調整池新設（2工区）その2工事でございます。これに関しまして、4166万2080円の支出がございます。続きまして、赤坂地区調整池新設工事に係る土壌概況調査委託――。

○委員長

川上委員、もう一度質疑をお願いします。

○川上委員

新設工事の今言った額の支出があるのだけれども、当初予算ではどこにあるのかと、幾ら計上したか、当初予算のどこにあるのか、お尋ねしたわけです。

○委員長

川上委員、時間かかるようなので、予算のことなので、もし後の質疑に影響がなければ飛ばしていただいてもいいですか。

○川上委員

当初予算で幾ら計上しておったか、予算書のどこか、質問中に教えてください。それで、この新設工事となっているのですけれども、工事内容はどういうものかお尋ねします。

○土木建設課長

内容につきましては、その2工事に着手をいたしまして、試掘の段階で産業廃棄物が出てきております。その産業廃棄物を試掘した部分について、現場に仮置きをした状態になっております。県の環境保全課のほうからの指導によりまして、その現場を調査するように指導がございましたので、この2工区その2工事につきましては、調査をするための現場にございます産業廃棄物の処理工事になっております。

○川上委員

なぜ産業廃棄物処理工事と書かないのですか、これは。決算書。

○土木建設課長

これにつきましては、産業廃棄物を処理するために運搬という作業が出てまいります。運搬するに当たりましては、産業廃棄物を運搬するための許可が必要になってまいります。この許

可を持っている土木業者、運搬業者についての登録がございませんので、県の嘉穂保健所のほうからの指導を仰ぎまして、関連する工事の元請業者については許可が必要でないと、産業廃棄物を処理をするための責任はその元請業者にあるというふうな法律のもとに、この工事を起こしまして、随意契約をしたものでございます。

○川上委員

それはそれであとで議論しましょう。それで、この決算の費目が調整池新設工事となっているでしょう。なぜ産廃撤去費と書かないのかと聞いてるわけです。

○土木建設課長

ただいまのご説明の仕方が悪かったと思いますけれども、この工事の元請業者というところが法律上重要になってくるものでございまして、処理運搬するためには元請け業者がするのが好ましいといえますか、運搬許可が必要でないですので、一連の流れで処分をしたほうが良いというふうな指導を受けております。そういう理由で、この2工区工事の名称を使ったわけでございます。

○川上委員

今さらということになると思うけど、これは産廃撤去工事をしたということがわかるようにするのが、決算書の備考欄じゃないのですか。わからないようにしたらおかしいでしょう。しかも、これが工事契約の変更ならいいですよ。これは新規契約じゃないですか、随契とはいえ。新規契約でしょう。総務部長、違うのかな。

○土木建設課長

この発注につきましては、重々関係部署で協議をしております。その中で随意契約するには請負金額が4千万円を超えるような状況でございますので、変更契約にはふさわしくないという結論で、別工事といえますか、関連工事として発注をしたわけでございます。

○川上委員

まだ入口の話をしているんだけど、新規の工事なのに、新設工事という名前つけるのはおかしいよね。産廃撤去でしょ。もともと随契の原因としては、産廃だからでしょ。書き直したほうがいいですよ。片付けが済んで、土壌概況調査委託を出したのですね。相手はどこですか。

○土木建設課長

請負業者につきましては、環境テクノス株式会社でございます。

○川上委員

これは後に中止するのだけど、それによって返還金が生じてますね。どういう名称で、幾ら返還金が歳入されていますか。

○土木建設課長

決算書の121ページでございます。雑入、返還金返納金という名目で、赤坂地区調整池新設工事前払金返還金、4028万4千円となっております。

○川上委員

念のために言いますが、萩原建設が行った、産廃が出てきた試掘ね。あなた方は、強引に試掘と言ってるけど、土壌調査をするための試掘じゃないですからね。そこのところ、誤解を引き出すようなことがないように注意しておいたほうが良いと思います。ということは、この事業による損害はどの程度と市としては考えるか。これは、共産党の宮嶋議員が一般質問でも聞いたのだけど、皆さんの答弁としてはそうかなという感じだったので、改めて今認識を伺います。

○土木建設課長

今、損害金というご指摘でございますけれども、本事業につきましては、平成24年度から着手をいたしております。現在までで1億7812万5981円の支出を出しているところ

でございます。この事業につきましては、皆さん御存じのとおり、現場から産業廃棄物が出まして、中断という形をとらせていただいております。今後とも、嘉麻市といろいろな協議を進めながら、1日でも早く着手できるような方法を、我々としては模索していく状況でございますので、ご理解のほどをよろしく申し上げます。

○川上委員

平成27年、六百、七百万円の税金を財政出動して、これほどの損害を生んだことがあるのかと思うのだけど、損害金と言わなかったのですよ。損害をどう受け止めているかと聞いたわけです。1億7千万円をその損害と見ますか。

○土木建設課長

確かに当初もくろんでおりました金額からはかなり食い込んだ多額の費用が発生するような状況にはなっております。我々、目的は浸水対策ということでございまして、損害という扱いをするのかどうかというのは、私では今のところはまだわからないような状況もございまして。

○川上委員

市民にとって損害なんです。だから、副市長がそのように答弁されたでしょう、前。市民の皆さんには申しわけないと、これだけの巨費を投じて、見るべき成果を得られなかったということで、申しわけないという答弁なんだけど。よく考えてみたら、撤去すれば8億円かかる。皆さんが判断した産廃入りの土地を取得してしまっているでしょう。これは足さんでいいのかと、市民の感覚から言えば。今動かすつもりはありませんとかいうことね、含み損害っていう言い方したらどうでしょう。そうすると、この決算年度で1億7千万円を動かしただけで、9億7千万円の損害を、今市民に負わせているという認識を持たないといけないんじゃないでしょうか。どうですかね。

○都市建設部長

今、委員言われるように、後の事業を完全に今の計画のまま進めていけば、7億、8億円の産業廃棄物の費用が発生するという部分で申しますと、当初の計画からすれば、費用負担が増えるというふうには思っています。ただ、土木建設課長も申しましたとおり、浸水対策を主眼に置いた事業でございますので、今後の事業展開をどんなふうにするか、単純に7億、8億円をかけて事業するという計画ではなくて、浸水対策をいかに安全安心の、嘉麻市側に対しての責任ある対応ができるかという部分は、今後していかななくてはいけないというふうには思っております。その中で今言われる、損害という今の現状でこのまま事業を何もしなければ、そういう形にはなるかと思っておりますけれども、今後含めて計画の内容も見つめながら、できるだけ浸水対策事業を完結してまいりたいというふうには思っております。

○川上委員

このまま抱えておれば、8億の含み損害みたいなものですよ。それで、これを動かそうとするとお金が要るから、損害が表面化するわけですよ。しかし、これは我々が、この産廃に誰が責任を負わないといけないのかということ、事実を見極めて法的な措置をとれば、必ずしも飯塚市の損害のままであるかどうかかわからないと思います。不法投棄だから。だから大事なことは、副市長が本会議で答弁されたけど、不正はないから、悪意はないから調査しないと、必要もないというふうに言われたのだけど、違うのですよ。わかんないと思います。悪意があろうとなかろうと、不正があろうとなかろうと、市民に損害が及んだということであれば、市は責任を負わなければならないですよ。どういう責任の取り方があるかはいろいろあるでしょう。そのためにはね、一番は事実を究明するということです。ところが、不正はないから、悪意は無いのだから、副市長が部下を信じるのは当たり前ですよ。自分も信じていると思いますけど。しかし、誰も失敗していないのにこういうことが起こるんですか、飯塚市では。観音山の市有地みたいなことが。おかしいでしょう。何の失敗もない、落ち度もないのにこういうこと

が起こる。相手が手ごわかったですとか、手ごわい相手とやりとりして、市役所というのは成り立っているんでしょう。コロッとやられるようではつまらない。だから、そうだったのかどうかをきちんと調査すべきですよ。副市長、市長の代わりにあのとき答弁されたから、見解は、あのときは一体だったと思うけど、一度このことについてきちんと調べる必要があると思われませんか。

○総務部長

先ほど都市建設部長が申しましたように、まだ今後の活用についても検討していくということでございますので、まだ損害というふうな認識はいたしておりませんので、現時点での調査は今のところ考えはございません。

○川上委員

そう言いながら、みんな退職してくわけですよ、はっきりいって。市長もあと1年か2年ぐらいでしょう。大変なんですよ、飯塚市は。そうやってみんな卒業してくのだから。

○総務部長

私も来年3月、退職いたしますが、組織としてお答えをしておりますので、そういうふうに受け取っていただきたいと思います。

○川上議員

それは、もっと大変ですよ。それでね、市長、もう部下がこのレベルだから、市長が頑張らないしょうがないですよ。どこ調査するのかというと、いろんな調査がいるけど、3つですよ、主には。1つは浸水対策計画をつくったでしょ、平成23年度。23年の2月ごろつくったんですかね、3月つくったんですか。これは、前年22年の7月14日の大雨を受けて、それまでは何かしら浸水対策をしなければならないというのが公表事実ですよ。ところが、7月14日の大雨を受けて半年間の間に1万トンの容量の調整池をつくらなきゃならないという浸水計画をつくるわけですから、あの土地を確保する決意がないと、ああいう計画はつくられません。だから、半年間の間のどこかで浸水対策の決め手は調整池であると、が先なのか、あの土地に何かつくろうというのが先なのか、そこのところを明らかにしないとイケない。市のどこで、どういう機関でどういう理由で調整池、そしてあそこということにしたのか明らかにしないとイケません。それから、その責任は誰にあるかということでしょう。それから2つ目は契約書ですよ。これは宮嶋議員も言ったとおり。先ほど、観音山のほうはやむを得ない事情の場合はどうのこうのというのはずっと書いてますからっていうニュアンスのことを言ったけど、今度の場合は、何か事があったときは契約解除ですよ、戻しますよというのを書かないのが普通というわけですよ。何かちょっと変。それで、普通ですよ。済むような土地だったかと、見たときにわかるでしょう。これは一札書いとほんと大変だなと誰でもわかる状況だったでしょう、買うときに。これに目をつぶって、従来どおりの契約書でいって、事があったときは解約ですよというのを書かなかった。書いて当たり前です。これは、後で言いましょ。3つ目は、土壤汚染対策法によれば、3千平方メートルあるわけですから、事前調査、それから県への事前届出の手续が必須です。これをしていないんだから、法令違反そのものなんですよ。これにさっき言ったような、今井さんがもう認めましたけど、荻原だとかの行為は、試掘というふうに言ったけど、それはこの土壤汚染対策法のいう事前調査とは全然別のものであるということ、さっき認められたから。だから土壤汚染対策法を無視してるわけです。これは誰の責任ですかって本会議で宮嶋議員が聞いたら、都市建設部の責任ですから私の責任でしょうという奥ゆかしい責任の認め方をされたんですよ。ここのところ不透明感があるでしょう。ここを、市の責任で突破せんといかんわけです。議会は議会でこうやって頑張るけど、皆さんのことだから皆さんが一番よくわかっているわけですよ。皆さんがこうだったと言って、報告書を出せばいいじゃないですか、市民に向けて、何とかについてと。そして、不正があろうとなかろう



と責任あるものについて、その責任を問うていくという作業をきちんとしなければ、飯塚市政運営はメルトダウンですよ。何しても構わない、どんな失敗をしても構わない、ふの悪い人だけは処分を受けたなど。部長になったら、もうそんなの関係ないんだなどということじゃダメでしょ。皆で守り合って、一緒に卒業していく、退職していく。退職した人を追いかけて処分しないでしょう。半年間の我慢ですか。そういうわけいかないから齊藤市長の責任で、まずは私は、今言った3点についてきちんと調査して、調査結果を公表するというようにされれば、何も悪意があろうとなかろうと淡々と事実を述べて、責任ある者はどうだったんだと、教訓を得ないといけないでしょう。誰も悪くないのにこんな事が起こるとはあり得ないです。だから、市民の信用を回復するためにも調査をするというふうに答弁できませんか。

○委員長

同じ答弁なら、同じ答弁して。

○総務部長

先ほど、ご答弁しましたとおりでございます。

○市長

今、るとそれぞれの事業における決算の流れの中で、手続の不手際、また処理のやり方、中身等に関してのものは精査ができてないところも多々ありますけれども、それぞれにおける職員及び我々の責務はというような質問が挙がってまして、一番最後に誰かがということであれば、一番私がとるべきことだと思うわけで、私が全ての責任においてこのとおりに対して、お詫びを市民に申し上げ、退職をすることをここに宣言いたします。

○川上議員

全ての責任をとって退職する。いつしますか。（「今です」と発言する者あり）では、そのように答弁してください。

○森山委員

ちょっと待って。ちょっといいですか。あまりにも今の話し方で川上委員のほうもある程度、それなりの形ができ上がってきてるわけですから、この辺で。市長は市長なりの素晴らしい今答弁されたわけですけど、そこにまた追い込んでいけば、この決算委員会とかあるし、またいろいろい形で委員会なり、一般質問の中でできると思いますので、ここでそこまで追い込むような形のこの決算委員会じゃないと僕は思うんで、委員長、そここのところを取り計らいをお願いいたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:42

再 開 16:45

委員会を再開いたします。

○川上議員

この質問を終わります。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 16:45

再 開 16:45

委員会を再開いたします。

○副市長

先ほど、ちょっと森山委員のほうからもちょっとアドバイスがありましたけども、最終的にはっきりこちらのほうに瑕疵とか何とかな場合は、最高責任者としては、いつでもその責任を

とるという意思表示だったろうというふうに私は思っております。ただもう一点、先ほど誰が見ても明らかというふうに質問者が言われましたけど、この平成23年に浸水対策を表に出して、議員の皆さんに全部お示ししております。そのときに、大方の議会、そのときにあの土地がおかしいという声が正直言って、私がこんなことを言ったらお前、開きなっているのかという言葉をいただくかもわかりませんが、議員の皆さんには、浸水対策の今後、前期、中期、長期という形でお示しております。その概算の金額も、50億円、60億円、全体で百四、五十億円の金額をお示ししております。その中で、あの土地はもともとおかしいぞとかいう声は、私も、それは確かに執行部のほうも、あの時私たち本会議で答弁しましたように、情報の収集とか、地歴調査とか、いたらなかった反省する点は大いにあると、それは認めております。ただ、今のご質問者が言われるように、明らかに誰が見てもあの土地はと言われるのであれば、なぜそのときにそういうアドバイスを議会としていただけなかったのかなと、私は不審に思っています、逆に言えば。それがあれば、そういう調査をもっと深めますし、我々、落ち度が無いと言ってないんですよ。私は、この工事を——、主張しませんが、私はこの工場を費用対効果で、私がとめたんです。こういう工事を、これからもあの土地に産廃を撤去して、調整池をつくるのかと。その調整池をつくった労力とかけた費用とすると、これはちょっとあまりにも費用がかかり過ぎるから止めろというふうに私が指示しました。そういう面では、最終的には私に責任はあると思っておりますけども、ただ感じてますけども。ただ、先ほど、不良債権をずっと抱えて、あの土地を使って何か事を起こす場合はそうでしょうけども、元々この発端は、前にも答弁しましたが、嘉麻市のほうから何度かご依頼があって、同じ自治体として地域住民の方が苦しんであるなら、飯塚市も一つちょっともちろん、あの地形御存じでしょうから、やっぱり調整池しかないだろうなど。そこに水路をつくって逃がす方法はないかなということも技術者のほうに言いましたけれども、私も技術的にはちょっと不得意ですけども、なかなかそういう上手い知恵がないということで、最終的には調整池しかないという報告を受けておりますが、それがやむを得ないところでスタートしましたけれども、結果としてこういうことになったことには重々責任は感じておりますけども。だからあまりにも、質問者が明らかにあれはということで、何でそのときに、終わってしまっただけと言われるのかと。私は逆に、何で早くアドバイスを、情報持ってあったんなら、もっと早く、これは執行部も議会も言われるように両輪ですから、お互いに、相手のことばかり責めて、私もある事業をやったときにいつも費用対効果を見て、あれはだめだったらから誰が責任とるのか、とるのか、とるのかと言われるとそれはなかなかですね。職員だつてと私は思っておりますので、その辺はご理解お願いしたいと思います。

#### ○川上委員

齊藤市長には、事実をきちんと調査し、そして悪意があるとかないとか別に、この損害の原因を調べて、責任あるものについてはきちんと対処すると。最高の責任者は齊藤市長ですね、ということですから、もし調べて齊藤市長が、俺が退職しなければならぬと思われたら退職されたらいいですよ。それから副市長が、議会だつてと言われたでしょう。全くそのとおりですよ。議会がなぜ機能しないのかということは議会が考えないといかんでしょうね。なぜ平成23年2月までの間に、土地の持ち主、それから移転を求める相手。なぜ議会が動けなかったのか。考えてみたらいいですよ。ですが、別の機会にそのことは明らかになることがあるかもしれません。ということで質問を終わります。

#### ○委員長

次に、総括質疑、小中学校統合事業及び大規模改造事業について、川上委員の質疑を許します。大規模改造実施事業実施経過について、追加資料101ページでいただいています。確認の意味ですけども、耐震のレベル、これは安全なものできたということでよろしいでしょう

か。

○教育総務課長

そのとおりと思っております。

○川上委員

できて安心しないで、市の責任で、やっぱり見ておく必要があると思います。引き渡しもあったと思いますけども。それから小中学校統合整備、追加資料100ページにありますけれども、180と70を足して250ということなのだけど、穎田を含むとどういうことになりそうですでしょう。

○学校施設整備推進室主幹

提出のほうをさせていただいております100ページの資料のほうになりますけれども、幸袋中学校区で、まず約57億円。続きまして鎮西中学校区で事業費が約76億円。穂波東中学校区数で約57億円で、これでトータルでおよそ190億円となります。ご質問の穎田中学校区でございますけれども、こちらのほうは事業費のほうで、公民館など全て含みまして29億円になりますので、こちらのほうを加えまして、トータルで4中学校区、およそ219億円ということになっております。

○川上委員

これに大規模改造をいれるかどうかというのがありますが、合計すれば、とにかく巨額の——ということをお願いして言っていますけれども。それで、私はきょう教育長に、話をしないといけないことがあるのですよ。お聞きしたいことがあるのですよ。先ほどから学力のことが提起されているのですが、義務教育ですよね。義務教育の学力の問題で人格形成のこともある。この中で、信念を持ってあると思うのだけど、穎田の小中一貫校をつくるときに、ある保護者が、「日本は大変ですよ」と、「心配です」と。そうすると、だから穎田は小中一貫で行くのですと、教育長がそういうふうに言うと、相手の方が「真のエリートを小中一貫でつくるんですね」と言われて、それを私ではなかったけど、別に質問者に対して答弁された。義務教育にふさわしくないのではないかと、教育長にその言葉は改めたらいいのではないですかということをお願いしたんですけど、これは自分が言った言葉じゃなくて、その方が言った言葉を引用したのであって、撤回とか改めるとかありませんということやったんですね。その態度のまま、この小中一貫、250億円、小中一貫だけだと190億円ですけど、よいのかと心配するわけです。やっぱり義務教育の基本目標は、既に明らかじゃないですか。憲法が要求するところを教育によって実現すると。そういう国の主権者をつくっていく。主権者には学力も要りますけども、人格形成も要る。真のエリートをつくるってということと、わざわざ本会議で紹介することではないと思います。エリートとは何か、かつ真のエリートとは何かってことになるのですよ。これはこういうことのために市民は税金を、エリートをつくるために、真のエリートをつくるために250億円も、190億円も税金を投入したのかってことになってくるわけです。実はそうじゃないと、どの子も健やかに勉強もできて、人として成長できるように、この国の主権者となるように、義務教育というのはあって、その推進のために小中一貫をつくるというのが、私はそう思うけど、小中一貫が役に立つかどうかについては。でもそれが教育長のスタンスであるべきだと思うのですよ。いきなりで申しわけないけど撤回しませんか、この機会に。

○教育長

私も教育とは、特に私ども飯塚市教育委員会が預かっております義務教育におきましては、全人格的成長を期することこそ教育だと、まず思っております。それは川上委員の今のご指摘と全く一致するつもりでございます。それからもう一点のエリートという言葉でしたら私もひっきりんを持ちましたが、私が悩んでいたときに言葉かけをしてくださったその方の真のエリ

ートの定義だけ、この場で説明をさせてください。自分がというよりも、自分以外の周りの人のこともおもんばかりで考えることができるような真のエリートという表現をして激励をしてくださいましたので、本当にそうだなよなというように思って、そのような表現をさせていただきましたが、でも、真のエリートでもエリートという言葉にひっかかりを持って誤解する人が多いんですよという指摘でしたら、あえてその言葉をこだわって使うつもりはございません。

○川上委員

それで、私は200億円もかけた小中一貫校づくり、このような形で進めるのは無謀だと思うのだけど、今の段階で、そのことを繰り返し主張するとともに、子どもの安全の問題について、学力のこともそうだけれども、万全が期されていないと、しかも、延期はしたけども楽市小学校の子どもたちは国道旧200号を4カ所で渡る。踏み切りも渡る。大人の理由で渡るわけですよ。それなのに、危険箇所の確認、それから防御策がとられないで、半年後となっている。そして全国各地で、あのような事故が起き続けているわけでしょう。大人の責任ってどこにあるのだろうというふうに思います。それで、これ急速に、繰り返して申しわけないけど、言わざるを得ない。子どもの命の守り手も大人でしょう。教育委員会にいくら言ってもだめだというふうには思わないけど。市長部局で、カバーしていくように、ぜひお願いしたいというふうに思います。それから教育委員会をめぐって、教育委員会発注の仕事をめぐってね、入札で不審なことが次々に起こっています。契約は市長部局で行っているのだけど、教育委員会はみずから大丈夫かというのを考えたほうがいいんじゃないですかね。去年の2月の臨時議会までに、私が本会議で指摘した、未必の故意の新種の官製談合の形ができていなかったかどうか、非常に心配しています。今調査しています。教育委員会でも、内部調査したほうがいいんじゃないですか。指摘して、この質問終わります。

○委員長

次に、総括質疑、新庁舎建設について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料によると、全体で23億3300万円、20億7700万円が合併特例債ということになってますけども、利息はどれぐらいになりますか。

○総務課長

平成24年度から合併特例債の借入を行っておりますが、借入に対する利率は年利0.2%から1.728%となっており、借入に対する利子は合計で1億8528万4743円となっております。

○川上委員

利息を含めた事業費の今後の見通しをお尋ねします。

○総務課長

総事業費を約89億円としておりますので、利子を2%で試算した額を合計すると、約110億円というふうになります。

○川上委員

その後、ランニングコストがどのくらいなるか、試算がありますか。

○総務課長

新庁舎のランニングコストにつきましては、平成26年8月22日に開催されました庁舎建設特別委員会で報告いたしました約1億6千万円という金額がございます。現在も、この金額を見込んでおります。

○川上委員

電算関係で随意契約があります。この額について、過去尋ねたところ、業者と話し合っただけで決めた金額で、いつからかというのと、この新庁舎建設事業が始まって以降ずっとだという答

弁がありました。それで、このままは聞いたのでは、ちょっと変だなと思うわけですね。それで、随意契約のあり方について、これでよいかと自己検討したことがあるのかどうか、お尋ねをします。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 17:02

再 開 17:02

委員会を再開いたします。

○情報化推進担当次長

新庁舎のネットワークにつきましては、予算委員会のときでもご答弁させていただきましたけど、5月の連休の間に今動いてますシステムを安全に動かす、新庁舎でも動かす必要がございますので、現行のシステムの納入業者であります行政システム九州のほうに随意契約をさせていただいております。それまでの間、予算審議のときにお話ししました答弁の中で、最初から話してますというのは予算の規模をどれほどかということをつかむ必要がございましたので、その見積もりでお話をさせていただいたというところでございます。

○川上委員

その際は、密室でないところで、記録をきちんと残す形でやるようになってますかね。

○情報化推進担当次長

密室では話しておりませんが、記録等は残しておりません。

○川上委員

記録をきちんと残しておいたほうがいいと思います。相手側が記録残して、こうでしたと言ってきたらどうします。だから、そういう信頼関係はなれ合いと呼ばれるかもしれないですから、きちんと、いつどこでどういうメンバーでやって、こうでしたという記録を残していくようにしないとまずいんじゃないですかね。気をつけたほうがいいと思います。それから随契そのものについては、おかしいと思ってます。それから、もう一つは、新庁舎は防災拠点にも当然なるのだけれども、防災センターとのリンクはできるのかどうかという、大規模災害が起きたときに、それから、これは同じ岸辺ですから歩いてでもというふうに思われるかもしれないけど、周辺の液状化とか起きた場合どうなるのかとか、それから飯塚橋を初めとして各遠賀川を渡る橋が使えなくなったときどうなるのか。それから笠松陸橋が使えなくなったらどうなるのか、嘉穂東高校の向こうの、何と言うのですかね、陸橋などが危うくなったときどうするか。そういったことについては、何か検討していますか。

○防災安全課長

防災センターとの連携ですけれども、あいにく防災センターには、庁舎LANが通っていませんので、内部系とかそういう情報の交換は今のところできておりません。しかし、あの防災センターは災害時の現地対策本部、また水防倉庫、ヘリポート、そういう災害時の拠点として使うことは当初の目的でもあり、平常時でも震度体験、シアターコーナー、そういう学習にも使っているところです。本庁が液状化ということですが、地震の影響で液状化になることは考えにくいのですが、そうなった場合には、今、地域防災計画の中では各支所または防災センター等に災害対策本部を設置するというところで記載をいたしております。また、橋などが渡れなくなった場合ですけれども、そういう場合に、今の本庁のほうに参集できるかというご心配だと思うのですが、遠くはなりますけれども、渡れる橋までまず行って参集してもらおうと。いよいよ橋が渡れないというときは、ボート等も考えられますけれども、やはり別の場所のほうに災害対策本部で拠点とするほうがいいという判断であれば、地域防災計画にのっとり、他の場所に災害対策本部を設置するということになります。

○川上委員

最後のテーマですけど、この新庁舎建設のジョイントベンチャーですけど、生コンについて、どういう単価のものをどのくらいつくるといふ工事費内訳書明細を提出したと思います。それが現実には全てがそうであるかどうかかわからないけれども、例えば、株式会社サカヒラの生コンとかが入れられてましたね。その生コンがそもそもの内訳明細書の単価とかみ合うような一致するようなものを使われてるかどうか調べたことがありますか。

○委員長

平成27年度調べましたか、建築課長。

○建築課長

そのような内容につきましては、把握しておりません。調べておりません。

○川上委員

これ調べて確認したほうがいいんじゃないですか。品質にかかわりが生じた場合は、先ほどは市役所だけが残って周りが液状化で使えるのかというニュアンスのこと言いましたけど、建物本体が大丈夫かってことになったらいけないので、そう言えば、鉄筋も同じだなという話になりますけど、現認したものでいえば、生コン投入を見ているわけですから、それを単価はどうかという確認はしておかしくないと思いますから、明細書のとおりで一致して当然でしょうから。

○建築課長

単価につきましては、こちらのほうでちょっと把握できておりませんが、生コン等の資材に関しましては、設計図書に記載の強度等をもとに施工者が製造可能な工場を選定しております。品質に関しましては、工場から提出されるコンクリートの配合計画書を基に、試験練り等を行い、適切な材料かを確認しております。その後、現場に納品される折に、規定の数量ごとに荷おろし試験を行い、そこで採取しました生コンの圧縮強度試験を行い、品質の確認を行っております。

○川上委員

最初にやったら、後はどんどん入ってくるわけでしょう。だからもう少し丁寧に、人の命にかかわることだから、調べたほうがいいと思います。この質問終わります。

○委員長

次に、総括質疑、公共交通及びスクールバスについて、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

鯉田まちづくり協議会は、現在のコミュニティバス、予約乗合タクシーが不便ということだったので。独自の努力をしてバスを試しに走らせてみたいということで、無料バスを試験的に走らせ、市はそれに財政支出をしています。その成果はどうであったか、お尋ねします。

○商工観光課長

まちづくり協議会が独自で検討し、実施されている取り組みでありまして、民間バスやコミュニティバスを補完する役割を持って運行しているものと認識いたしております。無料運行ということでありますので、民間事業者への影響があるのではないかという思いもございしますが、運行内容は、市が行う定路線型のコミュニティバスのダウンサイジング版と考えております。評価につきましては、運営する鯉田地区まちづくり協議会においては、平成27年度の運行に関して、利用者数が1日当たり14.7人と地区内交通機関としての一定の役割をはたしていると評価されており、今後も利用実績に基づいた乗降場所の選定、運行時間等並びにダイヤ編成など、改善などを図りながら、継続して運行を実施していく予定であると聞き及んでおります。

○川上委員

いずれスクールバスの混乗が進んでいるところについても、きちんと事業評価をしていく必要があると思いますけども、公共交通協議会の活動なのですけれども、構成メンバーの中に委託業者がどこが入っていますか。

○商工観光課長

コミュニティバスにおいては西鉄バス筑豊、それから予約乗合タクシーにおきましては穂波タクシーが入っております。

○川上委員

公共交通協議会というのは発注者ではありませんけども、事業そのものを事実上決めるところでしょうから、そこに委託業者が入っていることについて不適當ではないかと心配しますが、市としてはどういう判断でしょうか。

○商工観光課長

飯塚市地域公共交通会議には、西鉄バス筑豊だけではなく、JR九州バス様、JR九州様、タクシー協会からは穂波タクシー様にも参加いただいております。これは法定協議会でございます、道路運送法施行規則で規定されており、交通事業者を必ず委員とする必要がございます。

○川上委員

その法律はおかしいのでしょうか。それから、この街なか循環バスがありますね。これは聞けば、職員の皆さんが運行経路を研究して練り上げたというふうに聞いていますけども、間違いないですか。

○商工観光課長

そのとおりでございます。

○川上委員

なかなか好評ですよ。それで、私は好評の原因は、100円安いとかいうのもあるかもしれませんが、よく考えられた経路ではないかと思えます。街のことでそれから地域の声をよく聞く立場があつてこういうのができるんだなというふうに、実は感心しております。これを、ほかのコミバスや予約乗合タクシーの分野にも広げていってはどうかと。もともと旧飯塚にはなかったけれども、旧4町にはそれぞれ無料の、職員と住民が一緒になって作り上げていったバスがあつて、活躍していたわけですから、私はそういうスタンスで戻していってはどうかと思っております。質問を終わります。

○委員長

次に、総括質疑、ごみ行政について、平成27年度決算に基づいてお願いします。川上委員。

○川上委員

質疑の折に、委託収集量増加の要因をお尋ねしておりました。答弁できますか。

○環境対策課長

資料の74ページでお示しをしておりますごみ収集業務委託状況調べにおきましては、平成27年度の収集量の増加につきましては、第二次行財政改革実施計画に基づきまして、直営で行っておりました可燃ごみ収集運搬業務の一部を移管し、2台分を2業者へ民間委託したものでございます。

○川上委員

それによる変化ということですね。ファミリーエムケイとイブキアメニティサービスがふえているのですけど、ここに1つずつ移したと思うけど、この会社はどのような会社ですか。

○環境対策課長

有限会社イブキアメニティサービス、事業所は飯塚市明星寺にございます。取締役が三山弘美様でございます。また、有限会社ファミリーエムケイ、飯塚市柏の森に事業所を構えてあり

ます。代表取締役は松熊良社長でございます。一般廃棄物収集業務を携わってる会社でございます。資本金は両方とも300万円でございます。

○川上委員

この委託による市の行政上のメリットはどういったことがあるでしょうか。

○環境対策課長

メリット、効果額といたしましては、人件費等の削減などによりまして、年間で182万8千円を見込んでおります。

○川上委員

その分が当該会社の労働者の人件費圧縮分になったということになるかと思えます。それで、飯塚清掃工場、それから飯塚・桂川の桂苑、それから福岡県央、それぞれ工場があるわけですが、それぞれの直面している課題、どういうふうにとめてあるか、お尋ねします。

○環境対策課長

それぞれの直面してる課題につきましては、まず飯塚市清掃工場につきましては、基幹的な設備については、操業開始からおおむね10年から15年ごとに実施をしております大規模整備工事等を行いながら、施設の維持に当たっているものでございます。施設の改修などの延命化を図ることが課題になっていると思います。また、桂苑につきましても、飯塚市清掃工場同様に、施設の改修などを図りながら延命化を図っているのが課題でございます。ごみ燃料化センターにつきましても、同様な延命化措置が課題でございます。

○川上委員

わかりました。飯塚クリーンセンターについては基本的に20年、言葉の意味の捉え方いろいろあるかもしれませんが、基本的には新日鉄の支配下にある工場だと思うのですね。それで、この新日鉄及びその子会社と意見の協議、新日鉄の意見はどのような形で市に反映しているのか、お尋ねします。

○環境対策課長

管理を委託しております運営管理業務委託業者は、日鉄住金環境プラントソリューションズ株式会社、通称NSESと呼んでおります。ここの協議につきましては、毎日の朝の打ち合わせを定期的に毎朝行っております。また、省エネに対する推進につきましては、毎月1回、省エネルギー推進委員会を行って、省エネ対策に取り組んでおります。日々の管理運営や設備の状況等の協議は定期的に打ち合わせを行っております。

○川上委員

追加資料の9ページに、ごみ袋の販売額推移が書いてあります。それで、ごみ袋販売による実質収入はどのくらいなのか、お尋ねします。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 17:23

再 開 17:23

委員会を再開いたします。

○川上委員

失礼しました。わかりました。それで、ごみ袋代が例えば大きい袋で10枚で700円に消費税が今ついているのだけでも、やっぱり高い。合併のときの約束とも違うんですよね。旧飯塚で言えば700円を500円に戻して、また700円に上げた時点で、合併協定違反ということになっています。そういうこともありますし、この際、500円に戻すことを検討してもらいたいと要望して、この質問を終わります。

○委員長



次に、総括、保育行政について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

子育てセンター利用状況について、追加資料68ページがありますけれども、私は、この子育てセンター運営して、平成27年運営して、その過程で子ども・子育て計画をつくり、引き続き5カ所で行きたいという市の方針、平成27年に決めているんですよ。ところが、その年度のうちにこの方針をひっくり返すのですね。これはどうも本会議でもほかの議員の方からも質問があったのだけど解せないわけです。そういう形で4カ所に変更した理由をお尋ねします。

○子育て支援課長

子育てプラザ、街なか子育てひろばですけども、面積を1.5倍にし、1キロ以内の飯塚子育て支援センターと街なか子育てひろばを統合させて、4カ所にしたわけですけども、商店街に親子が多く集まり、そしてにぎわいを取り戻す子育てプラザ設置の取り組みと同じような側面が考えられるということをお理由としております。また1キロ以内にある子育て支援センターの利用者を受け入れる広さも確保しておりますし、おもちゃを加えたり、飯塚図書館との連携で、ママ向けの育児書や子供向けの絵本などを貸し出しできるようにしたり、読み聞かせや新作エプロンシアターの取り組み、また夏には屋上にプールなどを整備して支援の内容の充実を図って、街なか子育てひろばを充実させることで、飯塚子育て支援センターを包括するものだと考えております。

○川上委員

中心市街地を賑やかにするというのは理解ができます。しかし、理解できないのはその一方で、もう一つを倒してしまうということですし、さらに言えば、この両方の考えを同時並行で市が進めたってことです。5つとこちらで言いながら、実際には4つで行こうとしていたわけでしょう。よくこんなことができたと思いますよ。こちらには5つ、こちらでは4つで行きます。同時並行で市役所の頭の中には行ってたわけですね。こういうのを市民は信用できないわけです。いつ、どの段階で4つということを決めたのですか。

○子育て支援課長

3月末で、平成28年度の予算、委託料が可決されましたので、その時点で飯塚子育て支援センターの廃止というのは確定しております。

○川上委員

そんな適当なこと言ったらだめですよ。予算要求するでしょう。予算編成に載せていくじゃないですか。予算要求した瞬間にもう決めてるでしょう。本当のことを言えば、次に行けるじゃないですか。

○委員長

平成28年度予算にかかわることなんですけれども、27年度決算を受けて、そういうふうな数を減らしたということでしょうから、そこは1問答えられる範囲で答えていただければ、それ以上は川上委員もお聞きにならないと思います。

暫時休憩します。

休 憩 17:30

再 開 17:31

委員会を再開いたします。

○川上委員

平成27年中に決断したことです。これ答弁できないというのは、あるいは答弁しないというのはひどいですよ。通告もしたんだから。

○委員長

平成28年度予算なので、簡潔で結構なんです。

○子育て支援課長

平成28年度の予算は11月に編成しますけれども、当初予算の要求をする時点では12カ月分の委託料を組んで計上しておりましたが、1月で内示が出ましたので、そのときに10月までというところの決定がなされていると聞いております。

○川上委員

仕事をしないといけませんよ。部長が助けないとどうするんですか。こっちでは5と言い、こっちでは4と言い、どういう精神状態だったんですか。つらかったでしょう。それで、要望だけしておきたいと思うんですけども、保育料、守口市が断然すごいことをやり始めたでしょう。それで、やる気になったらできるんですよ。財源も探せばある。さっき財政課長が好転と言ったでしょ。だからぜひ保育料、それから児童クラブ利用料、子どもにかかわる全体としてみて、これも全部で1家庭10万円ぐらい切り下げるぐらいの覚悟で、これはこう、これはこう、これはこうぐらいのつもりでね、検討したらどうですか、仕事のやりがいがあると思いますよ。終わります。

暫時休憩します。

休 憩 17:33

再 開 17:50

委員会を再開いたします。

川上委員にお願いをいたします。残す質疑が全て、川上委員の通告のみとなっておりますので、各委員もご協力いただいておりますが、他の委員会や一般質問に振りかえできるものは、割愛していただきますように、よろしくお願い申し上げます。それでは総括、人権同和行政関連について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料集の20ページから58ページまで、関連の資料を提出していただいています。市の補助金を出している団体のうち、部落解放同盟飯塚市協議会は、その規約によれば、24ページですが、事務所を飯塚市伊岐須869の1に置くというふうになっておりますけれども、飯塚市と部落解放同盟、賃貸借契約はどのようになっていますか。

○人権同和政策課長

部落解放同盟につきましては、3団体で組織する伊岐須会館運営協議会の中の一員として、入られています。一部事務所を利用しています。根拠は、その運営する管理団体と市有財産使用貸借契約を結んでおります。

○川上委員

会館全体を貸してしているんですか。それとも特定の部屋を貸してしているんですか。

○人権同和政策課長

3団体とも、事務所の一部を貸しております。

○川上委員

3団体のことは聞いていないんですよ。部落解放同盟飯塚市協に貸しているのは、伊岐須会館全体を貸しているのか、特定の専用の部屋を貸しておるのかと聞いたんですよ。

○人権同和政策課長

事務所の一部を貸しております。全体は貸しておりません。

○川上委員

その事務所の一部というのとは、どこのことですか。

○人権同和政策課長

1階の入って右側の部分になっております。

○川上委員

そこはもともと市民が使っているところではないですか。椅子式のところでしょう。何の理由で、そこを解放同盟の部屋にしているんですか。

○人権同和政策課長

解放同盟につきましては、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律で自治体の責務が明確に述べてあり、飯塚市人権同和問題の解決に向けた自主的研修や啓発活動、人権相談、地域活動など、人権の問題の解決に向けて行政の補完業務をしている団体であり、住民の福祉を増進するために公益上必要ということで、施設の一部を利用しております。

○川上委員

こういう論戦をして、穂波、それから筑穂から解放同盟が撤退したじゃないですか。同じお話をしたんですよ。10年たったらこういうことができるんですか。全く許しがたい。それから、人権同和啓発事業委託料4809万円ですが、委託先のNPO人権ネットいづかはどのような活動実態、役員体制になっていますか。

○人権同和政策課長

NPO法人人権ネットいづかは、平成16年4月に設立された団体で、市民の人権意識の高揚を図るとともに、人権のまちづくりに向け、教育啓発を推進することを目的として設立した団体です。役員体制につきましては、理事が9人になっております。

○川上委員

この団体に委託した業務というのは、なんですか。

○人権同和政策課長

NPO法人人権ネットにつきましては、特定非営利活動推進促進法、第10条の規定により、県知事より人権啓発事業などを認証された法人でございまして、人権問題を熟知し、かつ啓発業務のノウハウを持っている市内の業者がほかにいないため、ここと契約しているものです。

○川上委員

ここしかできないような事業をあなた方がつくるほうがおかしいでしょうね。ここしかできないような事業は、本当に必要なのか。考えなきゃいかんと思いますね。それで、合併してからでもいいけども、10年間合併以降、総額で委託料は幾らになりますか。

○人権同和政策課長

約3億2696万円になります。

○川上委員

そういう額を投げ渡しているわけですね。理事長は松本健一さん、元解放同盟飯塚市協の責任者だと思います。彼は、解放同盟の責任者として、この飯塚集会所にずっといて、平成16年7月以降は解放同盟中央の方針でこの人権ネット、NPOをつくる。そして理事長になる。そして、その後はこの人権ネットの理事長という形であそこにずっと居続けているわけですね。異常さを感じませんか。

○人権同和政策課長

人権問題等を、人権啓発の事業などをやれているNPOということで、おられます。

○川上委員

異常を感じないかと聞いたんだけど、感じないという答弁ですね。どうなんですか、異常だけど、もう、ものが言えないという感じですか。

○人権同和政策課長

委託先の代表者になっておられますので、選考は市がしておりますので、そういうことになると思います。

○川上委員

異常ということお認めになったんですね。それでね、選考したとかいうけど、そこしかいな

いんだから。10年間で3億6千万円といたしました。もう大半が人件費に消えているじゃないですか。それから、飯塚市人権・同和教育協議会に補助金が250万円出てるんだけど、内訳はどのようにしているんですか。

○人権同和政策課長

内訳につきましては、研究大会費99万9082円、各部門研修費150万5449円、学童部研修費94万8016円及び校区研修費1万円、合計251万4531円の決算となりますが、事業費補助で補助対応ということで、補助金250万円を交付しております。

○川上委員

この会費は91万2千円なんです。補助金が250万円でしょう。負担金というのがありますね。福岡県の団体でしょうけど、県レベルの団体でしょうけど、県同協に68万円出しますね。市民の税金がこの県同協というところに68万円行っている計算になりますけど、この県同協という団体については承知されていますか。

○人権同和政策課長

負担金は平成27年度決算で65万6540円になっていると思いますが。県同協につきましては、人権と共生の社会を実現するために、部落問題の解決を目指す同和教育の内実を基盤に据え、人権教育の確立に向けた研究と実践に努めることを目的とした団体であります。

○川上委員

この資料を読んで大変驚いたんですけど、これは普通の団体ではないですね。民主的な運営とかない団体ですね。例えば、役員会とかいうのは開かれないんですね。開かれないでしょう。定期的に役員会は開かれていないでしょう。

○人権同和政策課長

すみません、資料等がありませんのでわかりません。

○川上委員

役員会は会長が思いついたときにするんですよ、これは。そして、事務所もどこかわからないんです。会長がポンと決めるんですよ。そういう資料ないですかね。こういう団体に負担金が、65万円と言いましたか、そういう額が市民の税金が負担金として行くのはおかしいと思うんですよ。そういうのはチェックしてますか。

○人権同和政策課長

65万6540円は、ちょっと説明不足ですみませんでした。これは会費から支払われております。

○川上委員

それは関係ないですよ。会費からって、会費は92万円しかないんですよ。会費の大半が、県団体に、下部組織でもないのに負担するのはおかしいでしょう。そんなに負担するわけじゃないですよ、会費で、普通の団体は。だから、会費がこれに充てられているのは信用ができない。それでどういうことになるかという、この自主的研究団体とかいうことになっているけど、実際は税金で丸抱えの団体というのが実態じゃないかと思います。そこに対して、これまでどれだけの税金を投入してきたでしょうか。抜本的に見直すときをすでに迎えていると思います。それから次、人件費が同和対策関連の仕事があると思うんだけど、皆さんのところには、職員で部落解放同盟の推薦を受けて就職されている方がありますか。

○人権同和政策課長

ありません。

○川上委員

部落解放同盟との補助金額交渉とか言うんでしょうか。話し合いのときには、休暇を取って、団体の側に立って交渉していく。そういう役割を果たす。これ労働組合とは違いますからね。

そういうことを、何によって認められますか。

○人権同和政策課長

地方公務員法第35条の勤務時間中の職務専念義務になりますと考えます。

○川上委員

だから、休暇取らないで、そこにいたら職務専念義務違反と言いたいんですね。だから、行政に対する請願行為は日本国憲法で保障されているから、請願行為をどンドンしたらいいんだけど、そこまでの癒着が、解放同盟と飯塚市の関係でお金と事務所とそれから人の癒着が、これまでよりも一層深まっているんじゃないかという心配をしております。

最後に、求めておきたいんですけども、同和对策施設条例について、従前から指摘をしております。あなた方も認めているとおりのみで、こういう名称の名前はもう卒業しているでしょう。だから、一般化しないといけないわけですね。だから、納骨堂だったら市納骨堂条例、それから、農業倉庫だったら、そのように。共同作業所であれば、共同作業所のように、それぞれに当時つくったときの財源が何かによらず、今の国の方針のとおり一般化のための条例をつくったらいいですよ。ホームページで別表が見えないようにとりあえずはしているとか、意味がわからないでしょ。大体、部落解放同盟とかが一番に廃止要求しないといけないでしょう。何で部落解放同盟、あなた方が相談している相手が、補助金も何億円も渡している相手がこんなに残してくれって頼むんでしょかね。これぜひ廃止して、とりあえずは一般化する。要求しておきたいと思います。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、総括質疑を終結いたします。

以上をもちまして、一般会計歳入歳出決算全般について、全ての質疑を終結いたします。

なお、討論、採決につきましては保留して、「財産に関する調書」及び「基金の運用状況に関する調書」に対する質疑終結後に行いますので、ご了承願います。また、各特別会計の審査におきましても、討論、採決は同じ運営をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

これより特別会計の審査に入りますが、特別会計の審査につきましては会計ごとに行います。

まず、「認定第2号 平成27年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています296ページ、国民健康保険税について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料集の104ページから106ページに資料があると思います。国保会計の現在の収支のバランス、今後の見通し、あわせてお尋ねをいたします。

○医療保険課長

まず、平成27年度の決算についてお答えいたします。歳入決算額は決算書にございますとおり173億2715万3817円、歳出決算額につきまして170億9769万3088円であり、実質収支で2億2946万729円の黒字決算となっております。また、この額から前年度の実質収支を差し引きました単年度収支では、6847万6013円の赤字でございます。平成25年度に税率改定をしまして、平成27年度までは何とか黒字を保って、実質単年度収支では黒字を保っているという状況でございます。ただ、今後の見通しといたしまして、全国的に言われておりますが、被保険者の高齢化それから医療技術の高度化、さらには新薬、高額な薬剤等の保険適用によりまして非常に厳しい財政状況になるものと考えております。

○川上委員

それに対して、どう手を打つかということが今度の決算からも浮き彫りになっていると思います。私は第1に国に補助をふやせと主張すること。同時に本市として、負担を、国民健康保険税引き上げなどではなくて、負担軽減に向けて、法定外繰り入れを行うべきだというふうに2つのこと考えておりますけど、市としてはどういう考えでしょうか。

○医療保険課長

平成25年度に税率改定をしました際に、それまでは療養給付費等の国県負担金減額分相当額の50%、24年度までは繰り入れをしておりましたが、平成25年度の税率改定にあわせて、少しでも負担を軽減すべきだということで、25年度以降、減額相当分につきましては100%を繰り入れているところでございます。

○川上委員

法定外繰り入れをしておりますという答弁だと思いますけれども、私は、それにとどまらずに考えていくべきだということではないかということをお願いしたわけですね。さっきのおっしゃった法定外繰り入れについては、それはそれで大事なことなんだけれども、もともと市が子ども医療費助成制度の上乗せで、子育て世代と子どもをサポートしてるのに対して、国がこともあろうに補助金カットのペナルティーを加えているという重大問題に対しては何ごとかと言って、今全国で言ってる最中でしょう。こうしたときに、今度繰り入れますという面はいいんだけど、今まで繰り入れずに、繰り入れなかった分はどうしたんですか。国民健康保険税で押し付けてきたわけでしょう。加入されている方々に、国保世帯に押しつけてきたわけでしょう。それはずっと気がつかなかったわけですよ。ようやく気がついて、半分を入れましょうと。この半分というのはまたわからない。そして指摘を受けてようやく全額入れるようになったってことなんだけれども、いずれにしても、法定外繰り入れというのは悪いことではないということを確認したいんだけど、いかがですか。

○医療保険課長

今申しあげました療養給付費等国県負担金減額分の一般会計からの繰り入れにつきましては、法定外の繰り入れではございます。ただ、国としましては、国庫負担金の減額相当分については所要の財源措置を講じることといった国の通知がございまして、これに基づき、繰り入れをいたしております。また、国は、各市町村の政策判断により行われているものであり、決算補てん等目的以外の繰入金といったことで、必ずしも解消、削減すべき対象とはいえないものとして位置づけをされております。ただ一方で、保険税の負担緩和、いわゆる引き下げですが、これを図るための繰り入れにつきましては、法定外の繰入金の中でも決算補てん等のための繰り入れといたしまして、計画的、段階的に解消、削減すべきものと位置づけをされております。このような国保税引き下げのための繰り入れにつきましては、健全な国保財政の運営といった観点からも、これによる国保税の引き下げはすべきではないというふうに考えております。

○川上委員

子どものために力尽くした自治体の補助金をカットしてね、国が何の資格があつて、そういうこと言うんですか。そんなこと言うくらいならね、補助金カットやめて、同時に、自分が補助率を減らしてきたわけだから、もとに戻せよと、これが今の全国6団体の要求ではないですか。今の答弁は、全国6団体の水準とも、水準というか、方向とも逆行する答弁です。国の官僚の答弁とあまり変わりません。全国的には1700を超える自治体のうち、法定外繰り入れやってないところは460くらいじゃないですか。これは厚生労働省が発表している数字ですよ。厚生労働省は自分が補助率を下げていく。そしてよいことやっている所にはカットする。何を言うんですか、地方自治体に。そういう資格があるかといって返すのが本筋ですよ。だから、公費を投入することは悪いことではないということをね、やっぱりはっきりさせておく必要がある。財政的な実力も考えなきゃいけませんよ、それは。それと私は、この際指摘したいのは、

保険者としての市が国民の命と健康を守ることが第一義の課題だと思います。したがって、国民健康保険証の取り上げだとか、それから、高齢者に短期保険証を渡すだとかいうことはあり得ないというふうに思います。特に、滞納世帯に対する国保証を渡すかどうかについて、医療保険課が責任を負わないで税務課が責任を負っているという実態があります。こういうことでは、国保のまともな運営できないじゃないですか。この際、医療保険課は名称をもとの健康増進課に戻して、市民、住民の命と健康を第一に考える仕事をできるようにしてもらいたいと思います。質問を終わろうと思いますけど、今の要望をお願いします。

○委員長

次の指摘事項につきましては、取り下げの申し出を受けておりますので、指摘事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第3号 平成27年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています316ページ、介護保険料について川上委員の質疑を許します。

○川上委員

介護保険料の推移をお尋ねいたします。

○介護保険課長

手元の資料で年額になりますけど、平成18年度からになりますけど、介護保険は3期ごとに見直しを行っております。18、19、20年度が5万9700円。21、22、23年度が同じく5万9700円。24、25、26年度が7万680円。27、28、29年度が7万7760円となっております。年額でございます。

○川上委員

高いということで、苦勞されている方多いと思うのですが、滞納、それから差し押さえの状況、資料もありますけれども、どのようになっておるのか、どう受けとめておるか、お尋ねします。

○介護保険課長

平成27年度において、保険料を滞納されている方につきましては1150名になっております。

○川上委員

その滞納に対する差し押さえだとかはどうなってますか。

○介護保険課長

平成27年度に差し押さえを行ったものは10名で、対象金額は149万2210円になります。

○川上委員

滞納をしてしまうと、介護サービスにどういう影響が出ますか。

○介護保険課長

どのような影響があるかということですが、介護保険法により、一定期間滞納された方についてはサービス利用に当たりまして、1年以上滞納されますと、自己負担、当初負担のサービス費用の個人負担について、一旦全額負担していただいた後に償還払いをする方法、措置。それから1年6カ月以上滞納された場合は、一時給付が差し止められる措置。また2年以上滞納されて、2年が時効でございますので、保険料徴取消滅期間がある場合につきましては、利用料の負担が、現在1割または2割から3割に引き上げられたりする措置がございます。また3割負担の場合は、高額サービスが受けられなくなったり、居住費、いわゆるホテルコスト分の

負担限度額の認定が受けられなくなるといった措置がございます。

○川上委員

非常に過酷だと思うんですね。それで、法そのものを改めさせる取り組みが必要かと思えますけど、当面、そういう事態にならないために、さまざまなサポートを、滞納するものは仕方がないというスタンスではなくって、それをサポートするような取り組みが求められると思います。これは質問を終わります。

○委員長

次の質疑事項については、取り下げの申し出がっております。322ページ、介護保険特別会計、介護認定審査会費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

介護認定審査会の体制がどうなっておるのか、まずお聞きします。

○介護保険課長

体制ということで、審査会の構成のほうでよろしいでしょうか。審査会は平成27年度においては102名の専門員で構成されて、15のグループ、いわゆる合議体と言いますが、編成いたしまして、1合議体、6名から7名で審査を行っております。審査会につきましては、おおむね3合議体を週に2回開催しております。1回の審査会で30件を審議しております。

○川上委員

市民からは、希望する認定がないので大変困っていると、本人というよりはむしろ家族の方が多いように思うのだけれども。必要な人に必要なサービスが提供されるというのが介護保険の出発、原則なんですね。ところが希望しているのに、自分が必要だと思う認定がくだらない、軽く見られるというために、本当に希望する必要なサービスが受けられないという状況があります。そうしたことについて、市としてはどのように把握しているか、お尋ねします。

○介護保険課長

必要な方に必要なサービスをということでございますけれども、先ほどもお話ししましたが、102名の審査会の委員さんで審査を行っていただいておりますけれども、その前に訪問調査というのを行いまして、その中で74項目の基本調査を行ったあとに、一次判定ということになります。そういったものについての訪問調査の結果と主治医の意見書をあわせたところで、いわゆる介護の手間という、介護独特の算定の方法でございますが、そういったものを、手間を分数であらわしたものを時間に置き換えるといった作業を行っております。そういったことも含めまして専門の委員さん、主治医意見書、それから調査票の特記事項、そういったものを加味した中で審査を行っております。また、委員が言われました、介護を受けたい方が必要なサービスをということでございますが、もしそういった内容について容態の変化等が見られた場合については、変更申請といった手続もできるようになっておりますので、そういった手続についてもご紹介しておるところでございます。

○川上委員

私が言った高齢者の悩みの声は、どこで把握するようになっていきますか。

○介護保険課長

そういった介護の認定に関する部分につきましては、電話等あるいは窓口等で適宜ご相談を受けておるような状態でございます。

○川上委員

そうしたら、その状況を全て掌握するようにして、それぞれに適切に対応するとともに、全体的に介護認定審査に当たって改善しなければならないところはないか、ぜひ検討してもらいたいと思います。国が介護保険に係る支出を減らすために認定基準を厳しくして、認定の軽度化を図るというのを強く押し出していますね。適正化というふうに呼んでると思うけど。そうした



中で、必要なのに受けられないという人がないように、あれば解決できるように、その体制もとってもらいたいというふうに思います。質問を終わります。

○委員長

326 ページ、介護保険特別会計、地域密着型介護サービス事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料集の108 ページに資料がございます。それで先ほどは受けたサービスが認定がされないために受けられない方のことを言いましたけども、今度は、認定を受けても今のような介護報酬の改定の状況であれば、本市の大事な介護サービスの基盤が崩れてしまうのではないかと心配をしたんです。資料いただいて見ますと、数字だけ見れば、そうでもないようなこともあるんですけども、今のような国のやり方が進めば、かなり四苦八苦で頑張っているところも多いので、あるときから突然、特にデイサービスなど行き場がなくなってしまうということにならないのか、そういう心配しておりますけど、介護保険課としては、そういう心配については、どう考えていますか。

○介護保険課長

利用についてということでございますが、報酬単価の動向につきましては、国において、国の審議会、社会保障審議会等で十分な協議がなされて、また、それにあわせて市の事業計画策定時に見直しが行われております。そのようなことを考えて、先ほど議員心配されてある、本市においては、そういった小規模な通所介護等については、減少していくのではないかとということでございますが、実情としては、県内では数量的にも現在一定充実しております。また、そういった状況の中で、現在適正なサービスのもとに運営がなされているものと考えております。

○川上委員

非常に心配しております。質問を終わります。

○委員長

328 ページ、介護保険特別会計、その他の一般管理費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

地域包括支援センター運営協議会について活動の実績をお尋ねします。

○高齢者支援課長

平成27年度の地域包括支援センター運営協議会は3回実施しております。そちらで協議した主な内容につきましては、地域包括支援センターの設置の承認に関する事項が主なものとなっております。

○川上委員

質問を終わります。

○委員長

次の質疑事項については取り下げの申し出がっておりますので、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第4号 平成27年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています342 ページ、後期高齢者医療保険料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

端的に聞きますけれども、後期高齢者保険料の軽減を求めるという点で検討したことがありますか。

○医療保険課長

本市としましては、全国市長会、九州市長会、県の市長会、そういったところを通じまして、この後期高齢者医療保険料の軽減等につきまして要望をしているところでございます。

○川上委員

現在、滞納件数どのくらいになっているのか、お尋ねします。

○医療保険課長

滞納件数でございますが、配付資料の109ページに關係の資料がございます。滞納者数、平成27年度でございますが148名でございます。

○川上委員

資格証明書の発行はゼロとなっております。この資格証明書の発行、なぜないんですか。

○医療保険課長

高齢者の医療の確保に関する法律等により、本来ですと、保険料を滞納している被保険者につきましては、一定期間を経過するまでの間に、納期限から1年を経過するまでの間に保険料を納付しない場合には、被保険者証の返還を求めて、特別な事情がある場合を除きまして、資格証明書を交付することとなっております。ただ、資格証の交付につきましては、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないように、原則として交付しないこととされておりまして、実際の交付件数はゼロとなっております。

○川上委員

同じ趣旨の法律なのに、高齢者に短期保険証を発行する理由がわかりません。どういうことでしょうか。

○医療保険課長

短期証の発行につきましては、あくまでも滞納者に直接納付を働きかける機会を確保するための一つの手段でありまして、まじめに保険料を納付している被保険者との公平性の観点からも交付をされているところでございます。

○川上委員

そういうときには「まじめに」という日本語は使わないんですよ。話し合う機会をつくるという一つの手段というわけでしょ。話し合う手段を、ルートとしては過酷、高齢者にとっては過酷過ぎるのではないかと思います。話し合いたいんだったら話し合えばいいじゃないですか。短期保険証で縛って、切れるごとに来るでしょうというようなのではなくて。高齢者なんですからね。保険証をきちんと1年通用するやつを渡して、切れ目なく病院に行けるように、不安なく、そして話をするべき対象というのは、30件くらいでしょ。平成27年度で28件でしょ。話すればいいじゃないですか。だから、こういう過酷な手段によって話し合いの場を確保しようとかいうふうに思わないで、改善してもらいたいというふうに思います。質問を終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第5号 平成27年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑事項一覧表に記載されていません事項については取り下げの申し出がっておりますので、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第6号 平成27年度飯塚市小型自動車競争事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。まず質疑事項一覧表に記載されています354ページ、場外発売業務負担金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

委員長、このオートレース関係は4本出しておりますけども、まとめて聞いていいですか。

○委員長

お願いします。

○川上委員

場外発売業務負担金について、内訳をお尋ねします。

○経営管理課長

場外発売負担金の内訳でございますが、川口、伊勢崎、浜松、山陽、船橋場開催のレースを飯塚場及び飯塚管理施行の専用場外場において場外発売をした場合の負担金でございます。内訳は、川口市1億8643万8420円、伊勢崎市1億1561万8503円、浜松市1億2470万4419円、山陽小野田市8579万4467円、千葉県5661万6372円、船橋市5603万9244円となっております。

○川上委員

場外発売関係費についてですけれども、臨時従事員の賃金について説明を求めます。

○経営管理課長

臨時従事員の賃金でございますが、こちらのほうは地方自治法252条の17、職員の派遣等に基づきまして、飯塚場における開催を他場で行った場合に臨時従事人の賃金として支払いをしておるものでございます。

○川上委員

それから、場外発売経費負担金ですが、場外発売関係のバランスがどうなっておるのか、あわせてお尋ねします。

○経営管理課長

場外発売施設経費の負担金のバランスということでございますか。各場ごとのバランスでよろしいでしょうか。「場外発売関係の収支のバランスだけ」と発言する者あり)収支のバランスでございますけれども、専用場外場のみでいいますと、飯塚市の収益として平成27年度分につきましては1600万円ほどの収益が上がっております。

○川上委員

包括的民間委託料について、委託料の内訳をお尋ねします。

○経営管理課長

委託料の算出根拠でございますが、包括的民間委託料は、歳入から施行者が負担する開催経費及び収益補償を差し引いた残額を包括的民間委託料としております。したがって、平成27年度決算では本来の小型自動車競争事業と関係のない収入である社会資本整備総合交付金、基金預金利子、基金運用収入、JKA交付金還付を除く歳入114億8823万5425円から、施行者が負担する開催経費104億8713万8444円、収益補償が3億6115万9574円を引いた額を包括的民間委託料6億3993万7407円としております。

○川上委員

最後に要望ですけれども、施設改善事業に関して、走路を初めとして、安全対策に万全を期していただきますように要望してこの質問を終わります。

○委員長

次に、指摘事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に「認定第7号 平成27年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています364ページ、集落排水処理施設使用料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

調査しましたので、取り下げます。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第8号 平成27年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑事項一覧表に記載されております質疑事項については取り下げの申し出がっておりますので、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第9号 平成27年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。まず、質疑事項一覧表の質疑事項については取り下げの申し出がっておりますので、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第10号 平成27年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています384ページ、鯉田工業団地管理費及び目尾工業団地管理費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

鯉田工業団地の入口にある調整池は、私の調べでは、三菱の資料に基づく調べでは、調整池の池面の近くまで、古洞と呼ばれる石炭を掘った跡、坑道があるようになっていました。現在の、この調整池がどういう状況にあるのか、安全は確認しているのか、お尋ねします。

○土木管理課長

調整池の確認につきましては、古洞による底面に水の吸出しがないことは確認しております。また今年度にしゅんせつを行いますので、そのときにまた確認はしたいと思っております。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第11号 平成27年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑事項一覧表に記載の事項については取り下げの申し出がっておりますので、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第12号 平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています394ページ、小学校給食費及び中学校給食費について川上委員の質疑を許します。

○川上委員

委員長、この項目とあと小学校賄い材料費及び中学校賄い材料費と、各自校式給食施設整備事業費について、3つ合わせて聞いていいですか。

○委員長

お願いします。

○川上委員

まず給食費についてですけれども、この間の給食費の納入状況、動向をどう見ているのか、お尋ねをします。

○学校給食課長

納入の状況でございますけれども、配布の資料、お渡しをしております。過去3年分で申し上げますと、平成25年度4億9409万7516円の調定に対しまして、収入済額が、4億8797万5519円で98.7%の収納率となっております。それから27年度につきましては、5億615万1017円の調定に対しまして、5億13万8832円の収入、収納率98.81%といったような状況となっております。

○川上委員

未納の理由及び未納対策についてはどのように行われておるのか、お尋ねをします。

○学校給食課長

まず、未納が発生いたしましたら、督促状をまずお送りいたします。その時点で、何らかの連絡等がございましたら、未納の理由等をお聞きをいたしまして、経済的な状況で支払えないというような状況がございましたら、まずは就学援助の制度のご案内を差し上げているところでございます。それでもなかなか払えないと、経済的な理由以外でも滞納発生することございますので、そういった悪質とっていいような状況がございましたら、最終的には訪問して、分割納入の指導とか分割納入の誓約書等を取って、それで従ってやっていくわけですけれども、それでもなかなか支払っていただけない場合には、最終的には支払督促といった法的手段を使うことございます。そういった状況で対応しております。

○川上委員

未納世帯をどう見るかということもあると思います。悪質という言葉もありましたけれども、子育て最中の家庭の中に潜むさまざまな問題もあろうかと思えます。それで学校給食課だけで対応してよい場合もあろうかと思えますけれども、状況によっては家庭児童相談員とか、そうしたところとも連携を取りながら、そういう目線でアプローチすることも大事ではないかと思えます。同時に、これは市長にということになるかも知れませんが、子育て世代サポートと、先ほどからいろいろ言いましたけれども、嘉麻市が学校給食について半額補助など検討を始めたという話も聞いております。そのほか全国各地で無料化とか思い切ったことやっております。本市としても、ぜひ検討してもらいたいというふうに思っていますので、これは要望にしておきたいと思えます。それから、続けていいですか。

○委員長

はい。

○川上委員

食材費の問題なんですけれども、最近特に野菜が高いということもありました。昨年もそうだったのではないかと思います。その状況をどのように捉えていますか。

○学校給食課長

質問委員言われますように、食材、特に野菜等は天候の影響を受けまして、高騰することがございます。ことしにつきましても、北海道の台風被害に伴いましてタマネギとかジャガイモといったあたりの食材が非常に高騰いたしまして、納入先の変更等を検討せざるを得ない状況とかになっていることは、そういう実情はございます。

○川上委員

かつて学校給食費値上げの折に、随分むだな議論をしたことがあります。学校給食法によって、市から補填することはできないんだと、保護者が責任を負わなくてはならないとかいう議論をしたことがありましたけど、本当にむだな議論でした。全国的に先ほど言ったような状況もありますので、必要な補填を市がして構わないという状況だということをお話ししておきたいと思います。それからもう一つ、自校方式についてなのですけども、とりわけ子どもの多い学校なのですけど、一番多いのは、どのくらいの食数を用意していますか。

○学校給食課長

統合とか小中一貫校の建設とかいうことで大規模化した学校で申し上げますと、日々の提供数は変わりますので、設計図の基準食数で申し上げますと、現状で多いところでは、第1中学校が740食となっております。それから、これはまだ完成していませんけれども、小中一貫校の幸袋校では820、小中一貫校の穂波東では1010、小中一貫校の鎮西校では1050ということを経験しております。

○川上委員

規模が大きいところについては、教育上のさまざまなリスクも大きくなるのですが、特にこの大規模給食ということになると、食中毒だとか、いろんな面で気をつけることが多いと思うけれども、大規模だという点で、今どういったことに気をつけてありますか。

○学校給食課長

現在、自校式の給食調理業務を委託する場合には、プロポーザル方式により委託業者を選定させていただいておりますけれども、その際に、これまでに受託してきた調理業務の実績等を確認しております。そういった実績の豊富さといったところも選考の場合の加点対象としておるところでございます。今確認しておるところでは、現在、市のほうで委託をしている業者さん、全て自校式で1千食以上の実績を有している業者さんということにはなっております。その他、業務に必要な人員配置計画がきちんとなされているか、その人件費がきちっと提案金額に含まれているかといったような確認はさせていただいております。

○川上委員

かつて0157の問題があったとき、職員は気をつけているんだけど、発生したということがありました。これは感染ルートの問題もあるのだけど、施設で清潔、不潔の区別がつきにくくなるような施設の状況というのもあったと思います。それで、現在、大規模になっているところ及び今後、穂波東、鎮西、それから幸袋、規模が大きくなる場所については、特別にそのような安全確認を、私は、保健所の役割もあろうかとは思っておりますけど、どう考えてありますか。

○学校給食課長

委員おっしゃいますような衛生管理につきましては、日頃から学校給食の提供においては一番重要なことだというふうに認識をしております。保健所のほうも毎年6月には全ての施設ではありませんけども巡回、隔年では全てだいたい回るような形で巡回に入っておりますし、市に配置されております栄養士さんも自主的に全ての施設を巡回指導しているといったような状況もございます。また、毎年夏には全調理員を集めた衛生の研修会等も実施をしているということで、大規模だから特別にというようなことはございませんけれども、そういった衛生管理

につきましては、最大の力を入れて、今取り組んでいるところでございます。

○川上委員

やっぱり大規模だからというのが、あると思うのですよ。大規模だから起こるリスクが大きいと思うし、起こったときの広がりというの、当然大きいわけですから、この大規模化というところでの注意が必要だと思います。給食センターについては、職員の方が検食していると思いますが、学校ではどなたが検食していますか。

○学校給食課長

給食は、学校では校長先生が行われています。

○委員長

質疑事項一覧表に記載されている2つの質疑事項については取り下げの申し出がっておりますので、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、財産に関する調書及び基金の運用状況に関する調書に対する質疑を許します。

まず質疑事項一覧表に記載されています、404ページ、普通財産について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

取り下げます。

○委員長

次に、405ページ、財産に関する調書、飯塚市土地開発公社出資金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

これについても、調査が行きましたので取り下げます。

○委員長

残り1つの質疑事項についても取り下げの申し出がっておりますので、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、財産に関する調書及び基金の運用状況に関する調書に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は、会計ごとに行います。

最初に、「認定第1号 平成27年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。私は平成27年度一般会計決算に反対し、討論を行います。詳しくは本会議で述べることにします。平成27年度一般会計決算は、歳入で684億8400万円余、歳出で661億3700万円余であります。過去最大規模となったわけです。平成27年度は合併から10年目、齊藤市政3期目の2年目、本市の現在とともに将来にかかわる極めて大きな節目でした。自民党、公明党の安倍政権のもと、地方各地で社会保障の抑制と切り下げの一方で、借金による巨額の財政出動が行われました。こうした中、本市においては行財政改革路線による福祉の抑制と切り捨てが大きく進められ、合併特例債による借金の増大のもと、新庁舎建設を初め旧飯塚市の市街地への財政出動の集中、無謀な小中学校の大規模統廃合があり、さらに赤坂調整池計画、観音山市有地貸し付け、教育委員会発注工事発注、物品購入に係る1社入札、100%落札を初めとした異常な入札結果があり、地方自治の本旨である福祉の増進、むだづかいを削る、清潔で透明な市政運営を行うという視点から見て、市政運営方

針の誤り、さらに、その中で市政運営の幹部職員の規律が大きく損なわれていることが明らかになりました。よって今回決算は認められません。以上で討論を終わります。

○委員長

他に討論はありますか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第1号 平成27年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに、賛成の委員は举手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第2号 平成27年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありますか。

○川上委員

詳しくは本会議で述べますけれども、高過ぎる国民健康保険税及び資格証の発行等のために、認めることができません。

○委員長

ほかに討論はありますか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第2号 平成27年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は举手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第3号 平成27年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありますか。

○川上委員

高過ぎる介護保険料改善のため努力が見られず、決算を認めることができません。

○委員長

ほかに討論はありますか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第3号 平成27年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は举手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第4号 平成27年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありますか。

○川上委員

後期高齢者医療保険制度はそもそもごく高齢者を差別する医療制度であり、しかも本会計においては、滞納を理由に正規保険証を取り上げるという状況もあり、決算を認めることができません。

○委員長

ほかに討論はありますか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第4号 平成27年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は举手願います。

( 挙 手 )



賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第5号 平成27年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

暫時休憩します。

休 憩 19:06

再 開 19:06

委員会を再開いたします。

「認定第5号 平成27年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第6号 平成27年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

詳しくは本会議で述べますが、オートレースの運営を民間に一括で委託することは認められません。したがって、決算にも反対であります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第6号 平成27年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第7号 平成27年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第7号 平成27年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第8号 平成27年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第8号 平成27年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第9号 平成27年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第9号 平成27年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第10号 平成27年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

もともと安全性が心配される工業団地です。十分な安全対策は行われていないと思いますので、認めることはできません。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第10号 平成27年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第11号 平成27年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第11号 平成27年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に「認定第12号 平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

高過ぎる学校給食費と、それからリスクが大きくなる給食の大規模化により、決算を認めることができません。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第12号 平成27年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

休 憩 19:10

再 開 19:10

委員会を再開いたします。

正副委員長を代表いたしまして、一言御礼申し上げます。委員各位並びに執行部の皆様のご協力のたまもので、本特別委員会で無事に審査を終了することができました。心より感謝申し上げます。また、執行部の皆様におかれましては、通常業務繁忙の中、資料作成などしっかりと対応していただき、本当にご苦労様でした。

さて、委員会審査の中で各委員から指摘なり提言が多々あっておりましたが、執行部におかれましては、この意を酌んでいただき、しっかりと検討、協議をいただきまして、市民福祉の向上のため、また市政発展のため、より一層ご尽力いただきますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、平成27年度決算特別委員会を閉会いたします。長時間おつかれさまでした。